

# 秋田市宅地開発技術指針

令和6年4月1日以降

秋 田 市

# 目 次

はじめに	-----	1
第 1 章 調 査		
調 査		
( 1 ) 予備調査	-----	1
( 2 ) 本調査	-----	1
第 2 章 公共施設		
1 道 路		
( 1 ) 開発区域内道路の全般的な基準	-----	2
( 2 ) 道路の区分	-----	2
( 3 ) 道路の幅員	-----	2
( 4 ) 道路の構造	-----	7
( 5 ) 側溝等の設置	-----	1 4
( 6 ) 歩道	-----	1 4
( 7 ) 階段状道路の禁止	-----	1 6
( 8 ) 行止まり道路の禁止	-----	1 6
( 9 ) 交通安全施設等の設置	-----	1 6
( 10 ) 新設道路の占用物件	-----	1 6
( 11 ) 接続道路等	-----	1 7
( 12 ) 法面工	-----	1 8
( 13 ) 擁壁等	-----	1 8
( 14 ) 地下浸透による雨水排水処理		1 9
2 公 園 等		
( 1 ) 公園等の区分	-----	2 0
( 2 ) 公園等の配置	-----	2 0
( 3 ) 公園等の規模	-----	2 0
( 4 ) 公園等の立地条件	-----	2 0
( 5 ) 公園等の構造	-----	2 1
( 6 ) その他	-----	2 1
( 7 ) 公園を設置しないことができる場合	-----	2 3
3 水 路		
( 1 ) 水路の設計基準	-----	2 5
( 2 ) 調整池の設計基準	-----	2 5
4 下 水 道		
( 1 ) 雨水管路施設	-----	2 6
( 2 ) 污水管路施設等	-----	2 9
5 消 防 水 利		
( 1 ) 消防水利の設置	-----	3 5
( 2 ) 消火栓の基準	-----	3 5
( 3 ) 防火水槽の基準	-----	3 5
( 4 ) その他	-----	3 5

第 3 章	公益的施設	
1	ごみ収集場（ごみ集積所）	3 6
2	防犯灯等	
（1）	防犯灯	4 0
（2）	防犯灯以外の設置例	4 0
3	集会所	
（1）	集会所	4 1
4	その他公益的施設	4 2
第 4 章	住環境の整備および保全等	
1	街区構成等	4 3
2	敷地面積の最低限度	4 3
3	騒音・振動防止対策	4 3
4	汚水の処理	4 3
5	高齢者および障害者に対する配慮	4 4
6	工事中の環境保全対策	4 6
7	防災、安全措置	4 6
8	文化財の保護	5 1
第 5 章	公共施設等の管理および帰属等	
	公共施設の管理および帰属	5 4
附 則		
1	実施期日	5 6
2	技術基準の廃止	5 6
3	経過措置	5 6
附 則		
1	実施期日	5 6
資料編		
1	サウンディング	5 8
2	ボーリング	6 0
3	軟弱地盤対策	6 1
4	軟弱地盤対策の検討手順	6 1
5	出来形管理基準一覧表	6 2
6	秋田市都市緑化の推進に関する条例（抜粋）	7 0
7	開発行為に伴う給水施設の取扱いに関する要綱	7 1
8	各種施設構造図等（例）	
（1）	道路	7 4
（2）	公園	7 8
（3）	下水道	7 9
（4）	消防水利	8 6
（5）	ごみ収集場（ごみ集積所）	8 7
（6）	その他	8 8
9	転回広場の形状および寸法	8 9
1 0	土地区画整理手法による読替表	9 1
1 1	秋田県バリアフリー社会の形成に関する条例施行規則（抜粋）	9 2

# 秋田市宅地開発技術指針

平成14年11月1日  
都市整備部長決裁

## はじめに

この秋田市宅地開発技術指針（以下「技術指針」という。）は、都市計画法の定める公共施設、公益的施設、調整池等の防災施設、防犯灯その他開発行為により整備される施設（以下「公共施設等」という。）について技術的助言として定めたものである。

また内容としては、公共施設等について、本来公共団体（秋田市等）が帰属管理すべきものであることから、秋田市の行う公共事業と同等の基準をもって提示したものである。

この技術指針に基づき設計された公共施設等については、原則として「秋田市」で帰属管理することとしている。（ただし、本書に申請者管理と明記されている場合を除く。）

## 第 1 章 調 査

### 調 査

開発事業者は、開発行為の計画に着手する前に、行うべき調査としては以下のようなものがある。

#### （1）予備調査

開発事業者は、事前協議に先立って、次に掲げる調査を行うものとする。

- ① 既存の関係資料（地形図、地質図、周辺の他工事の土質・地質調査報告書等）の収集整理による地形及び地質の調査
- ② 道路の位置及び利用状況等の調査
- ③ 河川、水路、下水道その他の排水施設の位置及び利用状況等の調査
- ④ 都市ガス、電気、電信電話施設の位置及び利用状況等の調査
- ⑤ 給水施設の位置及び利用状況等の調査
- ⑥ 消防水利施設の位置及び利用状況等の調査
- ⑦ その他公共施設等の位置及び利用状況等の調査
- ⑧ 埋蔵文化財及び指定文化財等の調査
- ⑨ 急傾斜地崩壊危険区域等法令等で指定された区域の調査

#### （2）本調査

開発事業者は、法32条協議（法第34条の2第2項において準用する場合を含む。以下同じ。）に先立って、次に掲げる調査を行うものとする。ただし、開発区域面積が1ha未満の場合で、開発区域周辺に以前に調査したデータがあるときは、この限りではない。

なお、本調査は、予備調査と同時に行ってもよいものとする。

#### 地質調査及び土質調査

イ) 開発区域面積1ha以上：ボーリング調査

ロ) 開発区域面積1ha未満：サウンディング調査又はボーリング調査

備考 (a) 調査の結果、浅部に緩い砂粒土が分布し地震時の液状化が問題となる箇所では、液状化への対策、また、圧密沈下が予想される地盤の軟弱な箇所では、沈下への対策検討のため土質の力学的特性を把握する試験が必要となる。

(b) サウンディング、ボーリング調査等については、資料編を参照のこと。

## 第 2 章 公 共 施 設

### 1 道 路

#### (1) 開発区域内道路の全般的な基準

##### 政令第25条第1号

道路は、都市計画において定められた道路及び開発区域外の道路の機能を阻害することなく、かつ、開発区域外にある道路と接続する必要があるときは、当該道路と接続してこれらの道路の機能が有効に発揮されるように設計されていること。

#### (2) 道路の区分

開発行為により築造される道路は、次表のとおりである。

幹 線 道 路	開発区域内の骨格道路となるもので、区域内相互を連絡する道路
補 助 幹 線 道 路	幹線道路からの交通を街区に導入し、街区を連絡する道路
区 画 道 路	区画構成の基本となり、画地の交通の用に供する道路

#### (3) 道路の幅員

##### 政令第25条第2号

予定建築物等の用途、予定建築物等の敷地の規模等に応じて、6メートル以上12メートル以下で国土交通省令で定める幅員（小区間で通行上支障がない場合は、4メートル）以上の幅員の道路が当該予定建築物等の敷地に接するように配置されていること。ただし、開発区域の規模及び形状、開発区域の周辺の土地の地形及び利用の態様等に照らして、これによることが著しく困難と認められる場合であつて、環境の保全上、災害の防止上、通行の安全上及び事業活動の効率上支障がないと認められる規模及び構造の道路で国土交通省令で定めるものが配置されているときは、この限りでない。

##### 省令第20条

令第25条第2号の国土交通省令で定める道路の幅員は、住宅の敷地又は住宅以外の建築物若しくは第一種特定工作物の敷地でその規模が1,000平方メートル未満のものにあつては6メートル（多雪地域で、積雪時における交通の確保のため必要があると認められる場合にあつては、8メートル）、その他のものにあつては9メートルとする。

##### 省令第20条の2

令第25条第2号ただし書の国土交通省令で定める道路は、次に掲げる要件に該当するものとする。

- 1 開発区域内に新たに道路が整備されない場合の当該開発区域に接する道路であること。
- 2 幅員が4メートル以上であること。

- ① 開発区域内の道路幅員は、開発区域の規模、予定建築物の用途に応じて次表に定めるものとする。ただし、区画道路であって、小区間で通行上支障がなく市長がやむを得ないと認めた場合は 4.0m 以上とすることができる。

開 発 区 域 内 道 路 幅 員 （自己居住用以外の場合に適用）

予定建築物の用途	開発規模 道路区分	1 h a	1 ha以上	5 ha以上	20ha以上	30 h a
		未満	5 ha未満	20ha未満	30ha未満	以上
住 宅	区 画 道 路	6 m 以 上				
	補 助 幹 線 道 路	9 m 以 上				
	幹 線 道 路				(13m) 12m以上	(16m) 12m以上
そ の 他 (工場・倉庫) 事務所等	区 画 道 路	6 m 以 上				
	補 助 幹 線 道 路	9 m 以 上				
	幹 線 道 路				(16m) 12m 以 上	

- 備考 1) ( ) 内は道路構造令上の幅員構成  
 2) 幅員12m以上の道路は、予定建築物等の敷地から250m以内の距離に配置する。  
**(政令第25条第3号)**  
 3) 5ヘクタール以上の大規模な開発行為で通過交通の予想される幹線道路にあつては、原則として団地内を貫通しないように配置する。ただし、やむを得ず貫通する場合は、遮へい物を設置するなど交通騒音が住宅に影響しないよう配慮するものとする。  
 4) 幅員12m以上の道路を設置する場合は、市長と協議すること。  
 5) 補助幹線道路は片側歩道とする。ただし、幅員が12m以上の場合は両側歩道とする。  
**(政令第25条第5号 歩車道の分離)**

## 都市計画法施行令第25条第2号ただし書適用基準

〔平成24年2月29日部長決裁〕  
〔平成24年4月1日施行〕

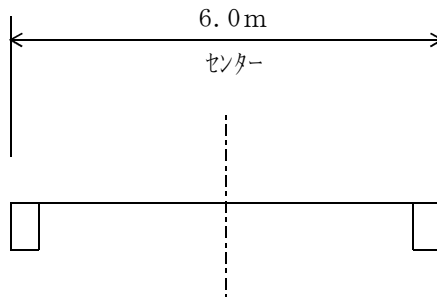
既存道路に接して行われる一敷地の単体的な開発行為で、開発区域の規模や形状、開発区域の周辺の土地の地形および利用の態様等に照らして、政令第25条第2号本文所定の要件を充足することが著しく困難な場合であって、敷地に接する既存道路が省令第20条の2の要件に該当し、かつ、環境の保全上、災害の防止上、通行の安全上及び事業活動の効率上支障がないと認められる規模及び構造を有する場合、政令第25条第2号ただし書を適用することができる。

- 1 「開発区域の規模や形状、開発区域の周辺の土地の地形および利用の態様等に照らして、政令第25条第2号本文所定の要件を充足することが著しく困難」とは、次のすべての事項について総合的に判断する。
  - (1) 開発区域の規模  
開発区域の規模が、1 ha未満である場合
  - (2) 開発区域の形状  
区域が偏平で道路配置が著しく困難若しくは間口が狭小である場合で、開発による周辺への交通等への影響に比べ負担が著しく過大と認められる場合等
  - (3) 開発区域の周辺の土地の地形  
周辺にがけや河川等が存在しているため、拡幅することが著しく困難と認められる場合等
  - (4) 開発区域の周辺の土地の利用の態様  
既存道路沿いに建築物が連たんしていること等により用地確保が困難と認められる場合等
- 2 「環境の保全上、災害の防止上、通行の安全上及び事業活動の効率上支障がないと認められる規模及び構造」とは、以下のすべての条件を満たしていること。
  - (1) 環境の保全  
日照、通風、採光等の支障がないこと。
  - (2) 災害の防止  
延焼のおそれがなく、避難活動、消防活動上支障がないこと。
  - (3) 通行の安全
    - ア 通過交通が少なくかつ一日あたりの車両の交通量も少ないこと。
    - イ 歩行者の数が多くないこと。
    - ウ 予定建築物等の用途が多数の車両の出入りが見込まれるものでないこと。  
(例えば、第一種低層住居専用地域で許可無く建築出来るものは該当し、スーパー等の商業施設、トラックターミナル等の流通業務施設および工場等は該当しない。)
  - (4) 事業活動の効率  
事業活動に支障が生じないこと。
  - (5) 開発行為が行われることにより発生が予想される支障の除去のため、開発区域に接する部分の道路幅員は、6.0 m以上であること。

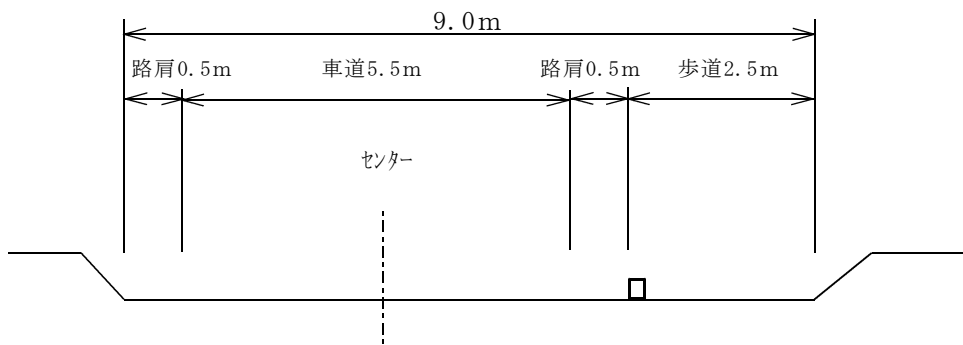
② 道路の幅員構成

道路の幅員構成は、次に掲げる図を標準とする。

イ) 道路幅員  $W = 6.0 \text{ m}$

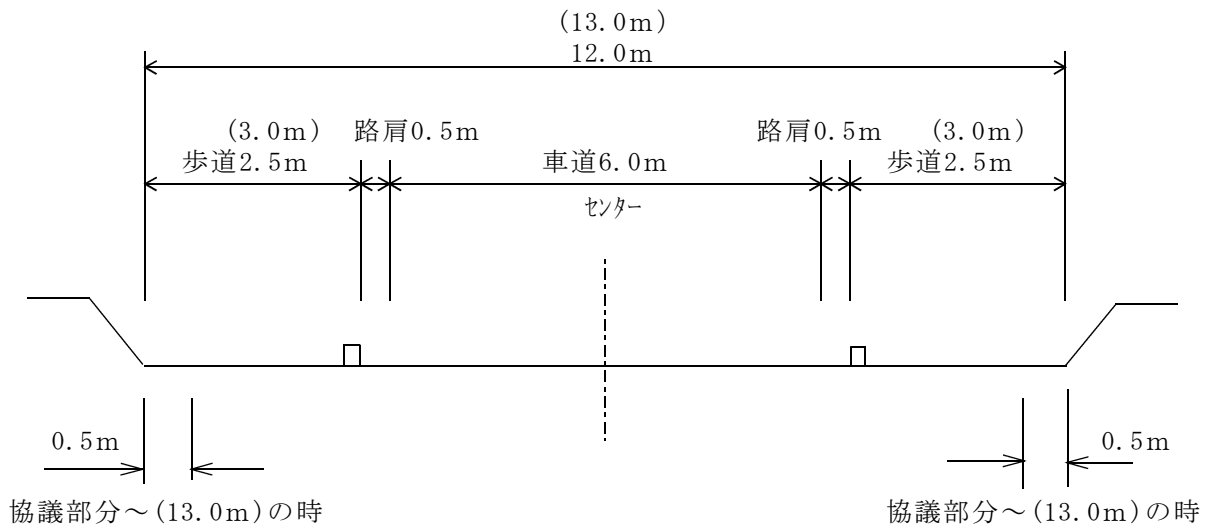


ロ) 道路幅員  $W = 9.0 \text{ m}$



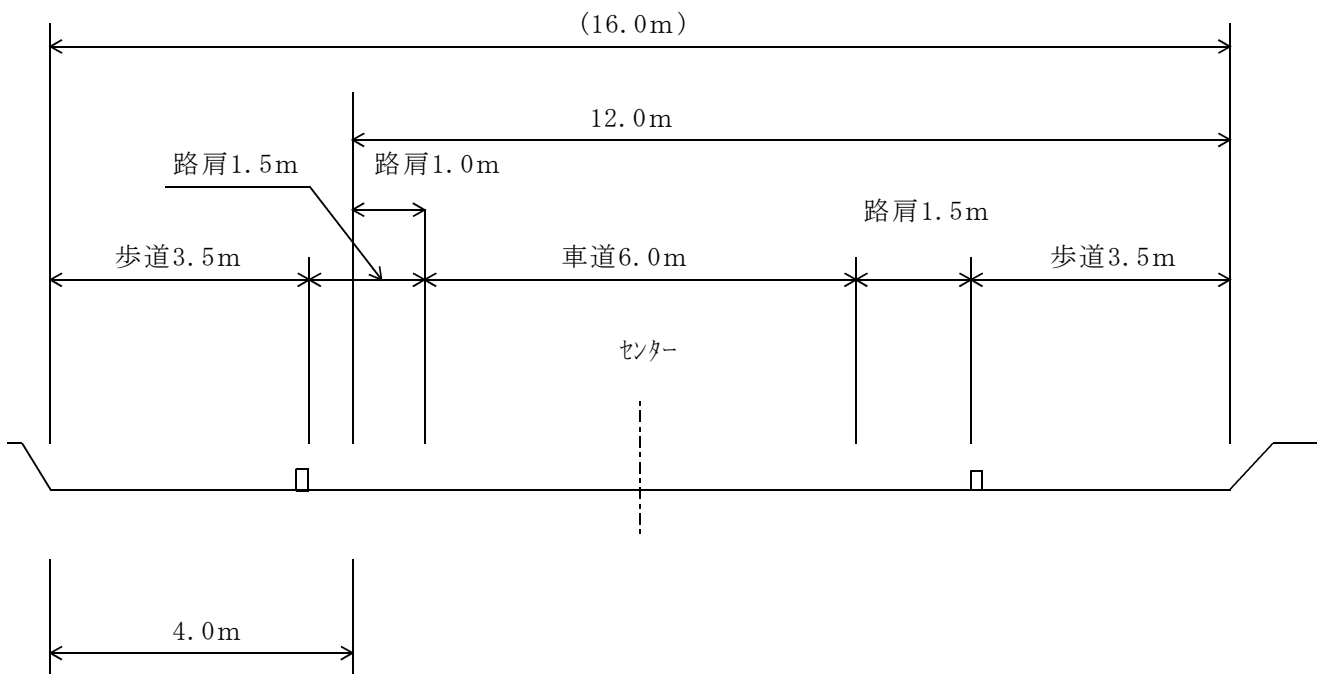


ハ) 道路幅員  $W = 12.0\text{ m}$  (13.0 m)



※ ( ) 内は道路構造令上の幅員構成

ニ) 道路幅員  $W = 12.0\text{ m}$  (16.0 m)



※ ( ) 内は道路構造令上の幅員構成

(4) 道路の構造

- ① 幹線及び補助幹線道路の設計速度、平面線形、縦断線形については、道路構造令第13条から第22条に準拠するものとする。

② 条例第10条第2項（縦断勾配）

H15.4.1施行

道路（主として車両の通行を目的とした道路に限る。）の縦断勾配は、省令第24条第3号の規定にかかわらず、法第33条第3項の規定により、4パーセント以下とする。ただし、融雪施設等を設置した場合その他規則で定める場合については、この限りでない。

規則第7条（縦断勾配の基準の適用除外）

H15.4.1施行

条例第10条の規則で定める場合は、道路の幅員が9メートル未満であって、道路の縦断勾配が4パーセントを超える区間が次の各号のいずれにも該当すると市長が認める場合とする。

- (1) 小区間であって、冬期間において、車両の通行に支障がないこと。
- (2) 交差点等の交通の危険な箇所でないこと。

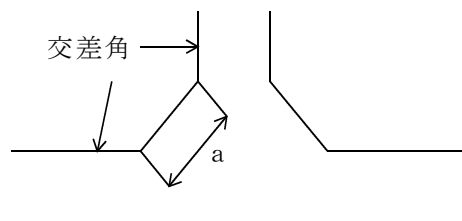
③ 交差

- イ) 交差個所は、道路の区分に応じて適切な間隔をとること。（道路構造令の解説と運用）
- ロ) 交差角は、原則として直角又は直角に近い角度（75°以上。やむを得ない場合でも60°以上）とすること。（道路構造令の解説と運用）
- ハ) 交差点部は、原則として、くいちがい交差や折れ足交差は、避けるものとする。（道路構造令の解説と運用）
- ニ) 平面交差は、原則として、同一平面で5枝以上交差させてはならない。（道路構造令第27条）
- ホ) 平面交差における隅切り長は、原則として、道路の幅員に応じて次表によるものとする。
- ヘ) 交差個所は、原則として両側に隅切りを設置すること。（省令第24条第6号）

隅切り長 ( a )

(単 位 : m)

道路幅員	4 m 以下	6 m 以下	8 m 以下	10 m 以下	12 m 以下	15 m 以下	20 m 以下
4 m 以下	3 4 2	3 4 2	3 4 2	3 4 2	/	/	/
6 m 以下	3 4 2	5 6 4	5 6 4	5 6 4	5 6 4	5 6 4	5 6 4
8 m 以下	3 4 2	5 6 4	5 6 4	5 6 4	5 6 4	5 6 4	5 6 4
10 m 以下	3 4 2	5 6 4	5 6 4	5 6 4	5 6 4	5 6 4	5 6 4
12 m 以下	/	5 6 4	5 6 4	5 6 4	6 8 5	6 8 5	6 8 5
15 m 以下	/	5 6 4	5 6 4	5 6 4	6 8 5	8 10 6	8 10 6
20 m 以下	/	5 6 4	5 6 4	5 6 4	6 8 5	8 10 6	10 12 8
<p>備 考</p> <p>上 段 : 交差角 90度前後</p> <p>中 段 : 交差角 60度以下</p> <p>下 段 : 交差角 120度以上</p>							



※上表は開発許可制度の解説抜粋

ト) 幹線及び補助幹線道路の交差点取付け部の縦断勾配は、2.5%以下の緩勾配とし、その最小区間長は15mとする。ただし、地形の状況その他特別な理由により市長がやむを得ないと認めた場合は、この限りでない。(道路構造令の解説と運用)

チ) 5ヘクタール以上の大規模な開発行為での道路の交差についての計画及び施工については、交差する既存道路の管理者と道路管理予定者及び所轄の警察署と協議しなければならない。ただし、開発区域内の区画道路と区画道路の交差及び区画道路と補助幹線道路の交差の場合は、この限りではない。

④ 横断勾配

道路には適当な横断勾配を附すこと。（省令第24条第1号）

イ) 道路の横断勾配は、次表によるものとする。ただし、片勾配を附す場合は、この限りでない。

（道路構造令第24条）

路面の種類	横断勾配
アスファルト又はコンクリート舗装	1.5%以上 2.0%以下
砂利道	3.0%以上 5.0%以下

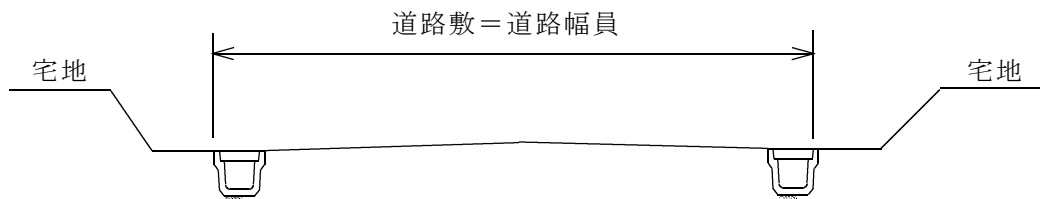
ロ) 道路の曲線部分には原則として、その曲線半径に応じた片勾配を附す。ただし、片勾配は、冬季のスリップを考慮して、最大4%とする。

ハ) 片勾配のすり付けは、緩和区間で行うこと。

⑤ 道路の区域

道路敷と道路幅員の関係は、次に掲げる図を標準とする。

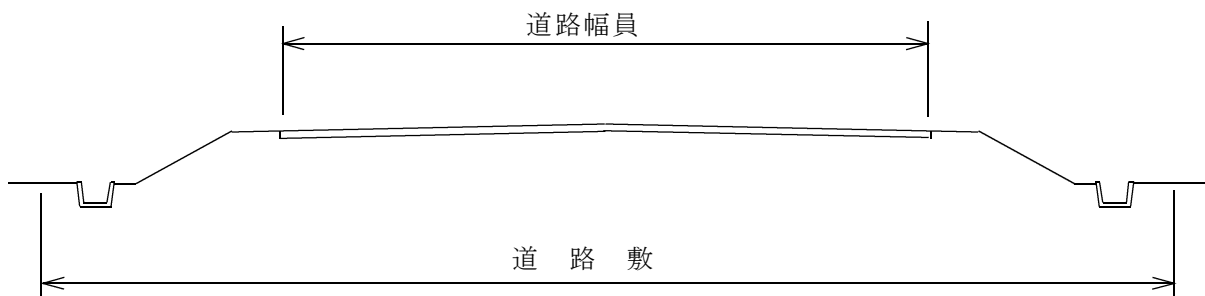
イ) U型側溝築造の場合（蓋設置）



※ 電柱等を設置する場合は、原則として、道路幅員内に入れないこと。

※ 道路に面した宅地側法面には、土砂流出防止策を実施すること。

ロ) 盛土の場合





⑥ 舗装

条例第10条第1項

H15. 4. 1施行

道路の構造は、都市計画法施行規則（昭和44年建設省令第49号。以下「省令」という。）第24条第1号の規定にかかわらず、法第33条第3項の規定により、セメント・コンクリート舗装、アスファルト・コンクリート舗装その他これらに類するものとする。ただし、開発事業者が自ら管理し、特に周辺の交通に支障がないと市長が認める道路については、この限りでない。

舗装の構造設計にはTA法を用いることとし、構造設計条件および路床支持力の評価から必要とされる等値換算厚を求め、この等値換算厚を下廻らないように舗装構成を決定する。

1) 構造設計条件

(a) 設計期間

舗装の設計期間は以下を標準とする。

幹線道路および補助幹線道路（N 4、N 5、N 6）	20年
区画道路（N 1、N 2、N 3）	10年

(b) 舗装計画交通量

舗装計画交通量は、舗装の設計期間内における大型自動車の平均的な一方方向・1車線当たり交通量として、道路管理者が定める。

舗装計画交通量と疲労破壊輪数

交通量区分	舗装計画交通量（台/日・方向）	疲労破壊輪数（回/10年）
N 7	3,000以上	35,000,000
N 6	1,000以上3,000未満	7,000,000
N 5	250以上1,000未満	1,000,000
N 4	100以上 250未満	150,000
N 3	40以上 100未満	30,000
N 2	15以上 40未満	7,000
N 1	15未満	1,500

\*舗装の設計期間が20年の場合は、表に示される疲労破壊輪数に2を乗じた値以上とする。

(c) 信頼性

舗装設計の信頼性は以下を標準とする。

幹線道路および補助幹線道路（N 4、N 5、N 6）	90%
区画道路（N 1、N 2、N 3）	50%

ロ) 路床支持力の評価（舗装設計便覧より）

路床支持力の評価は、設計CBRにより行うこと。

(a) CBR試験は、下記のとおり行うこと。

- 1) 盛土路床の場合には、土取り場の露出面より50cm以上深い箇所から乱した状態で、路床土となる土を採取してCBR試験を行う。

切土部においては、路床面下50cm以上深い箇所から乱した状態で土を採取するが、路床面下1m位の間で土質が変化している場合には、この各層の土を採取してCBR試験を行う。

- 2) CBR試験用の試料の採取は、調査区間が比較的短い場合や、路床土がほぼ同一と見なされる場合にあっても、原則3箇所以上とし、試料採取時の状況と場所が判断できる写真を撮影すること。ただし、開発面積が3,000㎡未満の場合や開発行為により設置される道路が、既存道路の拡幅部分のみの場合等は、道路管理者との協議により資料の採取箇所を2箇所以上とすることが出来る。

また、試料の採取は雨期や凍結融解期を避け、寒冷地域では融解期が終了したと思われる時期に行う。

- 3) 切土路床などで、乱すことで極端にCBR値が小さくなることが経験的にわかっており、しかも路床土をほとんど乱すことなく施工できる場合は、乱さない試料のCBRを用いてもよい。乱さない試料は路床面より50cm以上深い箇所から採取し、含水比を変化させないようにして試験室に送る。

(b) 設計CBRの算定

予備調査およびCBR試験の結果より、区間のCBRおよび設計CBRを以下のようにして定める。

- 1) 路床が深さ方向に異なる幾つかの層を成している場合には、その地点のCBRは路床面までの各層のCBRを用いて、次の式によって求まる値（CBR<sub>m</sub>）とする。

$$CBR_m = \left[ \frac{h_1 CBR_1^{1/3} + h_2 CBR_2^{1/3} + \dots + h_n CBR_n^{1/3}}{h} \right]^3$$

ここに CBR<sub>m</sub> : m地点のCBR      CBR<sub>1</sub>、CBR<sub>2</sub>、…CBR<sub>n</sub> : m地点の各層のCBR

h<sub>1</sub>、h<sub>2</sub>、…h<sub>n</sub> : m地点の各層の厚さ(cm)      h<sub>1</sub> + h<sub>2</sub> + … h<sub>n</sub> = h

- 2) 同一の舗装厚で施工する区間を決定し、この区間の中にあるCBR<sub>m</sub>のうち、極端な値を除いて、次の式により区間のCBRを求める。

区間CBR = 各地点のCBRの平均値 - 各地点のCBRの標準偏差 (σ<sub>n-1</sub>)

- 3) 設計CBRは、区間のCBRから次の表により求める。

区間のCBRと設計CBRの関係

区間のCBR	設計CBR
3以上 4未満	3
4以上 6未満	4
6以上 8未満	6
8以上 12未満	8
12以上 20未満	12
20以上	20

※CBRが3未満の現状路床を改良した場合のCBR設定方法

- ・改良した層厚から20cm減じたものを有効な構築路床の層として扱う。
- ・改良した層の下から20cmの層は、安定処理の場合、安定処理した層のCBRと現状路床土のCBRとの平均値として計算する。置き換えの場合は、現状路床土と同じCBRとして計算を行う。

ハ) 信頼性を考慮したTA法による舗装構成

区画道路の舗装構成は、次表を標準とする。

なお、幹線道路および補助幹線道路（N4、N5、N6）の舗装構成は、管理者と協議の上、決定すること。

区画道路の舗装構成表（設計期間10年 信頼性50%）

設計 CBR	計画交通量	N1		N2		N3	
	舗装構成	H	TA	H	TA	H	TA
3.0	目標TA	8		10		13	
	表層	4	4	4	4	4	4
	下層路盤	20	5	25	6.25	40	10
	合計	24	9	29	10.25	44	14
4.0	目標TA	7		9		12	
	表層	4	4	4	4	4	4
	下層路盤	15	3.75	20	5	35	8.75
	合計	19	7.75	24	9	39	12.75
6.0	目標TA	7		8		10	
	表層	4	4	4	4	4	4
	下層路盤	15	3.75	20	5	25	6.25
	合計	19	7.75	24	9	29	10.25
8.0	目標TA	7		8		10	
	表層	4	4	4	4	4	4
	下層路盤	15	3.75	20	5	25	6.25
	合計	19	7.75	24	9	29	10.25
12.0	目標TA	7		7		9	
	表層	4	4	4	4	4	4
	下層路盤	15	3.75	15	3.75	20	5
	合計	19	7.75	19	7.75	24	9
20.0	目標TA	7		7		7	
	表層	4	4	4	4	4	4
	下層路盤	15	3.75	15	3.75	15	3.75
	合計	19	7.75	19	7.75	19	7.75

ニ) 舗装における各合材の使用区分

区画道路の各合材の使用区分は、次表を標準とする。

なお、幹線道路および補助幹線道路（N4、N5、N6）の各合材の使用区分は、管理者と協議の上、決定すること。

区画道路N1, N2, N3

舗装構成	厚さ	材料	備考
表層	4cm	再生②密粒度アスコン(13)	
下層路盤	tcm	クラッシャーラン(RC-40又はC-40)	

ホ) ここに定めていない事項については下表に記す関係図書を参考にするものとする。

関係図書	発行年月	発行
舗装の構造に関する技術基準・同解説	平成13年9月	日本道路協会
舗装設計施工指針（平成18年度版）	平成18年2月	〃
舗装設計便覧	平成18年2月	〃
舗装施工便覧（平成18年度版）	平成18年2月	〃
舗装再生便覧（平成22年度版）	平成22年12月	〃
道路維持修繕要綱	昭和53年7月	〃
道路土工要綱（平成21年度版）	平成21年6月	〃



(5) 側溝等の設置

① 道路には、雨水等を有効に排水するため側溝・街渠・その他必要な排水施設を設ける。**(省令第24条第2号)**

② U型側溝を設置する場合は、次によるものとする。

- イ) 側溝の断面は、開発区域内の計画雨水量及び区域外からの流入水により決定することとし、原則内法300mm×300mm以上とする。なお、断面決定に当たっては、土砂等の堆積による通水断面の縮小を考慮し、8割の水深で検討すること。
- ロ) 道路幅員内に設置する場合は、原則として落蓋側溝とし、コンクリート蓋(T-25)を設置し、維持管理のため鋼製グレーチング蓋(T-25)を10mに1箇所(L=0.5m)程度の割合で設置する。
- ハ) 側溝は、原則としてJIS規格もしくは同等品を使用する。屈曲する部分においてもJIS規格もしくは同等品を使用し、かつ、蓋もJIS規格もしくは同等品をコンクリートカッター等で切断し使用する。
- ニ) 側溝の最上流部の小口止めコンクリート厚は10cm程度とすること。
- ホ) 道路横断については、横断管(函)渠工とし、原則として表層厚以上の土被りとする。  
なお、1級市道および2級市道等の幹線道路においてはT-25以上とし、それ以外の道路についてはT-20以上の製品を使用する。
- ヘ) 集水柵は、会合箇所、側溝断面の変化点に設置する。
- ト) 集水柵の構造は、内法500mm×500mm以上の角型のコンクリート製とし、底部には、15cm以上の泥だめを設け、開閉式グレーチング蓋(T-25)を設置する。なお、グレーチング蓋の寸法が800mm×800mm以上の場合は、観音開きとする。

③ L型側溝を設置する場合は、次によるものとする。

- イ) 雨水管を新設又は既存の雨水管がある場合に使用できるものとする。
- ロ) 道路幅員、歩道の有無等を考慮して、250B型・300型・都市計画型等の既製品を使用する。
- ハ) 道路排水の雨水柵は、20m程度の間隔で設置する。雨水柵は円形もしくは角形のコンクリート又は鉄筋コンクリート造りとし、内径又は内法を50cm、深さを100cm程度とする。底には15cm以上の泥だめを設ける。
- ニ) 取付管等に関しては、雨水管渠の取付に準拠すること。

④ 側溝等の最小勾配は、原則0.3%とする。

⑤ 雨水管路施設を設置する場合は、本技術指針第2章4(1)雨水管路施設に準拠すること。

(6) 歩道

① 開発区域内の幹線及び補助幹線道路には、原則として歩道を設けるものとし、車道と歩道は縁石、柵等の工作物により分離すること。**(省令第24条第7号)**

② 有効幅員は2m以上とし、植樹帯を設ける場合は1.5m、植樹柵を設ける場合は1.0mを加算する。

③ 交差点部の植樹柵等は、視距を妨げない位置とする。

④ 植樹柵等の設置間隔は、別途市長と協議により定めるものとする。

⑤ 横断勾配は、1.5%を標準とする。

⑥ 舗装構成は、表層3cm(再生⑦細粒度アスコン(13F))、路盤工10cm(RC-40又はC-40)、凍上抑制層12cm(RC-40又はC-40)とすること。なお、旧河辺町・雄和町における凍上抑制層厚は、舗装厚に関わらず22cmとすること。

⑦ 歩道の構造は、原則として、縁石等で車道と分離したセミフラット形式とし、歩車道境界ブロックの使用に当たっては、次の事項に留意する。

イ) ブロックの設置高さ

- (a) 市街部の道路及び(b)以外の道路 ----- 車道に対して 20 cm
- (b) 橋梁部、トンネル部その他特に危険の予想される区間 ----- 車道に対して 25 cm

ロ) 使用ブロック

設置高	使用ブロック
20 cm	両面歩車道境界ブロック (h = 300)
25 cm	両面歩車道境界ブロック (h = 350)

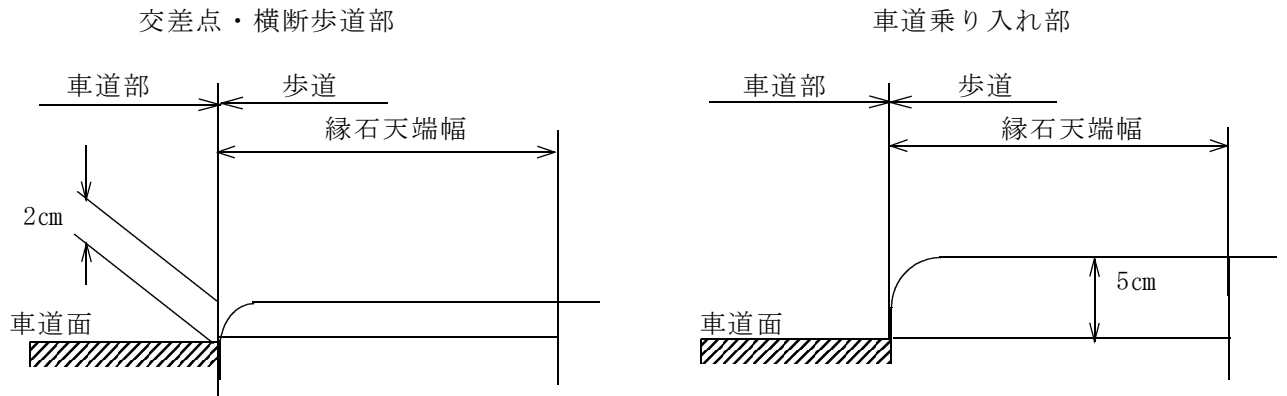
ハ) 歩車道境界ブロックを連続して設置する場合は、歩道路面排水が処理できる構造とすること。

⑧ 交差点部、横断歩道箇所及び宅地等の出入口では、必要区間において、歩道、縁石等の切下げを行う。なお、切下げについては、次の事項に留意すること。

イ) 縁石等の切下げの構造は、次表を標準とする。

歩車道境界部の位置	縁石等の切下げの構造
交差点・横断歩道部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・切下げブロック又はL型側溝切下げ用を使用してすりつける。</li> <li>・歩道等と車道等の段差は2 cm以下とする。</li> </ul>
車道乗り入れ部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・切下げブロックを使用してすりつける。</li> <li>・歩道等と車道等の段差は5 cmとする。</li> </ul>

### 縁石の構造例



※日本工業規格の製品以外を用いる場合は、管理者と協議すること。

ロ) 歩道を有する道路相互の交差点においては、交差点内からの自動車等の乗入れを防止するため、縁石、防護柵等を設置する。

⑨ 交差点部の隅角半径（歩道縁石の巻込み半径）等については、管理者と協議の上、決定すること。

(7) 階段状道路の禁止（省令第24条第4号）

道路は、階段状の道路としないこと。ただし、もつぱら歩行者の通行の用に供する道路で、通行の安全上支障がないと認められるものにあつては、この限りでない。

(8) 行止まり道路の禁止（省令第24条第5号）

道路は、行止まり道路としないこと。ただし、当該道路の延長又は当該道路と他の道路との接続が予定されている場合又は転回広場等が設けられている場合等で、避難上及び車両の通行上支障がないときは、この限りでない。なお、転回広場の形状及び寸法については資料編、および区画道路計画については小幅員道路の計画基準（案）を参照のこと。

(9) 交通安全施設等の設置

- ① 開発区域内外の道路が次の各号に該当する場合は、交通安全施設（道路構造令（昭和45年政令第320号）第31条による「交通安全施設」）及び防護施設（道路構造令第33条による「防護施設」）を設置する。
  - イ) 道路がガケ面又は河川、鉄道、水路等に接している箇所
  - ロ) 道路が屈曲し通行の安全のため必要とする箇所
  - ハ) 歩行者、通行車両及び住民の安全のため必要とする箇所
- ② 幹線及び補助幹線道路には、原則として道路照明施設を設置するものとし、その規格及び設置間隔等については、法32条協議で道路管理者等と協議し定めるものとする。
- ③ 幹線及び補助幹線道路のうち、自動車の走行及び歩行者の安全上必要とされる箇所には、法32条協議で道路管理者等と協議のうえ、センターライン、外側線の路面標示をする。

(10) 新設道路の占用物件

- ① 地下埋設物は、歩道を有する道路にあつては、原則として歩道部に埋設する。
- ② 水道管、下水道管、ガス管又は地下ケーブル等を埋設する場合は、土被りや材質等について、道路管理者、各埋設物管理者と協議すること。
- ③ 電柱等を設置する場合は、原則として、道路幅員内に入れないこと。

(11) 接続道路等

- ① 開発区域内の主要な道路は、次表による幅員以上の区域外道路（開発区域の周辺の道路の状況によりやむを得ないと認めた場合は、車両の通行に支障がない道路）に接続していること。

接 続 道 路 の 幅 員（自己居住用以外の場合に適用）（政令第25条第4号）

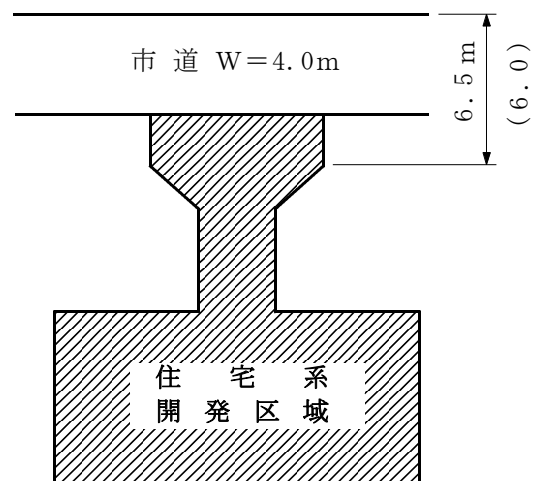
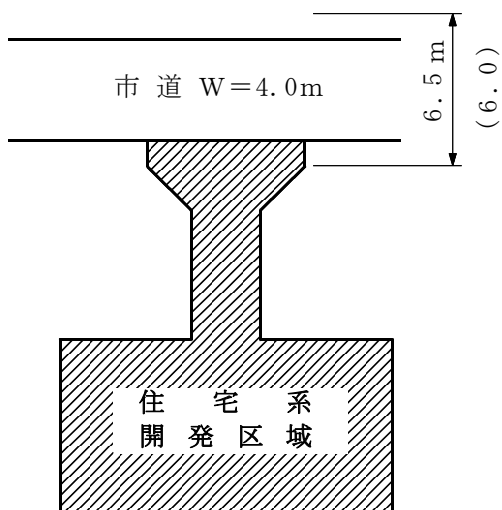
開 発 行 為 の 目 的	区域外接続道路の幅員
主として住宅の建築を目的とするもの	6.5m
上 記 以 外	9.0m

備考 5ヘクタール以上の大規模な開発行為にあつては、区域外接続道路の幅員を9.0m以上とする。  
ただし、上記によりがたい場合は、有効幅員6.5m以上の国道、県道又は市道で将来幅員9.0m以上に拡幅することが確実に認められるものへ接続していること。

※区域外道路の接続例（既設接続道路が市道で6.5m未満の場合）

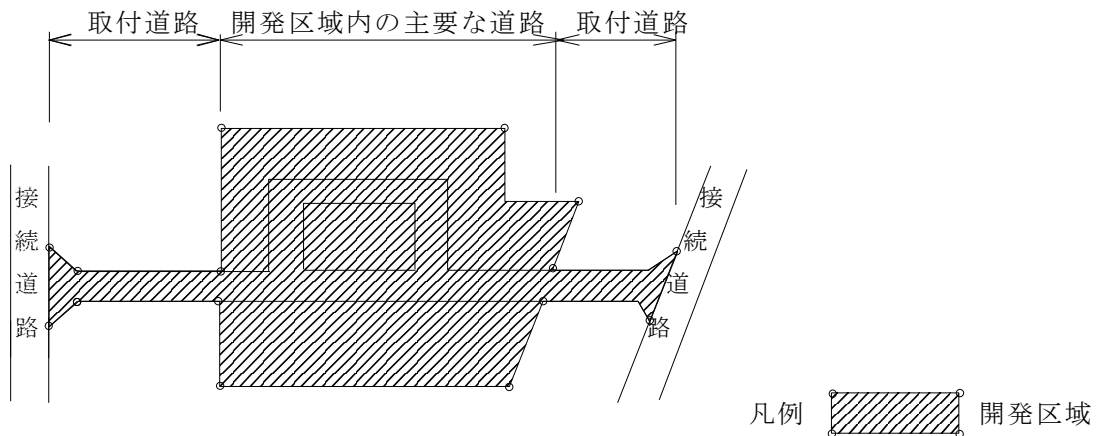
(a) 開発可能地あり

(b) 開発可能地なし（家屋連たん地）



( ) 内はやむを得ない場合の道路幅員

- ② 5ヘクタール以上の大規模な開発行為の取付道路は、開発区域内の主要な道路の延長上に配置するとともに、その幅員を9.0m以上とすること。



※ 取付道路の工事に係る部分は、原則として開発区域に含まれる。

- ③ 1ヘクタールを越える開発行為にあつては、2個所以上の道路（近い将来開通が確実である道路を含む）に接続するように計画すること。ただし、災害の恐れがなく防災上必要がない場合を除く。

#### (12) 法面工

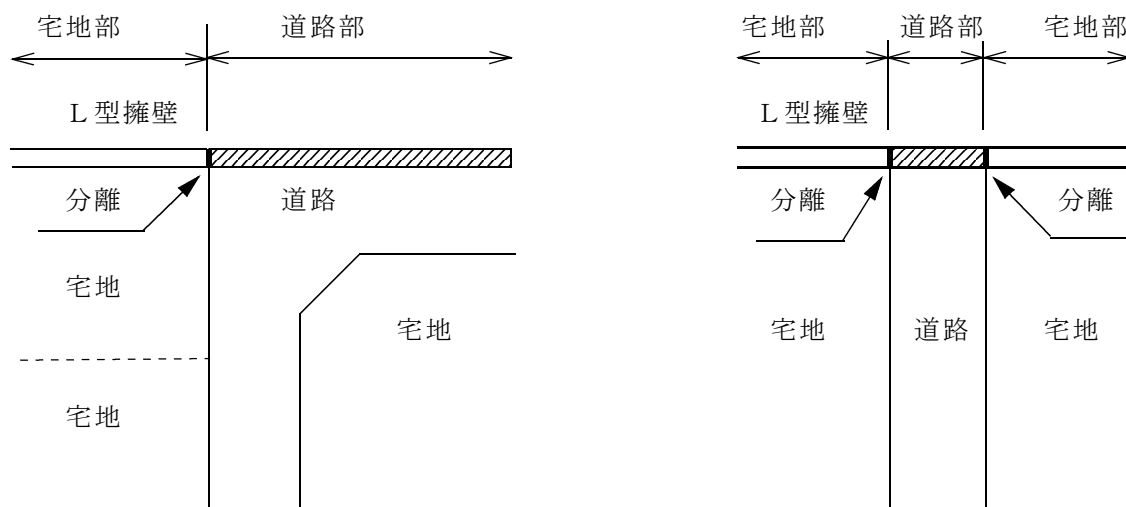
道路施設として法面工を設置する場合の構造については秋田県土木部設計マニュアル道路編、宅地防災マニュアル、道路土工（日本道路協会）等に準拠し、法面部は道路敷地内とすること。

#### (13) 擁壁等

道路施設として擁壁等を設置する場合の構造については秋田県土木部設計マニュアル道路編、宅地防災マニュアル、道路土工（日本道路協会）等に準拠し、構造物は道路敷地内とすること。

道路の擁壁と宅地の擁壁は、構造上分離できるものとする。

(設置例)



(14) 地下浸透による雨水排水処理

浸透能力の高い地盤にあって、雨水流末を浸透施設により処理する場合は、「宅地開発に伴い設置される浸透施設等設置技術指針の解説（社団法人 日本宅地開発協会）」、「雨水浸透施設技術指針[案]（社団法人雨水貯留浸透技術協会）」、「雨水浸透施設の整備促進に関する手引き（案）（国土交通省平成22年4月）」を参照すること。

また、次に掲げる構造物等からの浸透能力の評価、目詰まり等の維持管理を十分考慮した計画を立案すること。

- |               |                     |
|---------------|---------------------|
| ① 集水桝での地下浸透   | ④ 宅地内での地下浸透と雨水の有効利用 |
| ② 透水性側溝での地下浸透 | ⑤ 貯留池での地下浸透         |
| ③ 透水性舗装での地下浸透 | ⑥ その他浸透型施設及び貯留型施設   |

## 2 公園等

### (1) 公園等の区別

開発行為により設置する公園等の区別は、次表のとおりとする。

公園	主として戸外における休息、観賞、遊戯、運動、その他レクリエーションの用に供するための施設を設ける公共空地をいう。宅地分譲を目的とする場合は原則公園を設けること。
緑地	地域間相互の緩衝もしくは緊急時における避難用又は主として歩行者の快適な通行の用に供するため設ける公共空地をいう。緑地は、原則申請者管理帰属となる。
広場	主として集会、行事等住民相互の交流及び記念等の用に供することを目的として設ける公共空地をいう。

### (2) 公園等の配置

- ① 公園等は、それぞれの目的及び利用者の年齢等を考慮し、その規模等を定め有効に利用できるよう適切に配置すること。
- ② 公園等は、原則として道路に接するように配置する。ただし、自動車交通量の多い道路を避けるものとする。

### (3) 公園等の規模（政令第25条第6号、第7号および省令第21条）

公園等の規模は、次表に掲げるものを標準とする。（自己居住用以外の場合に適用）

開発区域の面積	公園等の総面積	設置内容
0.3ha以上 ～ 5.0ha未満	開発区域面積の 3%以上	公園（予定建築物等の用途が住宅以外のものである場合は、公園、緑地、又は広場。）1カ所の面積は300㎡以上。 1,000㎡以上の公園1カ所以上設置。
5.0ha以上 ～20.0ha未満		
20.0ha以上		
備考 主として住宅の建築を目的とした市街化調整区域および都市計画区域外での5ヘクタール以上の大規模な開発行為にあっては、公園の面積を開発区域面積の4%以上とする。（条例第11条第2項）		

### (4) 公園等の立地条件

- ① 公園は、低湿地、急斜面、急法敷等の未利用地、高圧送電線下等であって、利用に障害及び危険となる場所を避ける。

- ② 公園には、道路、河川等公園以外の目的をもつ土地を含まない。
- ③ 緑地又は広場については、別途市長と協議するものとする。

#### (5) 公園等の構造

- ① 公園は遊戯施設等の施設が有効に配置でき、かつ、有効に利用できる形状とする。また、公園敷地の面積には勾配が25%以上の法面等は算入しない。(省令第25条第3号)
- ② 公園及び広場の排水施設は、地形及び整地の状況を勘案して、暗渠排水、集水枒、管渠及びU型側溝等を周囲に設置し、適切な流末に接続する。(省令第25条第4号)
- ③ 公園の表土には飛散を抑制するため、良質な土を使用すること。
- ④ 公園は周囲の状況等を勘案し、安全上特に支障がないと認めるときを除き、さく、車止め等を設置すること。(条例第11条第3項第1号)
- ⑤ さくについては、道路側は横断・転落防止柵とし、道路側以外は横断・転落防止柵またはネットフェンスとする。また、ネットフェンスを設置する場合は、積雪地用とすること。
- ⑥ 公園及び広場敷地の境界に境界ブロック等を設置し区画を明確にすること。また、境界の変化点に境界プレート等を設置すること。なお、境界プレートは二穴タイプとし、アンカーで固定すること。
- ⑦ 公園の出入り口は境界ブロック等で囲い、浸食防止のため張芝を施すこと。また、視覚障害者誘導用ブロックおよび車止めを設置すること。なお、車止めは鍵付き脱着タイプとすること。
- ⑧ 出入り口の幅は、120cm以上とし、1箇所以上は車両乗り入れ口として幅300cm以上とすること。また、車止めは、維持管理の上で支障のない位置に設置し、車止めの間隔は90cm以上とする。
- ⑨ 1,000㎡以上の公園には出入口を2箇所以上設置する。(省令第25条第1号)
- ⑩ 公園に設置する遊戯施設、休養施設又は便益施設は以下のとおりとし、施設の配置は事前に協議を行い、利用者の利便性を高めるものとする。
  - 遊戯施設・・・滑台、ブランコ、鉄棒、複合遊具等（構造の大部分が木製のものは不可）
  - 休養施設・・・ベンチ、四阿等
  - 便益施設・・・水飲み場等
- ⑪ 300㎡以上の公園には、防犯のため照明灯を設置すること。(条例第11条第3項第2号)
- ⑫ 公園の擁壁と宅地の擁壁は、構造上分離できるものとする。
- ⑬ 緑地敷地の境界に境界ブロック等を設置し区画を明確にすること。また、宅地と境界ブロック等の天端の高低差が20cm以上になるように境界ブロック等を設置すること。
- ⑭ 緑地の幅員は原則として1.0m以上とすること。

#### (6) その他

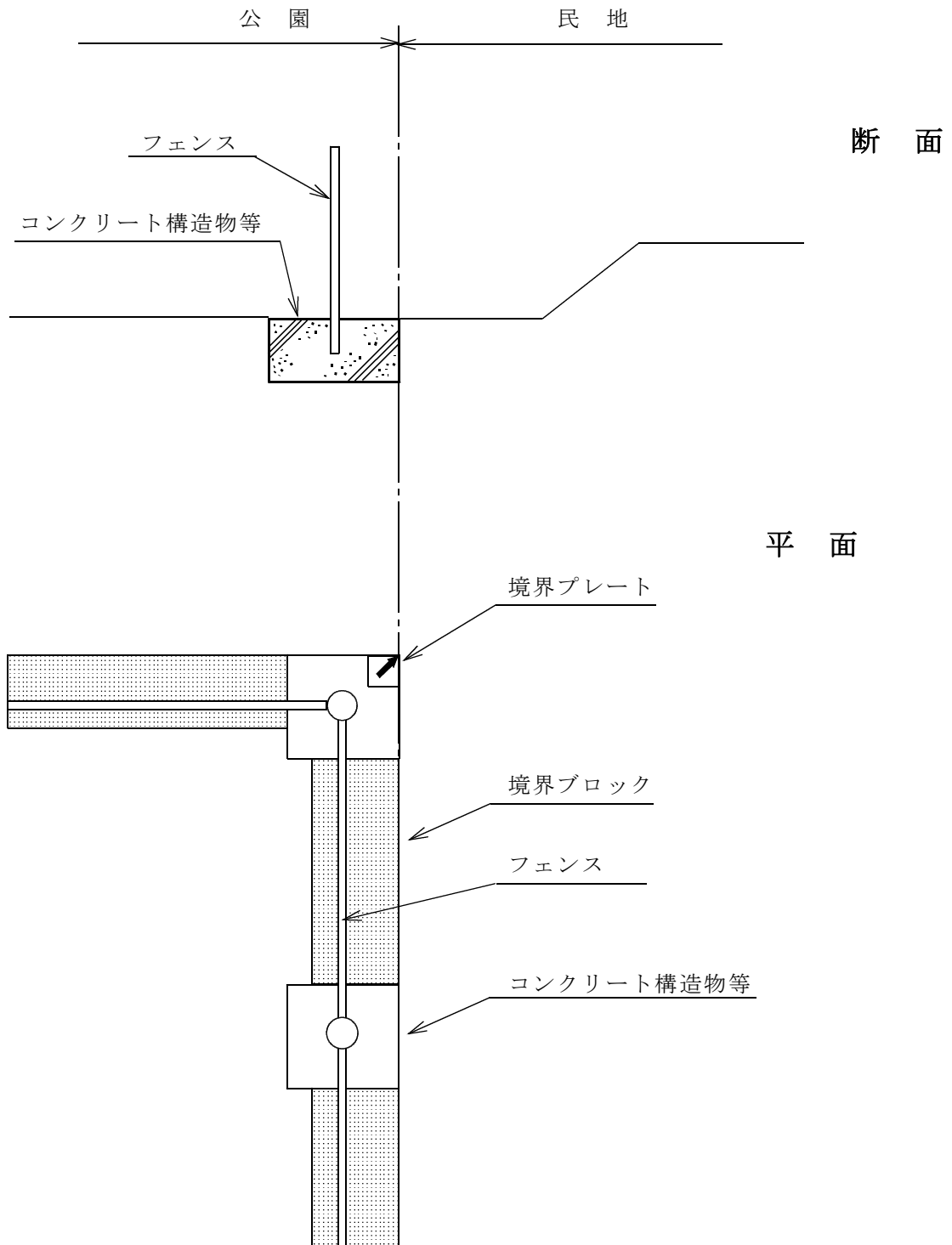
- ① 原則として、公園内に電柱等の占用物件を設置しないこと。
- ② 緑地を設置する場合は、その管理及び帰属に関する協定書を締結すること。(条例第8条第3項)

※以上の項目の他に「秋田県バリアフリー社会の形成に関する条例」に関するものについては、事前に協議すること。



・ 公園と民地と境界について

(設置例)



**禁止事項**

申請者管理帰属の公園等の敷地内においては、看板、広告等の設置をすること、また公園等用地を駐車場にすることはできません。

(7) 公園等を設置しないことができる場合

**政令第25条第6号**

開発区域の面積が0.3ヘクタール以上5ヘクタール未満の開発行為にあつては、開発区域に、面積の合計が開発区域の面積の3パーセント以上の公園、緑地又は広場が設けられていること。ただし、開発区域の周辺に相当規模の公園、緑地又は広場が存する場合、予定建築物等の用途が住宅以外のものであり、かつ、その敷地が一である場合等開発区域の周辺の状況並びに予定建築物等の用途及び敷地の配置を勘案して特に必要がないと認められる場合は、この限りでない。

- ① 政令第25条第6号ただし書きによるもの（再開発型開発行為に関する公園等の基準）
- イ) 開発区域内において公園等と同等の機能を有すると認められる総合設計等に基づく公開空地等の確保が担保、管理がなされることが確実な開発行為。
  - ロ) 土地区画整理事業、新住宅市街地開発事業又は開発許可により面的な整備事業が施行された区域内の土地等、公園等が周辺において既に適正に確保された土地の二次的な開発行為。
  - ハ) 総合設計制度又は特定街区制度により確保された公開空地等が、法に基づく公園等の機能を実質的に保つことを担保するため、開発許可に際しての条件の付与等の措置が取られた開発行為。
- ② 都市計画法施行令第25条第6号ただし書きの運用について（昭和62年1月7日付け秋田県土木部長通達都-597）に適合している場合。（次ページ参照）
- ③ 2年以内に公園の整備が予定されているもの。

**条例第11条第1項（公園等）**

H15.4.1施行

開発区域の面積が3,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の開発行為であつて開発区域のすべてが当該開発行為の許可の日からおおむね2年以内に地方公共団体により整備が予定されている公園から125メートル以内の区域に含まれる場合（市長の同意を得ている場合に限る。）は、都市計画法施行令（昭和44年政令第158号。以下「政令」という。）第25条第6号の規定にかかわらず、法第33条第3項の規定により、公園、緑又は広場を設けないことができる。

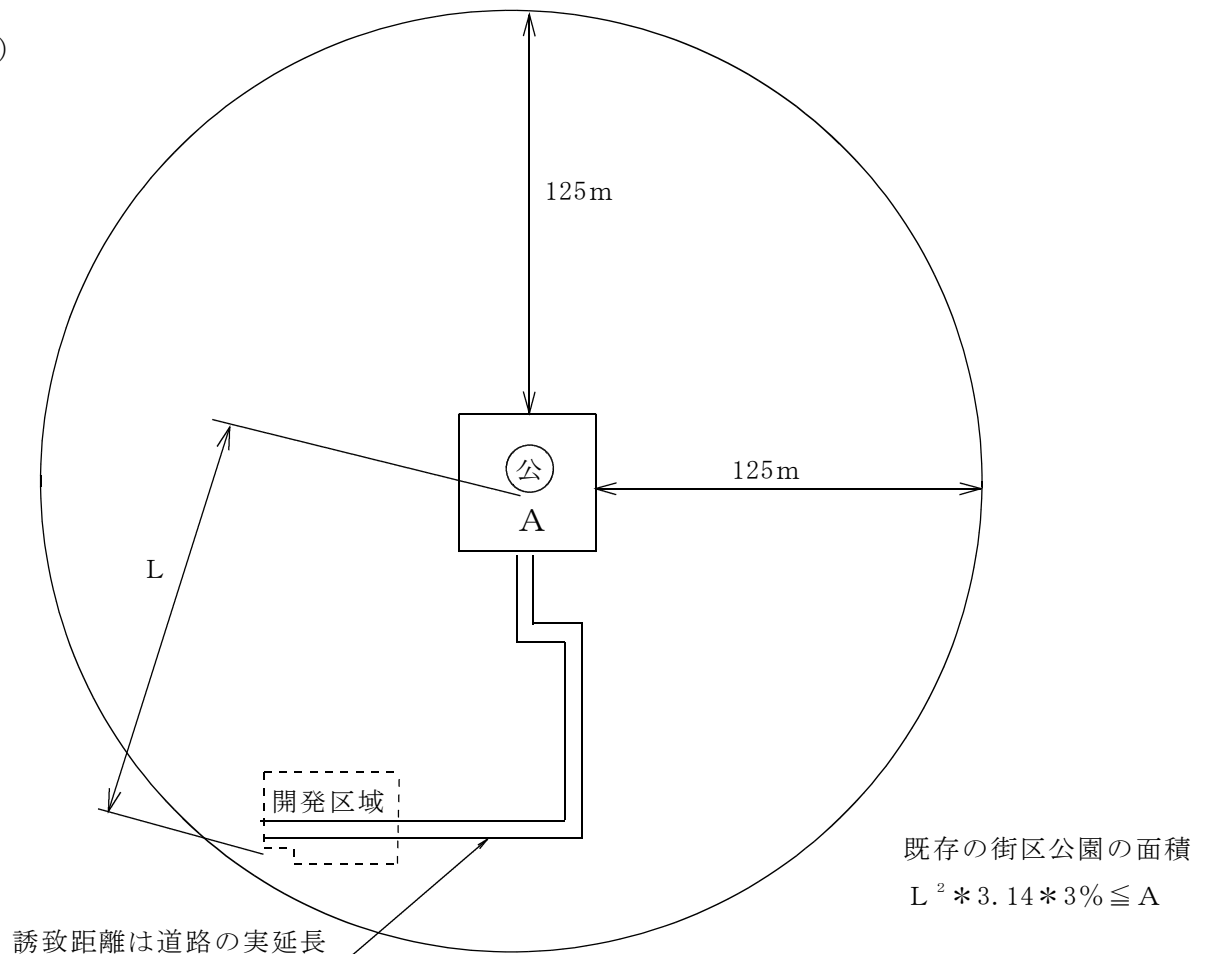
## 都市計画法施行令第25条第6号ただし書きの運用について

（ 昭和62年1月7日 都-597  
土木部長から各土木事務所長あて ）

このことについて、近年、開発行為を行おうとする区域の周辺に公園、緑地又は広場が在するケースが増加してきていることにかんがみ、予定建築物等の用途が住宅である開発行為であって次に掲げる要件の全てを満たすものについては、環境の保全上、災害の防止上支障を及ぼさない限り、積極的に都市計画法施行令第25条第6号ただし書きに該当するか否かの審査対象として差し支えないこととするので、この取扱いについて遺憾のないようにしてください。

- 1 開発行為の周辺に都市公園法上の都市公園で街区公園に該当するもの（土地区画整理事業又は開発行為により設置されたものを除く。）が設置されていること。
- 2 開発区域は、上記公園から125m以内の区域に含まれること。
- 3 上記公園は、当該公園を中心とする区域で開発区域をその中に含む区域の面積3%以上の面積を有すること。
- 4 開発区域から上記公園までの距離は、道路延長で250m以内であること。
- 5 開発区域内に3%以上の公園、緑地又は広場を設けないことにつき、当該開発区域を所管する市町村の同意を得ていること。

(参考図)



### 3 水路

#### (1) 水路の設計基準

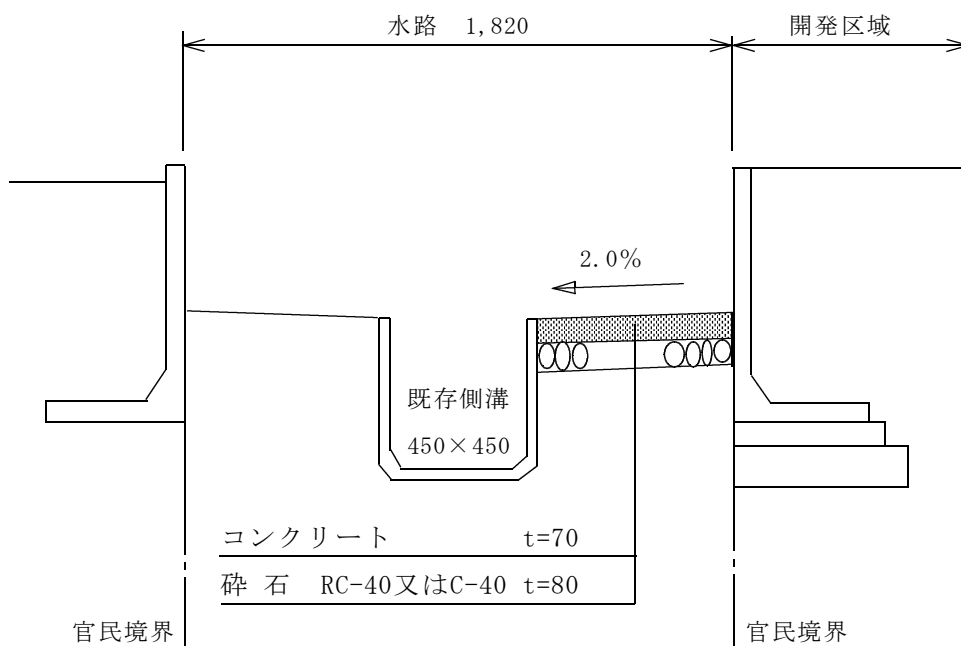
##### ① 開発区域内の水路

- イ) 水路の設計は、河川管理施設等構造令、秋田県土木部設計マニュアル河川砂防編及び下水道施設計画・設計指針と解説（社団法人日本下水道協会発行）等に準拠すること。
- ロ) 水路の断面は、U型側溝（450型）を標準とするが、現況の流下能力を確保すること。
- ハ) U型側溝は、維持管理上から蓋を設置しないこと。
- ニ) 道路横断部の構造は、函渠とし前後に集水枳を設置すること。
- ホ) 水路の終点、合流点及び断面の変化点には集水枳を設置すること。
- ヘ) 水路敷地は、維持管理上から適切な幅員を確保すること。
- ト) 水路敷地の内、U型側溝以外の部分は、維持管理上原則としてコンクリート叩き仕上げとすること。
- チ) 水路と道路に段差が生じる場合は、転落防止の施設を設置すること。
- リ) 上記によることが適当でない場合は、別途管理予定者と協議すること。

##### ② 開発区域に隣接する水路

周辺環境の整備を行うものとし、別途に各管理者と協議すること。

(整備例)



#### (2) 調整池の設計基準

調整池の設計は、防災調節池技術基準（案）解説と設計実例（社団法人日本河川協会発行）、洪水調節（整）池の多目的利用指針の解説（民間宅地指導室）に準拠することとし、詳細について別途に管理予定者と協議すること。なお、浸透施設を併用する際は、1道路（14）地下浸透による雨水排水処理も参照すること。

## 4 下水道

### (1) 雨水管路施設

#### ① 設計基準

雨水管路施設を設計するに当たっては、下水道法（昭和33年法律第79号）、河川管理施設等構造令（昭和51年政令第199号）に定めるもののほか、秋田市が定める諸基準及び「下水道施設計画・設計指針と解説－2009年版 日本下水道協会－」、「土木部設計マニュアル（下水道管渠編）－平成11年度 秋田県土木部－」、「土木部設計マニュアル（河川編）－秋田県土木部－」等に準拠すること。

#### ② 計画雨水量の算出

イ) 計画雨水流出量の算定は、ラショナル式（合理式）により算出すること。

$$Q = \frac{1}{360} \times C \times I \times A$$

Q：雨水流出量（ $\text{m}^3/\text{sec}$ ）                      C：流出係数  
I：降雨強度（ $\text{mm}/\text{hr}$ ）                      A：排水面積（ $\text{ha}$ ）

ロ) 降雨強度公式はタルボット型により算出すること。

・臨海処理区ほか

・八橋処理区（一部を除く）

$$I = \frac{a}{t + b} = \frac{3,990}{t + 32} \quad (\text{5年確率降雨強度公式}) \quad I = \frac{4,760}{t + 33} \quad (\text{10年確率降雨強度公式})$$

I：降雨強度（ $\text{mm}/\text{hr}$ ）                      a, b：定数  
t：流達時間（ $\text{min}$ ）=  $t_A$ （流入時間）+  $t_B$ （流下時間）

ハ) 流入時間と流下時間

(a) 流入時間とは、降雨が最寄りの排水管に流入するのに要する時間のことで、 $t_A = 10$ 分とする。

(b) 流下時間とは、降雨が排水管内を通過するのに要する時間のことで、管渠ごとの距離と計画流量に対する流速から求めた区間ごとの流下時間を合計して求める。

このためには、仮想の管渠の配置と大きさが必要であり、平均流速が最大 $3.0\text{m}/\text{sec}$ 、最小 $0.8\text{m}/\text{sec}$ の範囲になるようにし、下流ほど勾配をゆるく、流速を速く掃流力を大きくするよう配慮しながら、何回か試算を繰り返して計画管渠を決定すること。

$$t_B = \frac{L}{V}$$

$t_B$ ：流下時間（分）                      L：管渠延長（ $\text{m}$ ）                      V：管内の平均流速（ $\text{m}/\text{sec}$ ）

したがって、降雨強度公式のtに代入させる式は、

$t = 10\text{分} + \text{最長管渠延長} / (60 \times \text{管内の平均流速})$  となる。

ニ) 流出係数（C）は次の値を使用すること。

表1 流出係数

種 別	流出係数(c)	種 別	流出係数(c)	種 別	流出係数(c)
第一種低層 第二種低層	0.45	商 業 A (容積率400%)	0.60	工 業	0.50
第一種中高層 第二種中高層	0.45	商 業 B (容積率500%)	0.80	工 専	0.50
第一種住居 第二種住居 準 住 居	0.50	商 業 C (容積率600%)	0.80	公 園	0.10
近 隣 商 業	0.60	準 工 業	0.50		

表1によることが、極端に不合理と認められる場合にあつては、事前に管理予定者と協議の上以下の表を参照すること。

表2 流出係数

工 種 別	流出係数(c)	地 域 別	流出係数(c)
不 浸 透 性 道 路	0.70~0.95	市中の建て込んだ地区	0.70~0.90
アスファルト道路	0.85~0.90	建て込んだ住宅地区	0.50~0.70
マカダム道路	0.25~0.60	建て込んでない住宅地区	0.25~0.50
砂 利 道	0.15~0.30	公園、広場	0.10~0.30
空 地	0.10~0.30	芝生、庭園、牧場	0.05~0.25
公園、芝生、牧場	0.05~0.25	森林地方	0.01~0.20

表3 用途別総合流出係数標準値

敷地内に間地が非常に少ない商業地域や類似の住宅地域	0.80
浸透面の野外作業場などの間地を若干持つ工場地域や庭が若干ある住宅地域	0.65
都市公団団地などの中層住宅団地や1戸建て住宅の多い地域	0.50
庭園を多く持つ高級住宅地や畑地などが比較的残る郊外地域	0.35

### ③ 施設計画

- イ) 雨水管路施設は、原則として、枝線は側溝とし、幹線は開渠又は暗渠とすること。また、使用する製品については、原則として日本工業規格品又は（社）日本下水道協会規格品とすること。
- ロ) 雨水管渠及び合流管渠の最小管径は、250mm以上とすること。
- ハ) 流速は、最小流速0.8m/sec、最大流速3.0m/secの範囲となるよう計画すること。なお、管渠の流速計算は、クッター公式または Manning 公式を使用すること。
- ニ) 理想的な流速は、1.0～1.8m/secの程度である。
- ホ) 管渠の接合、基礎工及びマンホール等については、本技術指針第2章4（2）汚水管路施設等の基準を参照すること。
- ヘ) 管渠の埋設深さは、原則として土被り1.0m以上とし、道路管理者との協議により決定すること。
- ト) 雨水管渠と他の地下埋設物との交差の余裕高は、対象となる地下埋設物の管理者との協議により決定すること。
- チ) 管渠の埋設の際に、下水道用埋設表示シート（茶色一冊150mm）を管頂より40cmの位置に埋設すること。
- リ) 雨水枿からの取付管は、次の基準によること。（資料編 8 各種施設構造図等（3）下水道の雨水枿及び取付管標準図参照）
  - (a) 硬質塩化ビニール管を原則とし、勾配を10.0%以上、管径200mm以上とすること。
  - (b) 本管への取付部は、90度支管を用い、本管の中心線より上方に取り付けること。
  - (c) 取付管の取付間隔は、本管軸方向に芯間距離を90cm以上確保すること。
  - (d) マンホールに近接して取付管を接続する場合は、1.0m以上の離れを確保すること。
  - (e) 取付管は本管に対し直角に接続すること。
  - (f) 曲管は30度を標準とすること。
- ル) 吐き口の位置及び構造は、放流する河川、港湾等の管理者と事前に十分協議すること。

(2) 汚水管路施設等

① 設計基準

イ) 汚水管路施設

汚水管渠を設計するに当たっては、下水道法（昭和33年法律第79号）に定めるもののほか、秋田市が定める諸基準及び「下水道施設計画・設計指針と解説－2009年版日本下水道協会－」並びに「土木部設計マニュアル（下水道管渠編）－平成11年度秋田県土木部－」等に準拠すること。

ロ) 終末処理施設等

終末処理施設については、事前に管理予定者と協議すること。

② 計画汚水量の算出

イ) 計画時間最大汚水量（ $\text{m}^3/\text{sec}$ ）〔管渠の管径及び勾配を算出する場合の式〕

$$\text{人口密度（人/ha）} \times \text{時間最大汚水量原単位（ℓ/日/人）} \times \text{地下水増率（1.1）} \\ \times \text{時間換算} \left( \frac{1}{24 \times 60 \times 60 \times 1,000} \right) \times \text{排水面積（ha）}$$

ロ) 生活系汚水量の原単位

- ・ 日平均汚水量 278（ℓ/日/人）〔0.7〕 ※〔 〕内数値は、日平均：日最大：時間最大汚水量の比率
- ・ 日最大汚水量 399（ℓ/日/人）〔1.0〕
- ・ 時間最大汚水量 600（ℓ/日/人）〔1.5〕

③ 施設計画

イ) 原則として最小管径は200mmとすること。ただし、私道や通り抜けのできない道路等、地形状況や土地利用状況から将来的にも急激な社会変動による多量の汚水の流入が考えがたい管渠で、かつ地盤状況などから施設の引継後において地盤沈下等による施設の変動などが生じないと思われる場合については、協議の上、最上流部の100m程度を150mmとすることができる。

ロ) 流速は、最小流速0.6m/sec、最大流速3.0m/secの範囲となるよう計画すること。なお、管渠の流速計算は、クッター公式または Manning 公式を使用すること。

ハ) 理想的な流速は、1.0～1.8m/secの程度である。

ニ) 急傾斜地等での勾配は、適宜、副管付マンホール等を設けて段差工とし、最大流速3.0m/sec以下となるようにすること。

ホ) 原則として（社）日本下水道協会規格品の円形管を使用すること。

ヘ) 管径は、時間最大汚水量より算出し、余裕率をもたせること。

汚水管渠の余裕

管渠の内径	余 裕
700mm未満	計画下水量の100%
700mm以上1,650mm未満	計画下水量の 50%以上100%以下
1,650mm以上3,000mm以下	計画下水量の 25%以上 50%以下



ト) 汚水管の最小勾配は下記のとおりとする。ただし、最上流部の100m程度については、汚水の流入が少ないことから、沈殿物の堆積防止等を考慮して、できるかぎり理想流速（1.0～1.8m/sec）を確保できるよう考慮すること。

下水道用硬質塩化ビニル管	内径200mm：3.0‰	ただし、最上流部においては5.0‰以上。
	内径150mm：5.0‰	〃 8.0‰以上。
下水道用鉄筋コンクリート管	内径250mm：3.0‰	〃 7.0‰以上。

フ) 内径300mm以下の管渠の埋設深さは、原則として土被り1.0m以上とすること。

ただし、国道や県道の車道及び1～2級市道は、道路管理者との協議により決定すること。

リ) 管渠の接合は次のとおりとすること。

(a) 管渠の合流点、断面及び勾配の変化点では、マンホールを設けて接合し、原則として管頂接合とすること。

(b) 地表勾配が急な場合には、最大流速を上回らないように段差接合とし、一個所当りの段差は原則として、1.5m以内とすること。

(c) 平坦地で勾配がとれない等やむを得ない場合は、管底接合とすることができるものとする。

(d) 2本の管渠が合流する場合の中心交角は、原則として90度以下とする。また、90度を超える場合は、2段階の接合又は段差を設けた接合とすること。

(e) マンホールにおいて、上流管底と下流管底には2cm以上の段差をつけること。

ヌ) 汚水管とマンホールの接続部には可とう性継手を使用すること。

ル) 管渠の埋設の際に、下水道用埋設表示シート（茶色幅150mm）を管頂より40cmの位置に埋設すること。（資料編 8 各種施設構造図等（3）下水道 本管基礎断面図参照）

ヲ) 汚水管と他の地下埋設物との交差の余裕高は、対象となる地下埋設物の管理者との協議により決定すること。

リ) 基礎工（資料編 8 各種施設構造図等（3）下水道 本管基礎断面図参照）

管渠には、管種及び地質に応じて適切な基礎工を施すこと。

#### 管の種類と基礎

		硬質土及び普通土	軟弱土	極軟弱土
剛性管	鉄筋コンクリート管 レジンコンクリート管	砂基礎 砕石基礎 コンクリート基礎	砂基礎 砕石基礎 はしご胴木基礎 コンクリート基礎	はしご胴木基礎 鳥居基礎 鉄筋コンクリート基礎
	陶管	砂基礎 砕石基礎	砕石基礎 コンクリート基礎	
可とう性管	硬質塩化ビニル管 リップ付き硬質塩化ビニル管 ポリエチレン管	砂基礎	砂基礎 砕石基礎 はしご胴木基礎 ソイルセメント基礎	ベットシート基礎 ソイルセメント基礎 はしご胴木基礎 布基礎
	強化プラスチック複合管	砂基礎 砕石基礎	ソイルセメント基礎	
	ダクタイル鋳鉄管 鋼管	砂基礎	砂基礎	砂基礎 はしご胴木基礎 布基礎

※ 土質が岩盤等で堅固な場合は、砂及び砕石基礎とし、応力を均等に分布できるようにすること。

地盤の区分例

地 盤	代 表 的 な 土 質
硬 質 土	硬質粘土、礫混り土及び礫混り砂
普 通 土	砂、ローム及び砂質粘土
軟 弱 土	シルト及び有機質土
極軟弱土	非常に緩い、シルト及び有機質土

④ マンホール（資料編 8 各種施設構造図等（3）下水道 1号組立マンホール標準図参照）

- イ) マンホールは、管渠の起点及び方向、勾配、管径等の変化する箇所、段差の生ずる箇所、管渠の  
 会合する箇所並びに維持管理するうえで必要な箇所に設置すること。また、維持管理及び将来計画  
 等を考慮して、支障がなければマンホール（小型マンホール）の採用も可能とする。
- ロ) 管渠の直線部のマンホール最大間隔は、次表を標準とすること。

マンホールの管径別最大間隔

管 径（mm）	150 以下	600以下	1,000以下	1,500以下	1,650以上
最大間隔（m）	50	75	100	150	200
備考 1 推進工法、シールド工法で施工する場合は、この限りでない。 2 管理予定者が必要と認めた場合は、協議により中間検査時にテレビカ メラ調査を実施すること。					

- ハ) マンホールは、原則として管径等に応じて標準マンホールを使用するものとするが、埋設物及び  
 管渠の構造等により、特殊マンホールを使用すること。

標準マンホールの形状別用途

呼 び 方	形 状 寸 法	用 途
1号マンホール	内 径 90cm円形	管の起点及び600mm以下の管の中間点並びに内 径450mmまでの管の会合点
2号マンホール	内 径 120cm円形	内径900mm以下の管の中間点及び 内径600mm以下の管の会合点
3号マンホール	内 径 150cm円形	内径1,200mm（1,100mm）以下の管の中間点 及び内径800mm以下の管の会合点
4号マンホール	内 径 180cm円形	内径1,500mm（1,350mm）以下の管の中間点 及び内径900mm以下の管の会合点
5号マンホール	内のり 210cm×120cm角形	内径1,800mm以下の管の中間点
6号マンホール	内のり 260cm×120cm角形	内径2,200mm以下の管の中間点
7号マンホール	内のり 300cm×120cm角形	内径2,400mm以下の管の中間点

（ ）内は、本管接続時の断面欠損を考慮した値である。

特殊マンホールの形状別用途

呼 び 方	形 状 寸 法	用 途
特 1 号マンホール	内のり 60cm×90cm角形	土被りが特に少ない場合、他の埋設物等の関係等で1号マンホールが設置できない場合
特 2 号マンホール	内のり 120cm×120cm角形	内径1,000mm以下の管の中間点で円形マンホールが設置できない場合
特 3 号マンホール	内のり 140cm×120cm角形	内径1,200mm以下の管の中間点で円形マンホールが設置できない場合
特 4 号マンホール	内のり 180cm×120cm角形	内径1,500mm以下の管の中間点で円形マンホールが設置できない場合

- ニ) マンホールの選定は、標準マンホールを基本とし、4号マンホール以下は原則として組立マンホールとすること。また、部材は全てボルト緊結とすること。
- ホ) マンホール深が5mを越える場合は、維持管理を考慮し、原則として2号マンホール以上とすること。また、その場合は維持管理の安全面から中間スラブと携帯用梯子を設置すること。
- ハ) 蓋は秋田市型下水道用人孔鉄蓋を標準とし、秋田市の承認を受けた製造業者の製品を使用すること。また、斜壁は片斜壁とすること。
- 高さ調整は調整リング及び無収縮モルタルにより行うことを原則とする。
- ト) マンホール蓋の選定は、主に以下の使用場所により決定すること。

マンホール蓋の種類及び使用場所

種類	記 号	主な使用場所（対策道路）
1 種	T-25	道路一般 <sup>※1</sup>
2 種	T-14	歩道又は大型車の少ない道路 <sup>※2</sup>

※1：対象道路は国道、県道、及び下記以外の市道、農道

※2：第3種5級及び第4種4級（500台/日未満）以下の市道  
及び500台/日以下の農道

- フ) マンホール蓋の開く方向は原則として車両や歩行者等の支障とならないように配慮し、次のとおりとするが、現場状況に応じて維持管理しやすいように設置すること。なお、流入管の方向（将来流入も含む）や流量に注意すること。
- (a) 下流側管渠がφ300mm以下の場合…下流側に向かって開くように設置すること。
- (b) 下流側管渠がφ350mm以上の場合…車道中心線の反対側に向かって開くようにすること。
- リ) 底部にはインバートを設けること。インバートは、下流管の管径、勾配に合わせるものとし、高さは管径の1/2ないし50cm以下とすること。また、インバート上部は、導水路部に向けて2%程度の勾配とすること。
- ヌ) 足掛け金物は、鋼鉄製（樹脂被覆）とし、30cm間隔に設置すること。
- ル) 上下流の管底の段差は、30cm以下とすること。やむを得ず段差が30cmを超える場合は、副管が設置可能となるよう管渠の埋設深や勾配を調整し、副管を設置すること。

なお、標準的な副管の構造は別図（資料編 8 各種施設構造図等（3）下水道 外副管詳細図参

照) のとおりとする。

副管の管径は、次表のとおりとすること。

本管径 (mm)	150	200	250	300	350	400	450	500	600	700以上
副管径 (mm)	100	150	200	200	200	200	250	300	300	別 途

- 7) 副管は、外副管（資料編 8 各種施設構造図等 (3) 下水道 外副管詳細図参照）を原則とするが、やむをえず内副管にする場合は、下水道管理者と協議うえ、マンホール内における点検・清掃作業を行うための十分なスペースを確保したマンホール形状寸法を検討すること。
- 7) 流入管渠と副管及びマンホールとの接続は可とう性を有する構造とすること。

⑤ マシンホール（小型マンホール）（資料編 8 各種施設構造図等 (3) 下水道 塩ビ製マシンホール標準図参照）

- イ) マシンホールはマンホールと組み合わせて配置するものとし、連続使用は行わないこと。
- ロ) マシンホールの適用深さは2.0m以内とすること。
- ハ) マシンホールは内径30cmの標準タイプを基本とすること。
- ニ) マシンホールは、管渠の起点、中間点、及び勾配、管径の変化する箇所に設けること。
- ホ) 国道や県道の車道及び1～2級市道においては原則としてマシンホールは使用しないこと。
- ヘ) マシンホールとマンホールの最大間隔は50m以下とすること。
- ト) マシンホールの直接蓋及び防護蓋の選定は、主に以下の使用場所により決定すること。

マシンホール蓋の種類及び使用場所

種類	記 号	主な使用場所（対策道路）
1 種	T-25	道路一般 <sup>※1</sup>
2 種	T-14	歩道又は大型車の少ない道路 <sup>※2</sup>

※1：対象道路は国道、県道、及び下記以外の市道、農道

※2：第3種5級及び第4種4級（500台/日未満）以下の市道  
及び500台/日以下の農道

- チ) マシンホール蓋の開く方向は原則として下流側に向かって開くように設置すること。

⑥ 汚水柵及び取付管・支管・曲管（資料編 8 各種施設構造図等 (3) 下水道 汚水柵及び取付管標準図参照）

- イ) 汚水柵は、1区画に1箇所、道路境界より1.0m以内の民地側に設けることを原則とする。
- ロ) 汚水柵の形状は、原則として秋田市型（塩ビ製 内径20cm）とすること。ただし、土地の利用状況等から深さが1.5mを越える場合は、別途下水道管理者と協議すること。
- ハ) 汚水柵の深さは、原則として1.0m以上とするが、本管土被りの状況などから設置困難な場合においては0.8m程度とすることができる。
- ニ) 以下の場合、汚水柵には原則として防護蓋を設置すること。

- (a) 道路形態をしている箇所及び駐車場の形態をしている箇所。
- (b) 開発行為終了後、上記のような土地の利用形態となることが予想される箇所。
- ホ) 中間マンホールには取付管の接続を行わないこと。
- ハ) 取付管は、原則として硬質塩化ビニル管とし、勾配を10‰以上、管径150mm以上とすること。ただし、本管径が150mmの場合においては100mmとすること。
- ト) 取付管の取付け間隔は、本管軸方向に芯間距離を取付管径150mm以下は70cm、200mm以上は90cm以上確保すること。
- チ) マンホールに近接して取付管を接続する場合は、1.0m以上の離れを確保すること。
- リ) 取付管は本管に対し直角に接続すること。
- ヌ) 取付管と本管の取付部は90度支管を用い、本管の中心線より上方に取り付けること。
- ル) 最上流部にあたる取付管は、本管が上流に延長される見込みのない場合に限り、マンホール接続とし、インバートを設けて本管に流れ込むようにすること。また、取付管が複数になる場合は、マンホールへの穿孔口同士の間隔（残り代）は内面側で100mm以上確保すること。
- ロ) 曲管は30度を標準とすること。

## 政令第25条第8号（消防用水利施設に関する技術的細目）

消防に必要な水利として利用できる河川、池沼その他の水利が消防法（昭和23年法律第186号）第20条第1項の規定による勧告に係る基準に適合していない場合において設置する貯水施設は、当該基準に適合しているものであること。

## 条例第12条（消防水利）

H15. 4. 1施行

消防水利は、次に定めるところにより、整備しなければならない。

- (1) 開発区域内の予定建築物等の敷地を包含すること。
- (2) 道路に接し、通行の支障にならない道路以外の位置であって、消防ポンプ自動車容易に接近することができる位置であること（道路の管理者が道路に設置することについて同意した場合を除く。）。

## (1) 消防水利の設置

- ① 用途地域のうち工業、工業専用、近隣商業、商業地域については半径80mごと、その他の用途地域および用途指定のない区域は半径100mごとに予定建築物等の敷地を包含できるように設置する。なお、予定建築物等の配置が未確定の場合や将来的に新たな建築物等の建設予定がある場合は、開発区域の敷地全体を包含できるように設置する。
- ② 開発区域の面積が5ha以上の場合は、消火栓以外に防火水槽も併設するものとし、その割合は、消火栓4に対し、防火水槽1を最大比率とする。
- ③ 消防水利は、消防ポンプ自動車容易に部署できる位置とする。

## (2) 消火栓の基準

消火栓を設置する場合は、次のとおりとする。

- イ) 配管口径は、150mm以上とする。ただし、管網の一边が180m以下となるように配管されている場合は、管網の管の直径を75mm以上とすることができる。  
上記の基準にかかわらず、解析及び実測により、取水可能水量が毎分1m<sup>3</sup>以上であると認められるときは、管の直径を75mm以上とすることができる。
- ロ) 2基以上設置する場合は、努めて管網を形成していること。
- ハ) 消火栓本体は、呼称65、打倒式単口型とする。
- ニ) 道路敷外に設置する場合は、消火栓用地として1.3m<sup>2</sup>以上を確保する。
- ホ) 用地の境界は、縁石又はブロック2段積み等で区画し、境界プレート等で明示する。
- ヘ) 用地は、アスファルト又はこれと同等以上のもので舗装する。
- ト) 点検、修理のため、座金、ボルトナットを取り外しできるように消火栓下部と舗装面の間隔を確保すること。

## (3) 防火水槽の基準

防火水槽を設置する場合は、次のとおりとする。

- イ) 容量は40m<sup>3</sup>以上で、かつ、有蓋とする。
- ロ) 構造は国で定める道路用（Ⅱ種）とし、サクシオンパイプを併設するものとする。
- ハ) 防火水槽用地として、防火水槽外面から各々1m以上を確保する。
- ニ) 防火水槽本体及び用地の境界は、境界柱等で明示する。

## (4) その他

消防水利施設は、上記の技術指針によるほか、構造、形式、標識等については、別途管理者と協議し、設置するものとする。

## 第 3 章 公 益 的 施 設

### 1 ごみ収集場（ごみ集積所）

#### 条例第13条第1項第1号（ごみ収集場）

H15. 4. 1施行

開発区域内の予定される建築物の予定戸数（以下「予定戸数」という。）が20戸以上の場合に1箇所以上配置するものとし、配置するごみ収集場の総面積は、予定戸数に0.18平方メートルを乗じて得た面積以上とする。

#### (1) ごみ収集場（ごみ集積所）

計画総戸数が20戸以上の住宅（共同住宅を除く）の建築を目的とする開発行為にあつては、次により当該開発区域内にごみ収集場を整備するものとする。

- ① ごみ収集場は、20戸から30戸に1箇所程度の割合で設けること。
- ② 1箇所あたりの用地面積は、3.6㎡以上（20戸の場合）とし、開口1.8m以上とする。
- ③ ごみ収集場の設置位置は、道路に面する場所とし、「秋田市ごみ集積所の設置および維持管理に関する要綱」を遵守すること。（次頁参照）
- ④ 用地の境界は、縁石又はブロック等で（4段以上・800mm以上）区画し、境界プレートで明示する。また、ブロック上部には、400mm以内に1箇所の割合でフックを取り付けること。
- ⑤ 用地は、四角形（正・長方形）とし、アスファルト又は、これと同等以上のもので舗装し、水捌けを容易にできるものとする。
- ⑥ 収集場施設（小屋・箱等）を設置しようとする場合は、道路側溝より200mm以上500mm以内に設置するものとし、以下の数値のもとに計画すること。
  - ※・高 さ 1.8m以上
  - ・幅（間口） 1.8m以上（最小1.2m以上）
  - ・扉 は 左右引き戸（網状も可）型
- ⑦ その他必要に応じ協議するものとする。
- ⑧ ごみ収集場用地、施設の管理及び帰属については、市長と協定書を締結すること。

## 秋田市ごみ集積所の設置および維持管理に関する要綱

平成26年3月28日  
市長 決 裁

### (目的)

第1条 この要綱は、市が定期的に収集を行うごみ集積所について、市がその設置および維持管理に関し適正な指導等を行うことにより、ごみ集積所の周辺環境の美化および清潔の保持を図り、市民の良好な生活環境の保全に寄与するとともに、ごみの収集作業の安全を確保することを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 町内会等 町内会もしくは自治会、集合住宅の所有者もしくは管理者をいう。
- (2) 町内会長等 市内において組織されている町内会もしくは自治会の会長、集合住宅の所有者もしくは管理者をいう。
- (3) 開発事業者 都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条に規定する開発行為（以下「開発行為」という。）の許可を得て住宅地を整備する事業者をいう。
- (4) ごみ集積所 市が廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第6条の2第1項の規定により収集し、運搬し、および処分することとされている一般廃棄物のうち家庭ごみ等を一時的に排出する場所および保管する設備であつて、あらかじめ第4条に規定する承認基準等に適合していると市長が認めたものをいう。
- (5) 一般廃棄物 法第2条第2項に規定する一般廃棄物をいう。
- (6) 家庭ごみ 秋田市廃棄物の処理および再利用に関する条例（平成4年秋田市条例第37号。以下「条例」という。）第32条第2項に規定する家庭ごみをいう。
- (7) 資源化物 条例第7条に規定する資源化物をいう。
- (8) 家庭ごみ等 家庭ごみおよび資源化物をいう。
- (9) 指定ごみ袋 条例第23条の2に規定するごみ袋をいう。

### (ごみ集積所の形状)

第3条 ごみ集積所の形状は、ボックス型、折りたたみ型および被せネット等（ブルーシートを含む。）の3種類とする。ただし、市長がやむを得ない事由があると認めるときは、この限りでない。

### (承認基準等)

第4条 開発行為によらないでごみ集積所を設置しようとする場合は、次に掲げる承認基準その他条件（以下「承認基準等」という。）を満たしていなければならない。

- (1) おおむね15戸ないし20戸につき一箇所の設置であること。
- (2) 専用のごみ集積所を設置し、使用する集合住宅にあつては、同一敷地内での戸数が10戸以上であること。この場合においては、当該集合住宅の所有者又は管理者は、次条の規定により専用のごみ集積所とすること等について市長との間で事前協議を終えていること。
- (3) 設置場所は、原則として道路に接し、交差点（十字路および丁字路をいう。）、曲がり角、消火栓又は横断歩道にあつては5メートル以上、バス停にあつては10メートル以上離れていて、収集作業を安全かつ効率的に行うことができること。
- (4) 事前に、ごみ集積所の設置場所について土地の所有者又は管理者および近隣者と協議し、了解を得ていること。
- (5) 次の調査、立入りおよび指導を市職員が行うことについて、あらかじめ了解すること。
  - ア ごみ集積所の状況、家庭ごみ等の排出状況を調査するための当該場所又は当該設備の内部への立入り
  - イ 指定ごみ袋によらない不適正なごみの排出を確認した場合において、第11条第1項の規定により行う開封等の調査
  - ウ 不適正なごみの排出を行った者が判明した場合において、第11条第2項の規定により行う排出方法等の改善の指導
- (6) 不適正に排出された家庭ごみ等を収集しないことについて了解すること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める事項



2 開発行為によりごみ集積所を設置しようとする場合は、秋田市宅地開発技術指針（平成14年11月1日都市整備部長決裁）に適合していなければならない。

（事前協議）

第5条 開発事業者又は専用のごみ集積所の設置等をしようとする集合住宅の所有者もしくは管理者は、次条の規定による申請に先立ち、次の事項について市長との間で事前協議を行わなければならない。

- (1) ごみ集積所を設置しようとする場所
- (2) 世帯数に応じたごみ集積所の必要面積
- (3) 奥行き、扉の開口部分その他のごみ集積所の形状
- (4) ごみ集積所の設置に関する近隣住民への説明および承諾の存否
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める事項

2 前項の事前協議を終えたときは、事前協議完了通知書（様式第1号）により通知するものとする。

（ごみ集積所の設置等に係る申請）

第6条 町内会長等は、ごみ集積所を設置し、移設し、又は廃止しようとする場合は、所定の事項を記入したごみ集積所設置等申請書（様式第2号）により、収集の開始を希望する日の14日前まで市長に申請するものとする。

2 10戸以上の集合住宅を建築しようとする者であって、専用のごみ集積所を設置しようとするものは、建築確認（建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項に規定する建築物の建築等に関する建築主事の確認をいう。）を受ける前に、前条第1項各号に規定する事項について市長と事前協議を行い、その上で集合住宅用ごみ集積所設置申請書（様式第3号）により、収集の開始を希望する日の14日前まで市長に申請するものとする。

3 第1項の規定による申請を行おうとする町内会長又は自治会長は、別に定める秋田市ごみ集積所設置等補助金の交付申請を同時に行うことができる。

（諾否の応答等）

第7条 市長は、前条第1項又は第2項の申請書の提出があったときは、当該申請書の提出があった日から起算して7日以内に、その内容の審査および現地調査を行い、ごみ集積所として承認基準等に適合するか否かについて判断するものとする。

2 前項の場合において、ごみ集積所として承認するときはごみ集積所設置等承認通知書（様式第4号）、不承認とするときはごみ集積所設置等不承認通知書（様式第5号）により通知するものとする。

（ごみ集積所の維持管理）

第8条 町内会長等は、ごみ集積所の適正な維持管理を行い、当該ごみ集積所の清潔を保持しなければならない。

2 ごみ集積所を利用する住民は、ごみの分別を徹底するとともに、条例第22条第2項の規定により、ごみの散乱防止等の必要な措置を講ずることにより、当該ごみ集積所の清潔の保持に協力するものとする。

3 市長は、ごみ集積所の美化を図るため、別に定めるボランティア袋を町内会長又は自治会長に交付するものとする。

4 ごみ集積所を設置している土地の所有者もしくは管理者又は近隣住民等から移設等の申出があった場合は、町内会長等は、速やかに対応するものとする。

（適正な管理の指導）

第9条 市長は、ごみ集積所の適正な管理がなされていないと認めるときは、適正な管理をするよう口頭又は書面（様式第6号）で指導するものとする。

2 前項の規定による指導にもかかわらず、当該ごみ集積所の管理が改善されないときは、条例第28条の規定により、書面（様式第7号）で改善命令等を行うものとする。

（設置承認の取消し）

第10条 前条第2項の改善命令等に従わないときは、当該ごみ集積所の設置承認を取り消すものとする。

2 前項の設置承認取消通知は、ごみ集積所設置承認取消通知書（様式第8号）の送付により行うものとする。

（不適正排出の調査および指導）

第11条 ごみ集積所に指定ごみ袋以外の袋で不適正に排出された家庭ごみ等については、市職員が当該袋を開けて調査することができるものとする。

2 前項の規定による調査の結果、指定ごみ袋以外の袋で排出した者が判明した場合は、当該者に対し排出方法等について改善を図るよう指導することができる。

（推奨規格）

第12条 ボックス型のごみ集積所を設置しようとする場合は、別表および別図1又は別図2の推奨規格を参考とすることにより、その美観、機能等を保持するよう努めるものとする。

（持ち去り等の禁止）

第13条 ごみ集積所に排出された家庭ごみ等は、市の収集作業に携わる者以外の者は、持ち出し、又は持ち去ってはならない。

2 前項に規定する持去行為が悪質であると認められる場合は、市の職員又は町内会長等は、警察機関に通報するものとする。

（ごみ集積所管理システムの運用）

第14条 環境都市推進課長は、第7条第2項の承認通知書を送付するに当たり、ごみ集積所管理システムに当該ごみ集積所に係るデータを登録するものとする。

（委任）

第15条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

## 附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

（秋田市一般ごみ集積所設置・維持管理要綱の廃止）

2 秋田市一般ごみ集積所設置・維持管理要綱（昭和63年3月環境保全事務所長決裁。次項において「旧要綱」という。）は、廃止する。

（経過措置）

3 この要綱の施行前に旧要綱の規定に基づきなされた申請および市長が行ったごみ集積所の承認は、この要綱の規定に基づきなされたものとみなす。

## 条例第14条（防犯灯等）

H15.4.1施行

開発事業者は、主として一戸建ての分譲住宅の建築を目的とする開発行為であって、開発区域の面積が5,000平方メートル以上の場合、防犯灯、街灯等を設置するものとする。ただし、居住者の夜間の通行の安全を確保し、および犯罪の発生を予防するための措置を講じたときは、この限りでない。

## (1) 防犯灯

防犯灯を設置する場合の基準は次のとおりとする。

- ① 新設又は開発行為により移設した電柱が2本以上の場合は、2本に1灯程度の割合で防犯灯を設置する。
- ② 防犯灯の規格は次表のとおりとする。  
なお、秋田市では、平成23年度から秋田市町内防犯灯LED化事業により、既存の防犯灯約28,500灯のLED化を進めており、開発行為により新設される防犯灯についても、同事業の規格と同等のものとする。

種 別	規格・仕様	自動点滅器
LED防犯灯 10W (電力会社申請入力VA が10VAまでのもの)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・直下4.5mにおける初期照度が11ルクス以上</li> <li>・15m間隔でクラスB基準を準拠しているもの</li> <li>・白色系で色温度が4,500Kから8,000K</li> <li>・EMC規格VCCIクラスB準拠など、第三者機関の検査により、他の電子機器に障害を与えないもの</li> <li>・IEC61000-4-5 レベル4をクリアしているもの</li> <li>・定格寿命が48,000時間以上のもの</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・内蔵型</li> <li>・電子式</li> <li>・積雪の影響を受けにくいもの</li> </ul>
器具 ステンレス製、アル ミダイカスト製等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・サイクル腐食試験（JIS K 5600-7-9 サイクル条件を30サイクルとするものと同等）を満たすもの</li> </ul>	

- ③ 防犯灯等を設置する際は、目的とする照明対象範囲外に照射されて人の活動や野生動植物等に悪影響を及ぼす（光害）ことがないように配慮すること。
- ④ 防犯灯の管理については、町内会等に引き継ぐまでは、開発事業者がするものとする。ただし、通電は、町内会等に引き継いだ後にすることができるものとする。
- ⑤ 防犯灯の設置位置等については、関係課所室と事前に協議したうえで、市長と協定書を締結するものとする。

## (2) 防犯灯以外の設置例

- イ) 道路照明灯
- ロ) 宅地内照明灯

※防犯灯とは、主として犯罪防止のため電柱等に設置する照明施設をいう。

### 3 集会所

#### 条例第13条第1項第2号（集会所）

H15.4.1施行

集会所用地の面積は、次のアおよびイに掲げる開発区域の面積又は予定戸数の区分に応じ、それぞれアおよびイに定める面積以上とする。ただし、地区計画等において建築物の敷地面積の最低限度が定められている場合において、アおよびイに定める面積が当該最低限度の面積を下回るときは、当該最低限度の面積以上とする。

ア 予定戸数が50戸以上150戸未満又は開発区域の面積が1.5ヘクタール以上（イに掲げる区分に該当する場合を除く。） 140平方メートル以上

イ 予定戸数が150戸以上 予定戸数を150で除して得た数に140平方メートルを乗じて得た面積以上

#### （1）集会所

予定戸数が50戸以上又は開発区域面積が1.5ha以上の、一戸建の住宅の建築を目的とする開発行為にあっては、次に定めるところにより、当該開発区域内に集会所用地を確保し、整備するものとする。

① 用地面積は、次表のとおりとする。

予定戸数	50戸以上150戸未満 又は1.5ha以上	150戸以上
用地面積	140㎡以上	用地面積（㎡） $\geq$ 予定戸数 $\div$ 150 $\times$ 140
1箇所当り 最小用地面積	140㎡以上	

② 用地の位置については、利便性等を考慮し原則として当該開発区域内の公園、広場等に隣接するものとする。

③ 用地の形状については、一般宅地と同程度の整形とし、整地すること。

④ 用地の境界は、縁石又はブロック2段積み等で区画し、境界プレート等で明示する。ただし、用地が傾斜地等と隣接する場合は、傾斜地等との境界部分にフェンスを設置することを考慮すること。

⑤ 下水道、上水道等必要なものは一般宅地と同程度の整備をする。

⑥ 集会所用地内に電柱等を設置する場合は、その位置等について事前に協議すること。

⑦ 集会所用地の管理及び帰属等については、市長と協定書を締結すること。

#### 4 その他公益的施設

##### 条例第13条第2項（公益的施設）

H15. 4. 1施行

開発事業者は、主として住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為をしようとする場合は、前項に定めるもののほか、当該開発区域において想定される居住者の需要に支障が生じないよう、居住者の利便の増進を図るため必要な公益的施設を適正に配置するものとする。

（１）主な公益的施設の配置計画にあたっては、次表を参考にするものとする。

住 区 構 成 と 施 設 配 置

近 隣 住 区 数			1	2	3
戸 数	50～150	500～1,000	2,000～ 2,500	4,000～ 5,000	8,000～10,000
人 口	200～600 (隣保区)	2,000～4,000 (分 区)	7,000～10,000 (近 隣 住 区)	14,000～20,000 (地 区)	28,000～40,000 (地 区)
教 育 施 設		幼 稚 園	小 学 校	中 学 校	高 等 学 校
福 祉 施 設		保 育 所、託 児 所			(社会福祉施設)
保 健		診 療 所 (巡 回)	診 療 所 (各 科)		病 院 (入 院 施 設) 保 健 所
保 安	防 火 水 槽 (消 火 栓)	警 察 派 出 所 (巡 回)	巡 査 駐 在 所 消 防 (救 急) 派 出 所		警 察 署 消 防 署
集 会 施 設	集 会 室	集 会 場			公 民 館
文 化 施 設				図 書 館	
管 理 施 設		管 理 事 務 所		市・区役所出張所	
通 信 施 設		ポ ス ト、公 衆 電 話	郵 便 局、電 話 交 換 所		
商 業 施 設		日 用 品 店 舗		専 門 店、ス ー パ ー マ ー ケ ッ ト	
サ ー ビ ス 施 設		共 同 浴 場	新 聞 集 配 所	銀 行	映 画 館、娯 楽 施 設

## 第 4 章 住環境の整備および保全等

### 1 街区構成等

- ① 宅地開発の計画区域内において、その区域内における建築物の敷地、位置、構造、用途、形態、意匠、又は建築設備に関する基準の協定（建築協定）の締結を予定している場合は、関係課所室と協議するものとする。（建築指導課）
- ② 区画は、道路に2 m以上接するものとし、かつ、接する道路の中心高より高くする。また、宅地と宅地又は宅地と道路との高低差は、原則として2 m以下とする。
- ③ 宅地内排水は、雨水その他の地表水ががけ面を侵食することのないよう、土質及び宅地の形状を考慮して適切に配置する。
  - イ) 宅地と宅地の高低差が1.5m程度以上の場合は、宅地内排水施設を設ける。
  - ロ) 道路と宅地の高低差が1.0m程度以上の場合は、宅地内排水施設を設ける。

### 2 敷地面積の最低限度

#### 条例第15条（敷地面積の最低限度）

H15. 4. 1施行

開発区域内において予定される建築物の敷地面積の最低限度は、法第33条第4項の規定に基づき、主として一戸建ての分譲住宅の建築を目的とする開発行為にあつては、次の各号に掲げる区域の区分に応じ、当該各号に定める面積とする。ただし、地区計画等において建築物の敷地面積の最低限度が定められている場合は、この限りでない。

- (1) 市街化区域 140平方メートル
- (2) 前号に掲げるもの以外の区域 200平方メートル

### 3 騒音・振動防止対策

開発事業者は、住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為のうち、開発区域の境界が工業の利便を図る地域（工業専用地域等）に隣接する場合については、居住者に対する騒音・振動等の影響を少なくするため次のことに配慮するものとする。

- ① 居住者の良好な生活環境を保全するため、宅地と工業専用地域等がなるべく隣接しないよう境界側に公共施設を配置するなど、公害防止に有効な街区構成に努めること。
- ② やむを得ず宅地と工業専用地域等が隣接する場合は、居住後に公害苦情のトラブルが発生しないよう十分に説明すること。

### 4 汚水の処理

- ① 開発区域内におけるし尿の処理については、次のいずれかによるものとする。ただし、市街化調

整区域において行う開発行為（自己居住用を除く。）および都市計画区域外において行う1ヘクタール以上の開発行為の当該区域内におけるし尿の処理にあたっては、下記イ)によるものとする。

イ) 水洗式（浄化槽法の規定に基づく浄化槽によるものによるもの又は下水道法の規定に基づく終末処理によるもの。）

ロ) くみ取り式（下水道処理区域内を除く）

② 生活排水の処理については、未処理で放流することによる公共用水域の水質汚濁負荷の増大を防ぐため、可能な限り、浄化槽又は下水道によるものとする。

③ 浄化槽を設置する場合又はやむを得ず生活排水を未処理で放流する場合は、放流水路管理者とのトラブルを防ぐため、事前に調整を図ること。

なお、他法令に基づき放流水路管理者から占用許可を得る必要がある場合又は協議を求められた場合については、あらかじめ関係する法令上の手続きを行うこと。

## 5 高齢者および障害者に対する配慮

秋田県バリアフリー社会の形成に関する条例によるものとする。

※都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第13項に規定する開発区域（その面積が10,000㎡以上のものに限る。以下同じ。）内に設置する道路、公園等は特定生活関連施設に該当するため、秋田県バリアフリー社会の形成に関する条例施行規則第9条の規定により当該特定生活関連施設の工事に着手する30日前までに市長と協議が必要となります。（平成15年4月1日以降適用）

—参考—

## 秋田県バリアフリー社会の形成に関する条例—抜粋—

平成14年3月29日公布

秋田県条例第13号

### 前文

私たちは、豊かな自然と雪国の風土の中で多彩な文化を培い、共に助け合う地域社会を築いてきた。

しかし、若者の流出や少子化による人口減少と急速な高齢化に加え、就業構造の変化、核家族化の進行等は人々の意識や価値観に変化をもたらし、地域社会は大きく変わりつつある。

さらに、近年、高齢者、障害者等を含むすべての県民が安全かつ快適に生活できる社会を目指すための取組が強く求められてきている。

このような私たちを取り巻く環境の中で、一人ひとりが個人として尊重され、安全に安心して生活を営むことのできる社会を構築するためには、県民が一体となって、様々な障壁を取り除いていく必要がある。

ここに、県民が、思いやりや助け合いの心をはぐくみ、共に生きることを確かめ合い、力を合わせて高齢者、障害者等が安全かつ快適な日常生活又は社会生活を営むことを困難にする様々な障壁が取り除かれたバリアフリー社会を形成するため、この条例を制定する。

## 第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、高齢者、障害者等が生活し、又は社会活動を行う上でこれを困難にする様々な障壁が取り除かれ、安全かつ快適な日常生活又は社会生活が確保されるように配慮された社会を形成するため、県、事業者及び県民の責務を明らかにするとともに、当該社会の形成に関する基本方針及び施策の基本的な事項を定め、もって県民の福祉の増進に資することを目的とする。

## 第3章 生活関連施設の整備等

### 第1節 生活関連施設の整備

(整備基準の策定)

第18条 知事は、生活関連施設の構造及び設備に関し、高齢者、障害者等が安全かつ円滑に利用できるようにするために必要な基準（以下「整備基準」という。）を定めるものとする。

2 整備基準は、出入口、廊下、階段、エレベーター、便所、駐車場その他知事が必要と認めるものについて、生活関連施設の種類及び規模に応じて規則で定める。

(整備基準の遵守)

第19条 生活関連施設の新築等（新築、新設、増築、改築及び用途の変更（施設の用途を変更して生活関連施設とする場合を含む。）をいう。以下同じ。）をしようとする者は、当該生活関連施設（当該新築等に係る部分に限る。）について整備基準を遵守しなければならない。ただし、地形又は敷地の状況、建築物の構造その他やむを得ない事由により整備基準を遵守することが困難であると知事が認める場合は、この限りでない。

2 生活関連施設を所有し、又は管理する者（以下「生活関連施設所有者等」という。）は、当該生活関連施設を整備基準に適合させるように努めなければならない。

### 第2節 特定生活関連施設の整備

(協議)

第22条 特定生活関連施設の新築等をしようとする者は、その計画（整備基準に適合させるべき部分を含まない計画を除く。）について、規則で定めるところにより、あらかじめ、知事に協議しなければならない。当該協議の内容の変更（規則で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときも同様とする。

2 知事は、前項の規定による協議があった場合において、当該協議に係る特定生活関連施設が整備基準に適合しないと認めるときは、当該協議をした者に対し、必要な指導及び助言を行うことができる。

※秋田県バリアフリー社会の形成に関する条例施行規則（抜粋）および同整備基準（抜粋）については、資料編 1 1 秋田県バリアフリー社会の形成に関する条例施行規則（抜粋）を参照のこと。



## 6 工事中の環境保全対策

- ① 開発事業者は、工事の施工に当たっては、周辺の水源涵養林、住宅、農作物その他の公私有財産に損害を与えないよう十分配慮する。
- ② 開発事業者は、次の事項についてあらかじめ関係者と協議し、交通公害等の対策を講じる。
  - イ) 使用する道路の指定
  - ロ)            "            交通規制
  - ハ)            "            安全対策
  - ニ)            "            清掃
  - ホ)            "            砂塵飛散、騒音、振動等の対策
  - ヘ)            "            汚損対策
- ③ 開発事業者は、工事の施工に当たっては、周辺住民の生活環境を損なうことのないよう騒音、振動、及び粉じん等による公害防止に十分配慮すること。
- ④ 開発事業者は、開発行為に伴い発生した廃棄物については、適正に処理すること。

## 7 防災、安全措置

### 防災技術基準（法第33条第1項第7号、政令第28条）

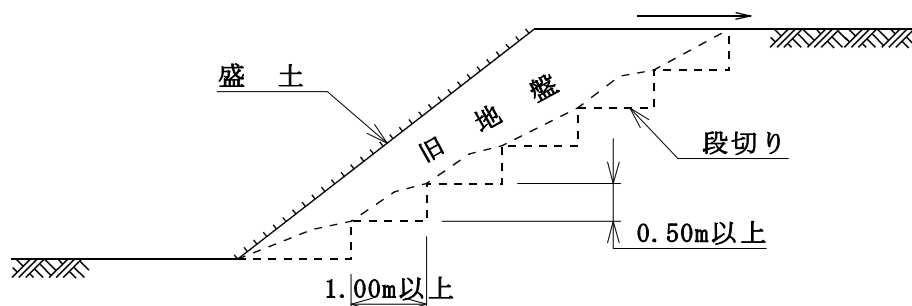
- ① 土質調査等の結果、開発予定地が災害や地盤沈下（重大な圧密沈下、地震時の液状化）が発生する危険性がある地盤と判定された場合は、その対策を講じるか又はできるだけ宅地造成を避けるものとする。この場合において、開発区域の土地の全部又は一部が次の表の上欄に掲げる区域内の土地であるときは、当該土地における同表の中欄に掲げる工事計画が、下欄に掲げる基準に適合していること。

宅地造成及び特定盛土規制法（昭和三十六年法律第九十一号）第十条第一項の宅地造成等工事規制区域	宅地造成及び特定盛土等規制法第二十六条第一項の特定盛土規制区域	津波防災地域づくりに関する法律第七十二条第一項の津波災害特別警戒区域
開発行為に関する工事	開発行為（宅地造成および特定盛土等規制法第三十条第一項の政令で定める規模（同法第三十二条の条例が定められているときは、当該条例で定める規模）のものに限る。）に関する工事	津波防災地域づくりに関する法律第七十三条第一項に規定する特定開発行為（同条第四項各号に掲げる行為を除く。）に関する工事
宅地造成および特定盛土等規制法第十三条の規定に適合するものであること。	宅地造成および特定盛土等規制法第三十一条の規定に適合するものであること。	波防災地域づくりに関する法律第七十五条に規定する措を同条の国土交通省令で定める技術的基準に従い講じるのであること。

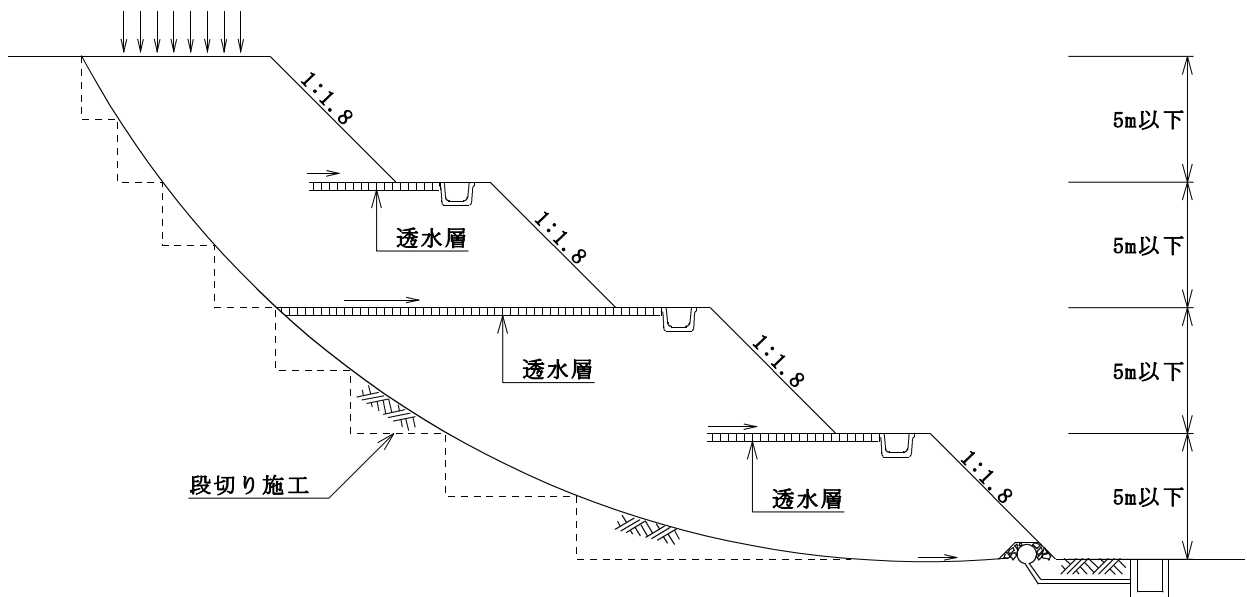
- ② 丘陵地又はその他の傾斜地における開発行為にあっては、市長が必要と認めた場合は、当該工事の施工中及び完了後の防災措置計画を立て、市長と協議するものとする。
- ③ 開発行為によって生ずる崖面は、崩壊しないよう擁壁の設置、石張り、芝張り、モルタルの吹付けその他の措置をする。

「<sup>がけ</sup>崖」  
 水平面に対し 30° を超える角度をなす土地  
 切土部分の高さ > 2 m  
 盛土部分の高さ > 1 m

- ④ 切土高が 5 m を超えるときには、高さ 5 m 以内ごとに幅 1.0~2.0 m 程度の小段を設けること。この小段には排水のため 5~10% の横断勾配をつけ、さらに必要な場合には、土留又は排水渠等を設ける。
- ⑤ 盛土をした後の地盤に雨水その他の地表水又は地下水が浸透し、緩み、沈下又は崩壊又は滑りが生じないように、おおむね 30 cm 以下の厚さの層に分けて土を盛り、かつ、その層の土を盛るごとに、ローラー等の建設機械を用いて締め固めるとともに、必要に応じて地滑り抑止ぐい等の設置を行う。また、草木が腐食して滑り面とならないように完全にこれを除去する。
- ⑥ 著しく傾斜している（1：4程度より急な勾配）土地に盛土をする場合は、旧地盤と盛土が接する面が滑り面とならないように、段切り等の措置を行う。



- ⑦ 盛土の高さが 5 m を超えるときは、高さ 5 m 以内ごとに 1.0~2.0 m 程度の小段を設ける。  
 この場合は、小段には適当な勾配をつけるとともに、必要に応じて植生により小段面を保護しあるいは排水渠を設けるなどの措置をとる。  
 また、盛土の現地盤との間に湧水や地下浸透が生じる場合は、排水暗渠等を用いて完全に排水する。



⑧ 擁壁の設置基準 (省令第23条)

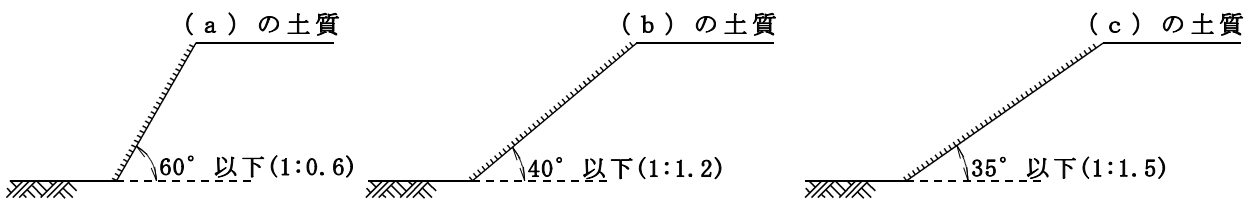
1) 次の場合は、擁壁で覆わなければならない。

切土；2 mを超える場合 盛土；1 mを超える場合 切土及び盛土；2 mを超える場合

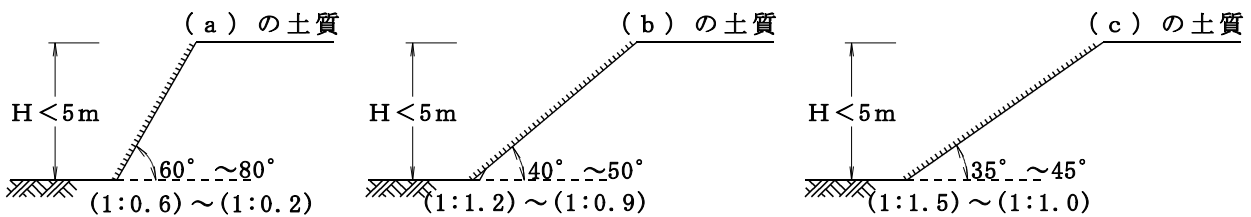
2) 切土をした場合は、次に該当するときに限り、法面仕上げで施行することができる。

土質	㊦崖の高さに関係なく法面仕上げでよい場合	崖の高さに関して法面仕上げでよい場合	
		㊧崖の高さ ≤ 5 m	㊨崖の高さ > 5 m
(a) 軟岩(風化の著しいものは除く)	崖勾配 ≤ 60° 1:0.6	60° < 崖勾配 ≤ 80° 1:0.2	崖の上端から5 m以内の崖面については、㊧に該当する。 5 mを超えた部分については、擁壁で覆うものとする。
(b) 風化の著しい岩	崖勾配 ≤ 40° 1:1.2	40° < 崖勾配 ≤ 50° 1:0.8	
(c) 砂利・真砂土 ・関東ローム 硬質粘土その他これらに類するもの	崖勾配 ≤ 35° 1:1.5	35° < 崖勾配 ≤ 45° 1:1.0	

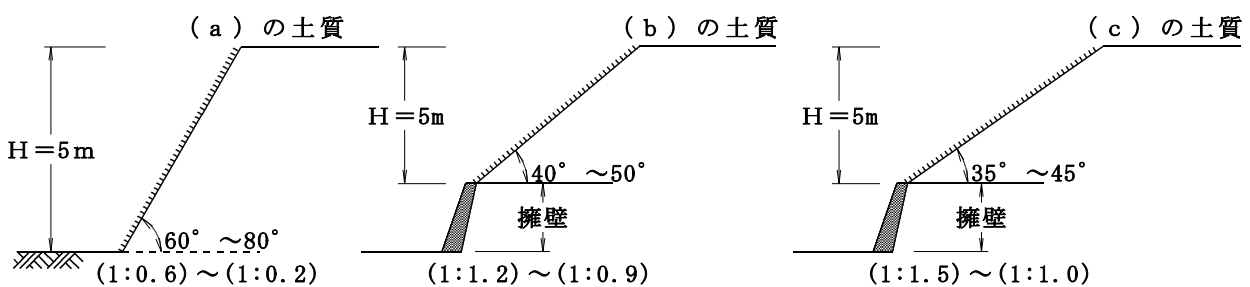
㊦がけの高さに関係なく法面仕上げでよい場合



㊧がけの高さが5m以内で法面仕上げをする場合

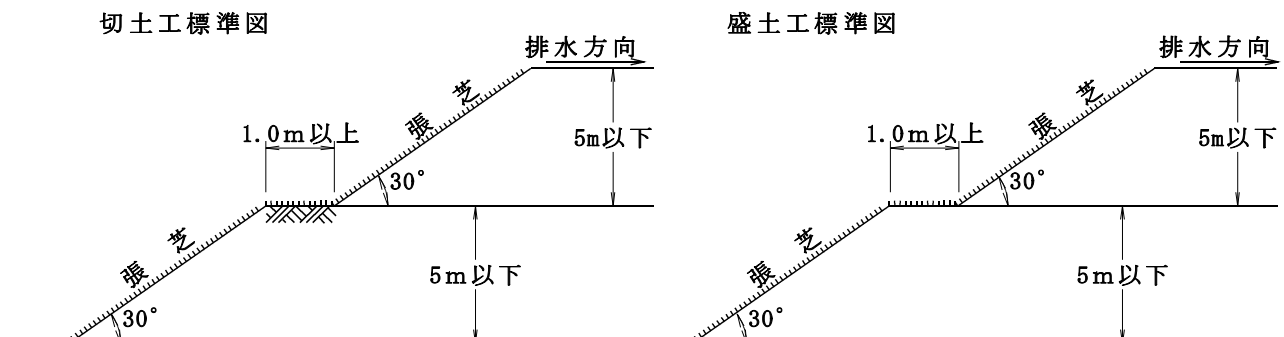


㊨がけの高さが5m以上で法面仕上げをする場合



ハ) 擁壁の設置基準規定は、土質試験等に基づき地盤の安定計算をした結果、崖の安全を保つために擁壁の設置が必要でないことが確かめられた場合又は災害の防止上支障がないと認められる土地において擁壁の設置に代えて他の措置が講ぜられた場合には、適用しない。

㊩ 法面仕上げの場合の標準断面図



⑩ 法面排水施設等

次のような場合は、排水施設を設置する。

- イ) 法長が相当長くなる場合
- ロ) 崖上の地表水を崖下に流下させる場合
- ハ) 切土した場合湧水のおそれのある箇所
- ニ) 盛土をする土地に地表水が集中する流路又は湧水箇所
- ホ) その他、地表水を速やかに排除しなければならない箇所
- ヘ) 切土又は盛土をする場合、地下水により崖崩れまたは土砂の流出が生じるおそれのある場合

⑪ 災害危険区域等 (法第33条第1項第8号)

開発区域の一部又は全部が、下記に示す開発不適地を含む場合は原則として不許可とする。

- イ) 地すべり防止区域(地すべり等防止法)
- ロ) 急傾斜地崩壊危険区域(急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律)
- ハ) 土砂災害特別警戒区域(土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律)
- ニ) 建築基準法第39条第1項の災害危険区域(秋田市災害危険区域に関する条例)

⑫ 従前の崖についての措置

開発区域内の土地が、3m以上の従前の崖の下端から水平距離にしてその崖の高さの2倍以内の位置にある場合は、擁壁の設置等安全上支障がないような措置を講じること。ただし、次の各号に該当する場合は、この限りでない。

- イ) 開発区域の土地が、崖の下端から水平距離にして20m以上ある場合
- ロ) 土質試験等に基づき地盤の安定計算をした結果、崖の安全を保つために擁壁の設置が必要でないことが確かめられた場合

(秋田県建築基準条例)

第4条 高さ3メートルを超えるがけ(地表面が水平面に対し30度を超える角度をなす傾斜地をいう。以下この項において同じ。)の上又は下に建築物を建築する場合であつて、当該建築物の位置が、がけの上にあつてはがけの下端から、がけの下にあつてはがけの上端からの水平距離ががけの高さの2倍以内にあるときは、建築物の安全を確保するために必要な擁壁を設けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- 一 がけの土質又は形状により建築物の安全上支障がないと認められるとき。
  - 二 がけの上に建築物を建築する場合であつて、建築物の基礎ががけに影響を及ぼさないと認められるとき。
  - 三 がけの下に建築物を建築する場合であつて、建築物の主要構造部(がけ崩れによる被害を受けるおそれのない部分を除く。)を鉄筋コンクリート造その他これと同等の耐力を有する構造とすることにより、又はがけと建築物との間に流土止を設けること等により建築物の安全上支障がないと認められるとき。
- 2 前項の擁壁については、建築基準法施行令第142条並びに宅地造成等規制法施行令第7条及び第8条の規定によらなければならない。ただし、建築物の安全上支障がないと認められる場合においては、この限りでない。

## 8 文化財の保護

開発行為に関連する文化財には、埋蔵文化財（遺跡）、記念物（史跡、天然記念物の樹木や自然植生）、建造物等がある。

開発事業者は開発区域の選定にあたり、埋蔵文化財その他の文化財の所在状況とその保護の必要性に留意し、できる限りその区域を避け、事業実施の容易性を考慮して選定を行うものとする。埋蔵文化財その他の文化財の所在する区域で開発行為を計画、実施することとなった場合、文化財に対して必要な協議と手続きを行い、保護措置を講ずるものとする。

開発行為に特に関連のある埋蔵文化財の調査等は、次によるものとする。

- ① 開発行為を行うにあたり、埋蔵文化財の発掘調査等が必要となった場合は、別添「開発事業に伴う埋蔵文化財取り扱いの手順」を参考とする。
- ② 手順にあたっては、事業進捗の各時期と段階で次の事項を遵守するものとする。

### イ) 土地の選定期期

宅地開発事業の土地の選定は、既存文献等による周知の埋蔵文化財包蔵地（周知の遺跡）の所在状況を把握した上で行き、予定地や周辺における埋蔵文化財の密度等から見た事業実施の容易性を考慮する。

### ロ) 土地の取得の時期

従来は、土地取得後に新たに埋蔵文化財包蔵地（遺跡）が確認されることがあったので、事業者は、埋蔵文化財包蔵地の所在状況について教育委員会の行う確度の高い現地踏査により早期に把握し、事業実施の為の土地取得を判断することが望ましい。

### ハ) 埋蔵文化財包蔵地（遺跡）の試掘・確認調査の時期

基本計画策定においては、教育委員会による埋蔵文化財包蔵地における確認調査や、遺跡存在の可能性が高い地域における試掘調査等により、確度の高い埋蔵文化財の所在状況を把握し、事業と埋蔵文化財の保護との調整が円滑に進むよう配慮することが、結果として、事業実施上有利となる。なお、試掘・確認調査の実施は、計画の立案や策定に伴う事業の着手、土地取得や土地使用承諾が前提となる。

### ニ) 事前協議の時期

埋蔵文化財の取り扱いに関する事前協議は、事業の認可（承認）以降に行った場合、工事スケジュールに影響を及ぼすことともなる。そのため、基本計画策定以前に事業者と教育委員会とが事前協議を実施し、埋蔵文化財の保護と円滑な事業実施に努めることが望ましい。

### ホ) 土木工事等のための発掘に関する届出の時期

埋蔵文化財の取り扱いに関する事前協議の結果、埋蔵文化財包蔵地内で土木工事等を実施することに決まった場合、文化財保護法に基づき教育委員会にその旨の届出を行う。その届出は埋蔵文化財の取り扱いを踏まえた基本計画が策定された段階で提出することが望ましい。

### ヘ) 発掘調査の開始時期

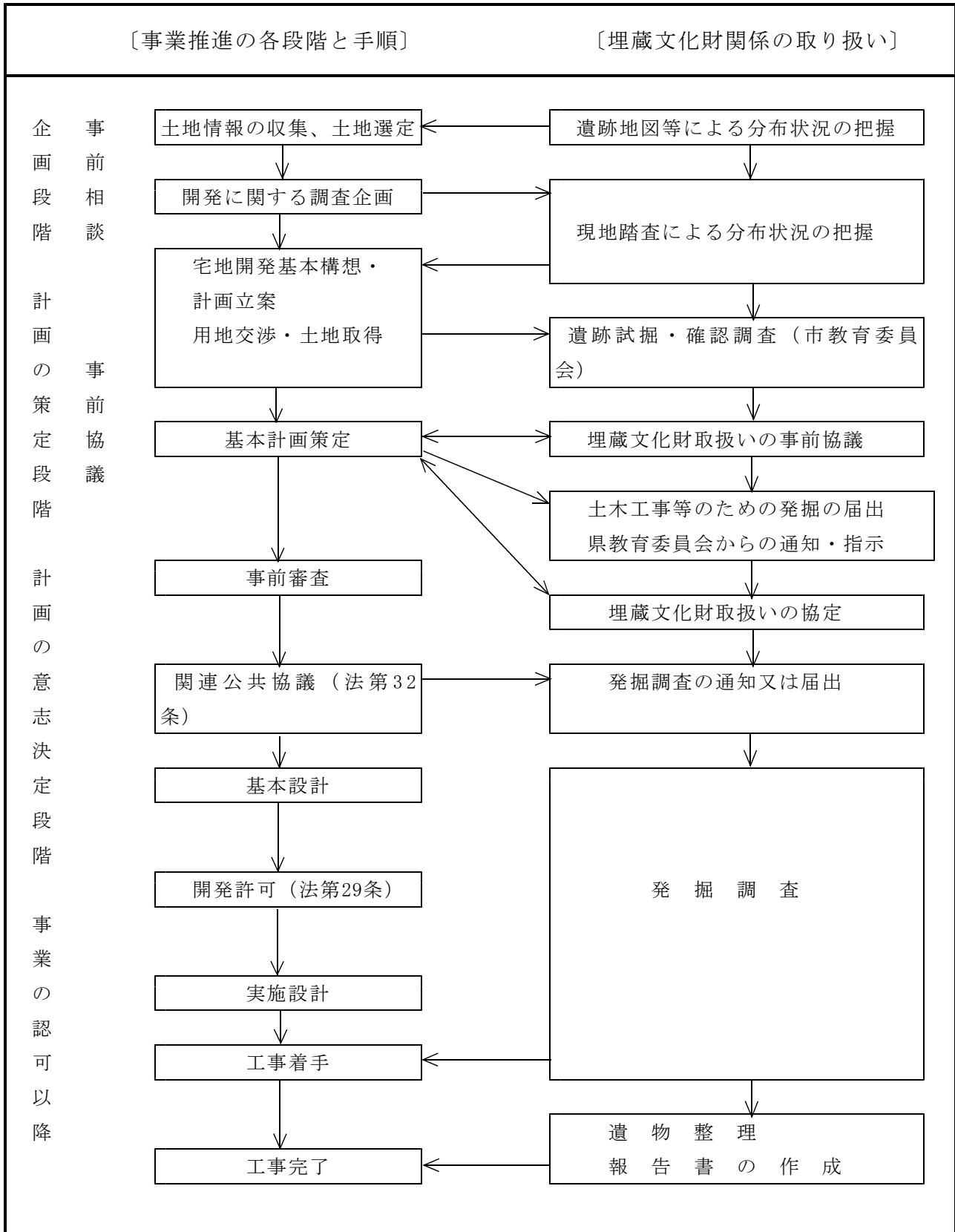
遺跡の試掘・確認調査の結果を踏まえた計画策定と教育委員会との埋蔵文化財の取り扱いに関する事前協議の成立と協定の締結は、開発許可に十分対応できるものである。このため、事業者は発掘調査の開始時期を事業スケジュールと調整の上、決定するようにする。

ト) 発掘調査の実施時期

発掘調査は遺跡の記録保存を前提とするが、発掘調査の結果、極めて重要な遺跡が確認された場合、その取り扱いについて事業者と教育委員会で再度協議する。

③ 遺跡の不時発見の場合

開発行為の事業実施中に新たな遺跡が発見された場合には、速やかに教育委員会と連絡をとり、文化財保護法に基づき遺跡発見の届出を行い、教育委員会と協議の上、埋蔵文化財の取り扱いを決めることとする。



開発事業に伴う埋蔵文化財取り扱いの手順





(3) 市長又は公の管理に属しない公共施設等の協定書について

条例第8条（公共施設等の協議等）

H15.4.1施行

開発事業者は、市長又は他の法律に基づく管理者の管理に属しない公共施設等については、当該公共施設等の区域の明確化を図るとともに、適切な管理が行われるよう市長と協議しなければならない。

- 2 開発事業者は、開発行為又は開発行為に関する工事により設置される公益的施設の用に供する土地については、適切な管理又は帰属が行われるよう市長と協議しなければならない。
- 3 前2項の協議により合意した事項について、市長、開発事業者および公共施設等を管理することとなる者その他の関係者は、管理および帰属に関する協定書を締結するものとする。
- 4 第1項および第2項の協議は、事前協議と同時に行うことができる。

開発許可制度に基づき設置された公共施設等（公共施設、公益的施設、調整池等の防災施設、防犯灯その他開発行為により整備される施設）は、良好な都市環境の確保の観点から設けられたものであり、期待される機能が発揮されるためには、それらが適切に管理されることが重要となる。

そのため、開発事業者自ら管理するなど、市長又は公の管理に属しない公共施設等については、管理・帰属が適切になされるよう市長と協議を行い、その合意事項について協定書を締結する。

工事の完了した後は、この協定書の定めにより公共施設等として、適切な管理が行われることとなる。

なお、開発事業者等が管理を行う緑地、調整池等において市長と協定書を締結した場合は、施設用地の分筆は求めないものとする。

協定書を締結する者

市長、開発事業者及び公共施設等を管理することとなる者その他の関係者

主な協定書の種類	協定書を締結する者				
	市長	開発事業者	管理者	土地所有者	その他
緑地協定	○	○	○	○	必要に応じて
道路協定	○	○	○	○	〃
ごみ収集場協定 (ごみ集積所)	○	○	○	○	〃
集会所協定	○	○	○	○	〃
調整池協定	○	○	○	○	〃
防犯灯等協定	○	○			〃

※開発事業者、管理者、土地所有者等がそれぞれ同一の者である場合にあっては1名とする。

## 附 則

(実施期日)

- 1 この技術指針は、平成14年11月1日から実施する。

(技術基準の廃止)

- 2 秋田市宅地開発指導技術基準（平成9年4月1日実施）は、廃止する。

(経過措置)

- 3 この技術指針の実施の際現に法第32条の規定に関する協議手続以降の申請手続にある開発行為については、技術基準を適用するものとする。

## 附 則 (平成15年3月25日変更)

(実施期日)

- 1 この技術指針は、平成15年4月1日から実施する。

## 附 則 (平成19年12月20日変更)

(実施期日)

- 1 この技術指針は、平成20年1月1日から実施する。

## 附 則 (平成24年3月27日変更)

(実施期日)

- 1 この技術指針は、平成24年4月1日から実施する。

## 附 則 (平成28年3月28日変更)

(実施期日)

- 1 この技術指針は、平成28年4月1日から実施する。

## 附 則 (平成28年4月27日変更)

(実施期日)

- 1 この技術指針は、平成28年5月2日から実施する。

附 則 (平成31年 4 月 25 日変更)

(実施期日)

- 1 この技術指針は、令和元年 5 月 1 日から実施する。

附 則 (令和 6 年 3 月 26 日変更)

(実施期日)

- 1 この技術指針は、令和 6 年 4 月 1 日から実施する。

# 資 料 編

## 1 サウンディング

サウンディングは、軟弱地盤、構造物予定地点、高盛土箇所、土取場などで、土質・地質について検討を要すると思われる地域において実施する。一般にやわらかい地盤では機械式コーン貫入試験、スクリーウエイト貫入試験などが、固い地盤では標準貫入試験などが行われる。

標準貫入試験は、ボーリング孔において原則として深さ1 mおきに実施する。

サンプラーから得られた試料は、土質試験に供する。試験深度は、原則として支持地盤が確認されるまでとする。

N値が4以下の地盤は、一応軟弱地盤と考えて調査する必要がある。地盤の状態とそれに適した調査方法を次表に掲げる。

地盤の土質	試料採取が必要な場合に適したサウンディングの種類	地盤の強度範囲に適したサウンディング			備 考
		調査深さ又は貫入能力順位	サウンディングの種類	機 動 性 搬 出 入 の 難 易 そ の 他	
未知の地盤	標準貫入試験		標準貫入試験	ボーリング機械の搬出入を要す	ボーリング機械を必要とするが調査深さ及び貫入能力大。未知地盤に対する最初の調査手段としては無難で最適。
砂、礫を主体とする地盤 (N値に関係なく考えた場合)	〃	①	〃	〃	径の大きい礫を含む場合はN値の評価に注意を要する。
		②	土研式円すい貫入試験	搬出入容易	
		②	機械式コーン貫入試験	搬出入難、アンカーの設置を要す	締まった砂礫・砂の連続貫入は困難ないしは不可能
		③	※スクリーウエイト貫入試験	搬出入容易	礫は貫入困難中位以上の締まりの砂礫の連続貫入は困難か不可能
中以上の強さの砂、シルト互層および粘土地盤	〃	①	標準貫入試験	ボーリング機械の搬出入を要す	この種の地盤では広い適合性を持つ
		②	機械式コーン貫入試験	搬出入難、アンカーの設置を要す	非常に固いシルト、粘土の連続貫入は困難か不可能
		②	三成分コーン貫入試験	搬出入やや難、アンカー設置を要す	〃
		③	土研式円すい貫入試験	搬出入容易	N値15以上の砂、固いシルト・粘土の連続貫入は困難か不可能
		③	機械式コーン貫入試験	搬出入やや難、アンカーの設置を要す	N値10以上の砂、固いシルト・粘土の連続貫入は困難か不可能
		③	※スクリーウエイト貫入試験	搬出入容易	〃

地盤の土質	試料採取が必要な場合に 適したサウンディングの種類	地盤の強度範囲に適したサウンディング			備 考
		調査深さ又は 貫入能力順位	サウンディング の種類	機 動 性 搬 出 入 の 難 易 そ の 他	
中以上のやわらかいシルト粘土地盤 $2 < N < 4$	標準貫入試験	①	機械式コーン貫入試験	搬出入やや難、アンカー設置を要す	調査深度がおよそ10m以上の場合はこれらがよい。この種の地盤に対しては貫入能力の差異はあまりない。地盤の強さの相対分布を調べる目的では機械式コーン貫入試験の方がよい。
		①	三成分コーン貫入試験	〃	
		①	※ スクリーウエイト貫入試験	搬出入容易	
		②	ポータブルコーン貫入試験（二重管）	搬出入極めて容易	
非常にやわらかいシルト、粘土、ピートからなる地盤 $N < 2$	〃	①	機械式コーン貫入試験	搬出入やや難、アンカー設置を要す	調査深度がおよそ10m以上の場合は①がよく、以下の場合には②でもよい。地盤強さの相対的分布を調べる目的ではコーン貫入試験の方がよい。地盤強さを評価する場合はロッドの自重と周囲摩擦（単管の場合）を修正する必要がある。
		①	三成分コーン貫入試験	〃	
		①	※ スクリーウエイト貫入試験	搬出入容易	
		②	ポータブルコーン貫入試験（二重管、単管）	搬出入極めて容易	

※ スクリューウエイト貫入試験は緩い砂及び粘性土の調査に適する。

## 2 ボーリング

長大切土箇所、地すべりなど斜面の安定に重要な関係のある箇所、軟弱地盤など、特に土質・地質について検討を要すると思われる地域においては、少なくとも各1本ずつボーリングするのが望ましい。岩のボーリングでは原則としてオールコアリングとし、土質地盤では標準貫入試験を行い、得られた試料について目視による土の判別、自然含水比及び判別分類のための試験等を行う。

ボーリングの深度は、通常の箇所では支持地盤が厚さ5mにわたって確認されるまでを原則とするが、切土部では路面下2m程度、地すべりのおそれのある箇所では想定すべり面下又は想定路床面下5m程度のうちの深い方までを目安とする。

なお、支持地盤の確認は、標準貫入試験の結果(N値)による計画高の変更があり得ることを考慮して、想定路床面は低い位置に考えておいた方がよい。

なお、現地踏査と並行してオーガボーリングによる土質調査を行い、たとえば地形の変わるごとに1箇所程度実施するのがよい。

地盤に適した方法を次表に掲げる。

地盤の土質		区分	ボーリングの目的・内容	適したボーリング機械	備考
土	礫、玉石、地下水 面下の砂を除く一般土砂	浅いボーリング	<ul style="list-style-type: none"> <li>・弾性波探査の発破孔の設置</li> <li>・路線、土取場などの概略調査</li> <li>・浅い位置の乱した試料採取</li> <li>・浅い位置にある地下水位確認(5~10m以内)</li> <li>・概説道路の路床、盛土の調査</li> <li>・地下水位以上にある中位の締め以下の砂質土のボーリング(5m以上)</li> <li>・やわらかい~中位のコンシステンシーの粘性土のボーリング(5~10m以内)</li> </ul>	ハンドオーガー	この孔を利用して、サンプラーによる乱さない試料採取や原位置試験を行うこともできる。
	一般土砂および軟岩	一般のボーリング	<ul style="list-style-type: none"> <li>・比較的深い位置にある地下水位確認(5~10m以内)</li> <li>・地下水位以上の土の自然含水比状態の試料採取</li> </ul>	ハンドフィード方式ロータリー (ハイドロリックフィード方式ロータリー)	
			<ul style="list-style-type: none"> <li>・サンプラーによる試料採取および原位置試験を行うためのボーリング</li> <li>・コアボーリング</li> </ul>	〃	
	玉石層		<ul style="list-style-type: none"> <li>・玉石層のボーリング</li> <li>・揚水試験井戸など比較的径の大きいボーリング</li> </ul>	ハイドロリック方式ロータリー	馬力の大きいものがよい
岩	風化岩 軟岩		<ul style="list-style-type: none"> <li>・コアボーリング</li> </ul>	ハンドフィード又はハイドロリックフィード方式ロータリー	
	中硬岩		<ul style="list-style-type: none"> <li>・コアボーリング</li> </ul>	〃	ダイヤモンドビット使用のときはハイドロリックフィード方式
	硬岩		<ul style="list-style-type: none"> <li>・コアボーリング</li> </ul>	ハイドロリックフィード方式ロータリー	亀裂なく緻密な岩ではシングルでもよい。

### 3 軟弱地盤対策

軟弱地盤の分布地域を地形的に分類すると、次表のとおりである。

主な地形的 分布地域	地 盤 タ イ プ		土層・土質 区分			土 質			
						$\omega_n$ (%)	$e_n$	$q_u$ (Kgf/cm <sup>2</sup> )	N値
枝 谷	泥炭質 粘 土 質	泥炭質 地 盤	高 有 機 質 土 [P <sub>t</sub> ]	PEAT (P <sub>t</sub> )	繊維質の高有 機質土	300 以上	7.5 以上	0.4 以 下	1 以 下
				黒 泥 (Mk)	分解の進んだ 高有機質土	300 ~200	7.5 ~5		
おぼれ谷	粘 土 質	粘 土 質 地 盤	細 粒 土 [F]	有機質土 (O)	塑性図A線の 下有機質	200 }	5 }	1	4
後背湿地 潟湖成低地				火山灰質 粘 性 土 (V)	塑性図A線の 下火山灰質二 次堆積粘性土	100	2.5		
三角州低地	粘 土 質	粘 土 質 地 盤	土 [F]	シルト (M)	塑性図A線の 下ダイレタン シー大	100	2.5	以 下	以 下
臨海埋立地				粘性土 (C)	塑性図A線の 上又はその付 近ダイレタン シー小	50	1.25		
自然堤防 海岸砂州	粘 土 質	砂 質 地 盤	砂 粒 土 [S]	砂質土 (SF)	75 $\mu$ 以下15~ 50%	50 ~30	1.25 ~0.8	-	10 }
				砂 (S)	25 $\mu$ 以下15% 未満	30 以下	0.8 以下		

このような地盤では、軟弱地盤としての検討が必要であると考えてよい。

### 4 軟弱地盤対策の検討手順

軟弱地盤の分布が予想される箇所で開発事業を行う場合又は開発事業に伴う事前の調査ボーリングの結果等から地層に粘土などの存在が明らかになった場合には、標準貫入試験やスクリーウエイト貫入試験などの調査を行って、軟弱地盤であるかどうかを判定する。

その結果、軟弱地盤と判定された場合には、さらに沈下量、沈下時間、安定性及び適切な対策工等を検討する。



5 出来形管理基準一覧表

(1) 舗装工（路盤、アスファルト舗装）

出来形管理

単位：mm

工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
		個々の測定値 (X)		10個の測定値 の平均(X10)				
		中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下			
アスファルト舗装工 (下層路盤工)	基準高▽	±40	±50	—	—	基準高は延長40m毎に1箇所の割とし、道路中心線 および端部で測定。厚さは各車線200m毎に1箇所を 掘り起こして測定。幅は、延長80m毎に1箇所の割 に測定。 ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下 の間隔で測定することができる。	○施工規模の考え方 ・中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積 が2,000㎡以上の場合。 ・小規模工事とは、1層あたりの施工面積が 2,000㎡未満 ○厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の 割合で規格値を満足しなければならないとともに、 10個の測定値の平均値(X10)について満足しな ければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未 満の場合は測定値の平均値は適用しない。	
	厚 さ	-45	-45	-15	-15			
	幅	-50	-50	—	—			
アスファルト舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工	厚 さ	-25	-30	-8	-10	幅は、延長80m毎に1箇所の割とし、厚さは各車線2 00m毎に1箇所を掘り起こして測定。ただし、幅は 設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定 することができる。  「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の 規定による測点の管理方法を用いることができる。		
	幅	-50	-50	—	—			

「共通仕様書（土木工事施工管理基準及び規格値）－秋田県建設部編集」抜粋

出来形管理

単位：mm

工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
		個々の測定値 (X)		10個の測定値 の平均(X10)				
		中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下			
アスファルト舗装工 (基層工)	厚 さ	-9	-12	-3	-4	幅は、延長80m毎に1箇所の割とし、厚さは、1,000 ㎡に1個の割でコアーを採取して測定。ただし、幅は 設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定 することができる。  「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の 規定による測点の管理方法を用いることができる。	○施工規模の考え方 ・中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上かつ使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上の場合。 ・小規模工事とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡未満または使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t未満（コンクリートでは400m <sup>3</sup> 未満）  ○厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値 (X10)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	
	幅	-25	-25	-	-			
アスファルト舗装工 (表層工)	厚 さ	-7	-9	-2	-3	幅は、延長80m毎に1箇所の割とし、厚さは、1,000 ㎡に1個の割でコアーを採取して測定。	○厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値 (X10)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。  コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。  維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	
	幅	-25	-25	-	-			
	平坦性	-		3mプロフィールメーター (σ)2.4mm以下 直読式(足付き) (σ)1.75mm以下				

「共通仕様書（土木工事施工管理基準及び規格値）－秋田県建設部編集」抜粋

出来形管理

単位：mm

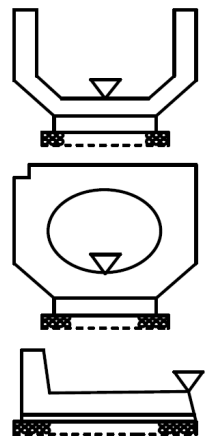
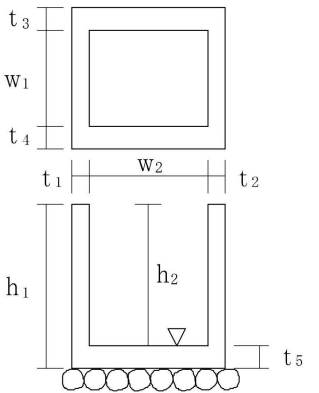
工 種	測定項目	規 格 値			測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
		個々の測定値 (X)		10個の測定値 の平均 (X10)			
		中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上			
歩道路盤工 取合舗装路盤工 路肩舗装路盤工	基準高▽	-9	-12	-	<p>基準高は片側延長40m毎に1箇所の割で測定。</p> <p>厚さは、片側延長200m毎に1箇所掘り起こして測定。</p> <p>幅は、片側延長80m毎に1箇所測定。</p> <p>※両端部2点で測量する。</p> <p>「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。</p>	<p>○施工規模の考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上の場合。</li> <li>・小規模工事とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡未満</li> </ul> <p>○厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X10)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。</p> <p>コア採取について</p> <p>橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。</p>	
	厚 さ	t < 15cm	-30	-10			
		t ≥ 15cm	-45	-15			
	幅	-100		-			
歩道舗装工 取合舗装工 路肩舗装工 表層工	厚 さ	-9		-3	<p>幅は、片側延長80m毎に1箇所の割で測定。厚さは、片側延長200m毎に1箇所コアを採取して測定。</p> <p>基準高は延長40mごとに1箇所の割とし、道路中心線および端部で測定。</p> <p>「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。</p>		
	幅	-25		-			

「共通仕様書（土木工事施工管理基準及び規格値）－秋田県建設部編集」抜粋

(2) 路面排水工 (側溝、集水柵)

出来形管理

単位：mm

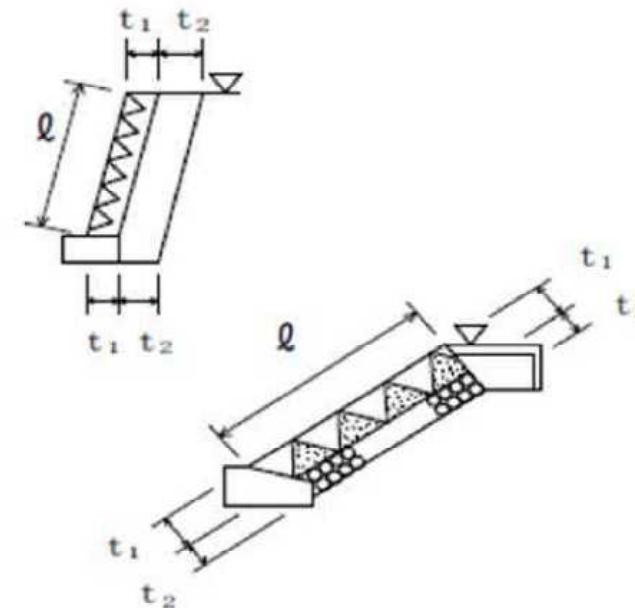
工 種	測定項目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
側溝工 (プレキャストU 型側溝) (L型側溝) (自由勾配側溝) (管渠)	基 準 高 ▽	± 30	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1 箇所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所 につき2箇所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」 の規定による測点の管理方法を用いることができ る。		
	延 長 L	-200	1箇所/1施工箇所 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要 領(案)」の規定により管理を行う場合は、延長の 変化点で測定		
集水柵工	基 準 高 ▽	± 30	1箇所 ※は現場打部分のある場合		
	※厚さ t 1 ~ t 5	- 20			
	※幅 w 1, w 2	- 30			
	※高さ h 1, h 2	- 30			

「共通仕様書(土木工事施工管理基準及び規格値) - 秋田県建設部編集」抜粋

(3) 擁壁工 (コンクリートブロック積み、現場打擁壁、プレキャスト擁壁)

出来形管理

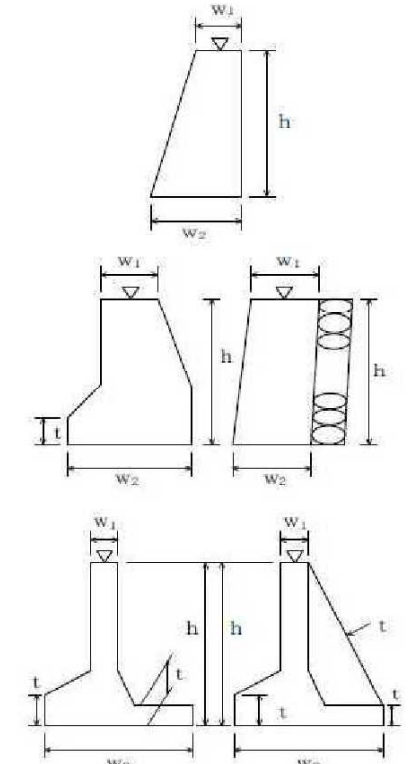
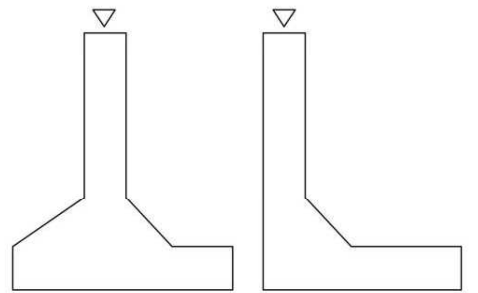
単位：mm

工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	
コンクリートブロック工 (コンクリートブロック 積) (コンクリートブロック張 り)	基準高 $\nabla$	± 50	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1箇 所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき 2箇所。厚さは上端部及び下端部の2箇所を測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の 規定による測点の管理方法を用いることができる。			
	法 長	$l < 3m$				- 50
	長	$l \geq 3m$				- 100
	厚さ(ブロック積張)t1	- 50				
	厚さ(裏込)t2	- 50				
	延長 L	- 200				

「共通仕様書(土木工事施工管理基準及び規格値) - 秋田県建設部編集」抜粋

出来形管理

単位：mm

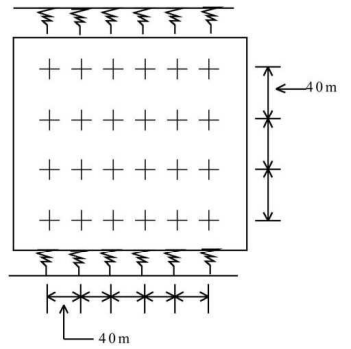
工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	
場所打擁壁工	基準高 $\nabla$	± 50	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1箇所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2箇所。			
	厚 さ t	- 20				
	裏 込 厚 さ	- 50				
	幅 w1、w2	- 30				
	高さ h	h < 3m	- 50			「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。
	h	h ≥ 3m	- 100			
	延 長 L	- 200	1施工箇所毎  「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。			
プレキャスト擁壁工	基準高 $\nabla$	± 50	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1箇所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2箇所。			
		延 長 L	- 200			1施工箇所毎  「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。

「共通仕様書(土木工事施工管理基準及び規格値) - 秋田県建設部編集」抜粋

(4) 宅盤

出来形管理

単位：mm

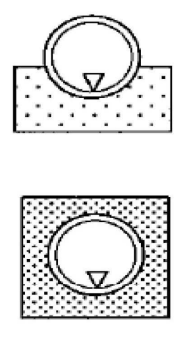
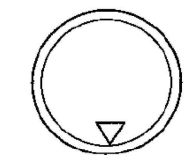
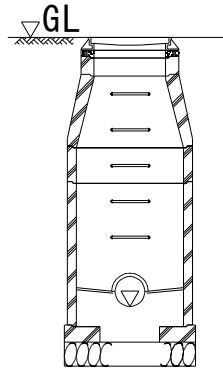
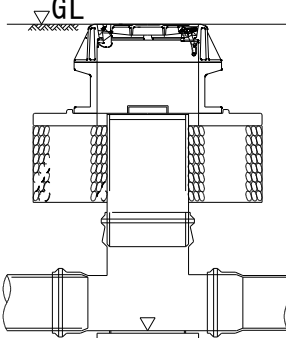
工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	
掘削・運搬工 敷均・締固工	基準高	大宅盤	±100	大宅盤 40m方眼の点及び変化点。	 <p>購入土による盛土宅盤における検測の平均値は0mmを下回ってはならない。大宅盤は2,000㎡以上、小宅盤は2,000㎡未満沈下継続中の場合や、残土を余盛とする場合等は摘要しないことができる。</p>	*法長、天端幅は道路土工を適用する。
		小宅盤	±100	小宅盤 一画地1点以上。		

「土木工事共通仕様書－地域振興整備公団」抜粋

(5) 下水道（管渠、人孔ほか）

出来形管理

単位：mm

工 種	測定項目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
管 布 設 (自然流下管)	基準高▽	±30	マンホール間の両端部を測定する。		
	中心線の変位(水平)	±50			
	勾配	逆勾配としない			
	延長	-200	延長はマンホール間を測定する。		
	総延長	-200			
推 進 工	基準高▽	±30	推進管1本ごとに1箇所測定する。		
	中心線の変位(水平)	±50			
	勾配	逆勾配としない			
	延長	-200	延長はマンホール間を測定する。		
	総延長	-200			
組立マンホール工	基準高▽	±30	マンホールごとに測定する。		
	人孔天端高	±30			
小型マンホール工	基準高▽	±30	マンホールごとに測定する。		
	人孔天端高	±30			

「秋田市上下水道局下水道工事共通仕様書」抜粋  
 ※ 上記以外の土木施工管理基準及び規格値については、「土木  
 工事共通仕様書（出来型管理基準）－秋田県建設部編集」、  
 「秋田市上下水道局下水道工事共通仕様書」に準拠するものと  
 する。



## 6 秋田市都市緑化の推進に関する条例（抜粋）

平成14年7月1日

条例 第 27 号

### 第1章 総則

#### （目的）

第1条 この条例は、秋田市都市環境の創造および保全に関する基本条例（平成14年秋田市条例第25号）第2条の基本理念にのっとり、本市における緑化および美化の推進に関し必要な事項を定めることにより、都市緑化の推進のための施策を総合的かつ一体的に展開し、良好な生活環境を確保することを目的とする。

（中略）

### 第5章 開発行為の届出

#### （届出）

第16条 都市計画法第5条の規定により指定された都市計画区域および同法第29条第2項又は第3項の規定の適用がある開発区域その他規則で定める区域外の区域において、宅地の造成、スキー場、ゴルフ場又は遊園地の建設その他の規則で定める規模以上の開発行為をしようとする者は、当該開発行為に着手しようとする日の60日前までに、市長にその旨を届け出なければならない。

#### （助言等）

第17条 市長は、前条の規定による届出があった場合において、都市緑化の推進のために必要があると認めるときは、当該届出をした者に対して必要な助言をし、又は指導をすることができる。

#### （施行期日）

1 この条例は、平成15年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、公布の日から施行する。

緑化条例抜粋

## 7 開発行為に伴う給水施設の取扱いに関する要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、秋田市水道事業給水条例（昭和35年秋田市条例第8号。以下「条例」という。）第47条および秋田市水道事業給水条例施行規程（昭和35年秋田市水道ガス局管理規程第2号。以下「施行規程」という。）第28条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項のうち、開発行為に伴う給水施設工事に関する事項を定めることを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 給水施設 条例第4条に定める給水装置のうち開発行為に伴う開発配水管、給水管および設備の総体をいう。
- (2) 開発配水管 開発事業者が、一般道路および開発区域内道路に布設する管径50ミリメートル以上の配水管をいう。ただし、管理者が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。
- (3) 給水管 開発配水管から分岐し宅地へ至る管をいう。
- (4) 設備 開発区域内の給水に必要な導水管、ポンプ井、ポンプ、送水管、配水池、計装および建築物等をいう。

### (適用範囲)

第3条 この要綱の適用範囲は、秋田市宅地開発に関する条例（平成14年秋田市条例28号）第9条各号のいずれかに該当する開発行為に伴う開発区域の給水施設とする。

### (申込みの提出書類)

第4条 開発事業者は、給水施設を設置しようとするときは、条例第7条第1項の申込みの際、次に掲げる書類を添えて提出しなければならない。

- (1) 給水施設設置申請書
- (2) 開発行為許可書の写し
- (3) 給水施設設計図書
- (4) 利害関係人の同意書
- (5) その他管理者が必要とする書類

### (工事の施行者)

第5条 設備を伴う給水施設工事の設計および施工は、指定給水装置工事事業者であって、かつ、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条に基づき水道施設工事の許可を受けている者が行うものとする。

(完成検査時の提出書類)

第6条 指定給水装置工事事業者は、条例第9条第2項の工事検査（以下「完成検査」という。）を受けるときは、次に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 給水施設完成届
  - (2) 給水施設完成図書
  - (3) その他管理者が必要とするもの
- (料金およびその他費用負担)

第7条 開発事業者が使用する水質保全用水および洗管用水の使用に係る料金は、その都度使用水量を測定し、条例第27条第2項により徴収する。

2 開発事業者は、給水施設の中に設備が含まれている場合、条例第27条第3項の規定に基づき、寄付受納後3年間に要する減価償却費相当額、消耗品費、電気料金等の総額として管理者が算定する特別維持管理費を納めるものとする。ただし、減価償却費相当額には、完成から寄付受納時までの期間の減価償却費を加えるものとする。

3 第1項の料金は完成検査後速やかに、前項の費用は寄付受納時に納入するものとする。  
(開発事業者の義務)

第8条 開発事業者は、給水施設（給水管を除く。）を完成日と同時又は完成日から3年以内に管理者に寄付するものとする。なお、同一開発事業者が年次計画により、継続して開発を行うときの寄付期日は、管理者がその計画を勘案のうえ定めるものとする。

2 開発事業者は、給水施設が当該開発事業者の所有となっている間は、次に掲げる事項を遵守する義務を負うものとする。

- (1) 自らの費用をもって給水施設の維持管理をすること。
- (2) 維持管理する指定給水装置工事事業者を選定し管理者に届け出ること。
- (3) 給水施設に異常が認められた場合は、前号の指定給水装置工事事業者により速やかに修復を行い、その結果を直ちに管理者に報告すること。
- (4) 管理者の判断において、やむを得ず行った当該給水施設の修復に要した費用を負担すること。

(給水施設の廃止)

第9条 管理者は、給水施設の変更等の工事を施行したときは、当該給水施設の一部又は全部が廃止された旨を開発事業者に通知するものとする。

(給水管の所有権移転)

第10条 開発配水管から分岐した給水管は、土地の所有権移転と同時に当該給水管も所有権移転されたものとみなす。

(安定給水の確保と管網整備)

第11条 開発事業者は、安定給水の確保を図るため隣接する相互の開発配水管を連絡するものとする。

2 同一道路内に複数の開発配水管を布設しようとするときは、管理者の指示に従うものとする。

(その他)

第12条 管理者は、この要綱に定めのない事項については、開発事業者と協議のうえ指示するものとする。

(様式)

第13条 この要綱の実施に必要な様式は、別に定める。

附 則

この要綱は、昭和55年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年3月25日から施行する。

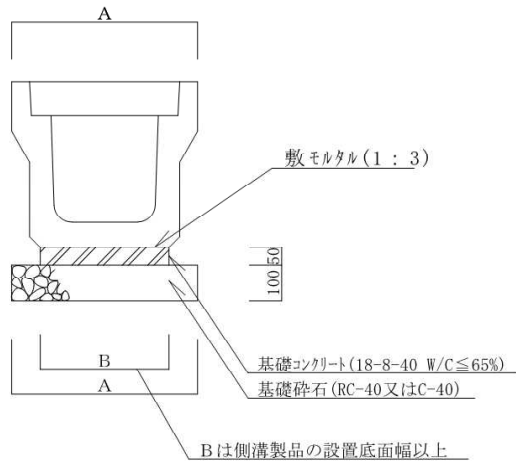
附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

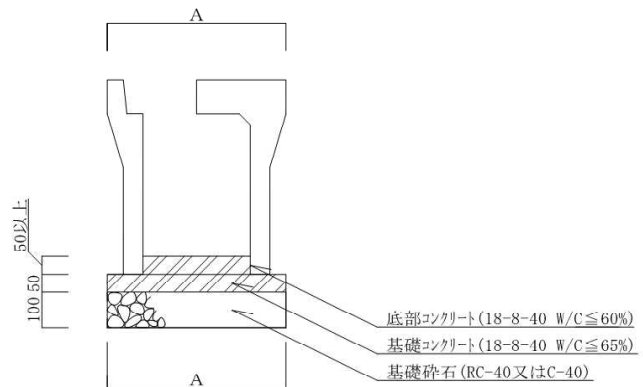
8 各種施設構造図等 (例) 単位：mm

(1) 道路

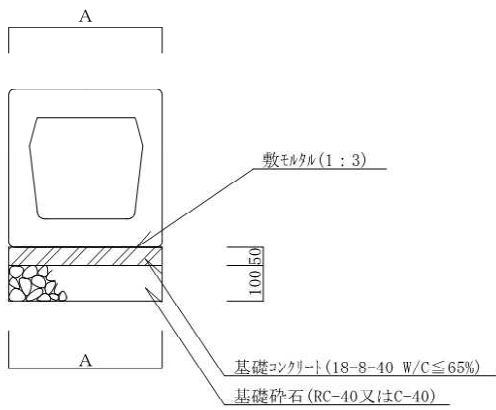
落蓋式U型側溝



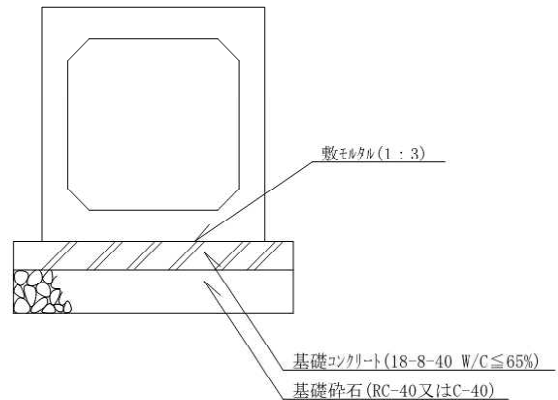
自由勾配側溝



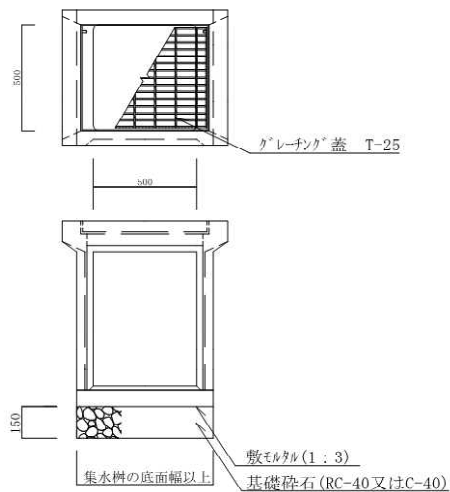
ベンチフォームボックス



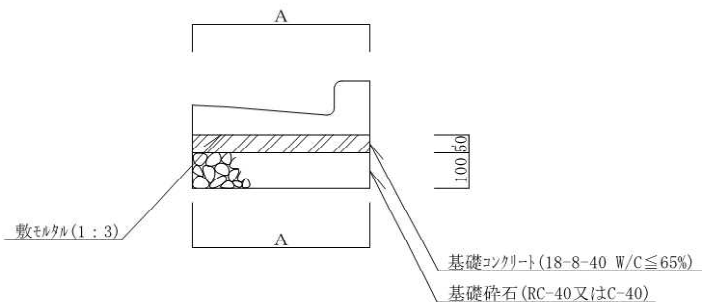
ボックスカルバート



プレキャスト集水桝500型(参考)

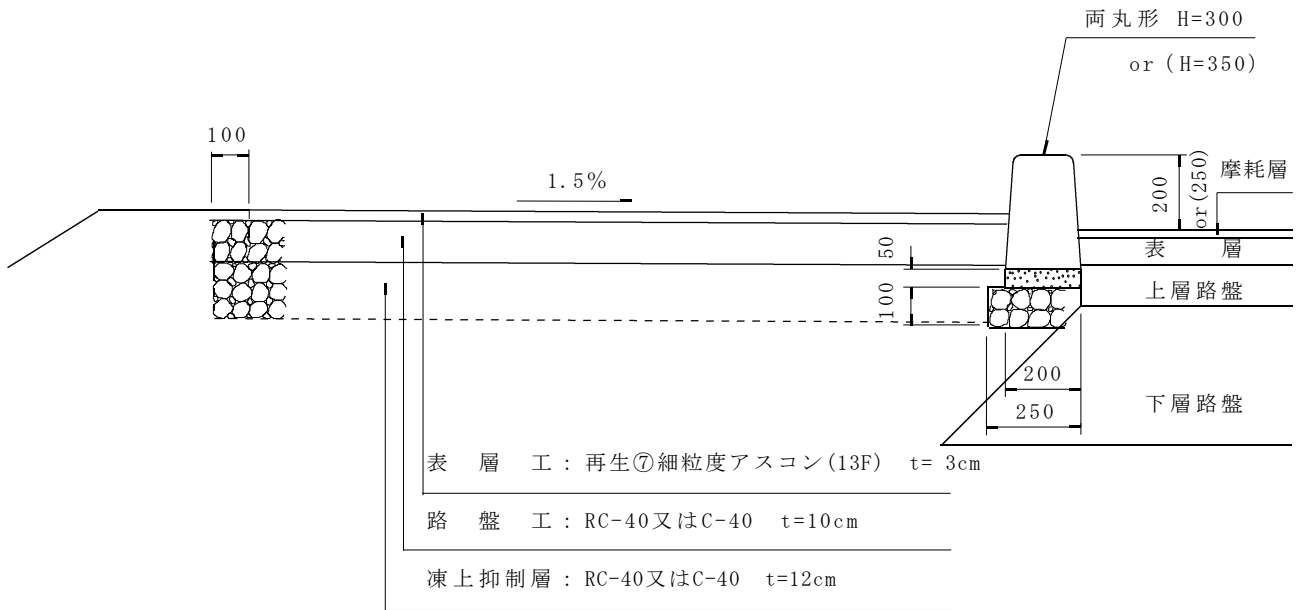


L型側溝

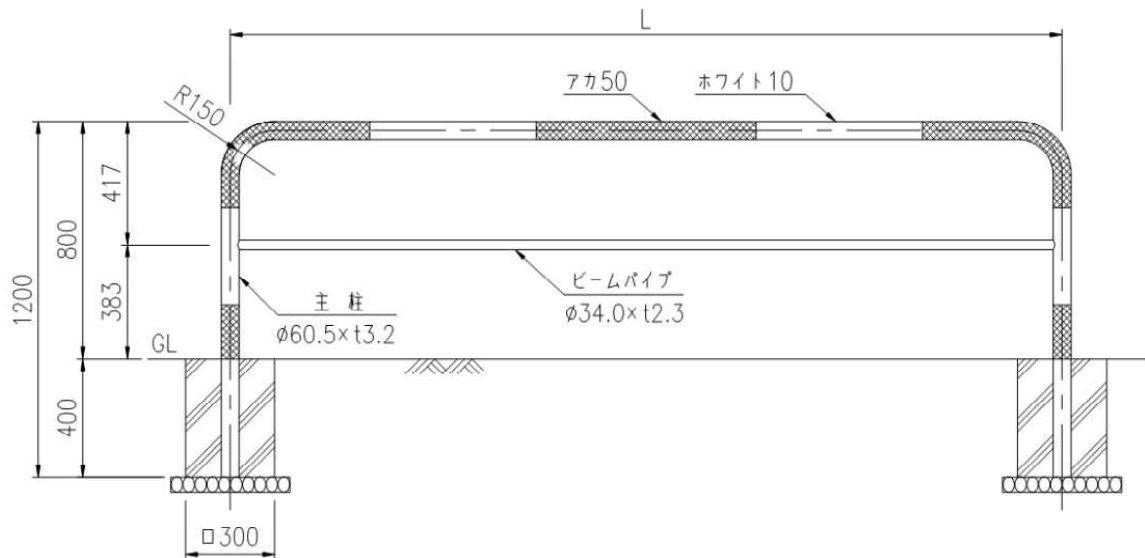


※基礎コンクリートの代わりにプレキャスト床板を設置する場合は、設置の継目が側溝製品の継目と重なることの無いよう注意すること

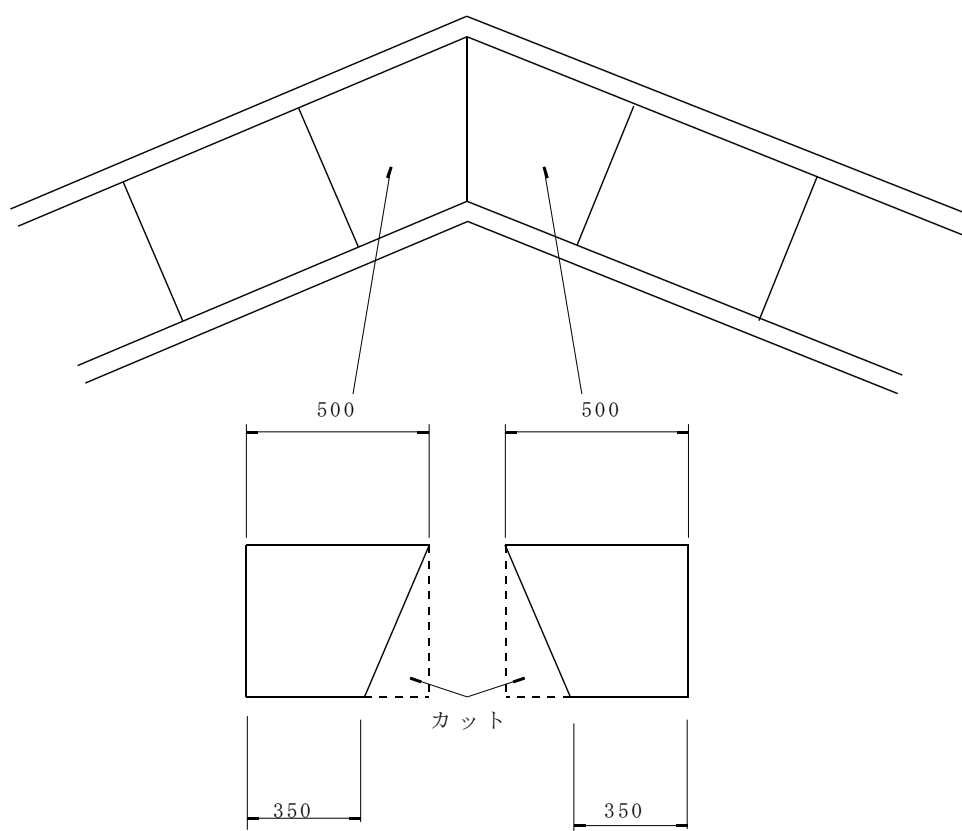
# 歩道標準横断図



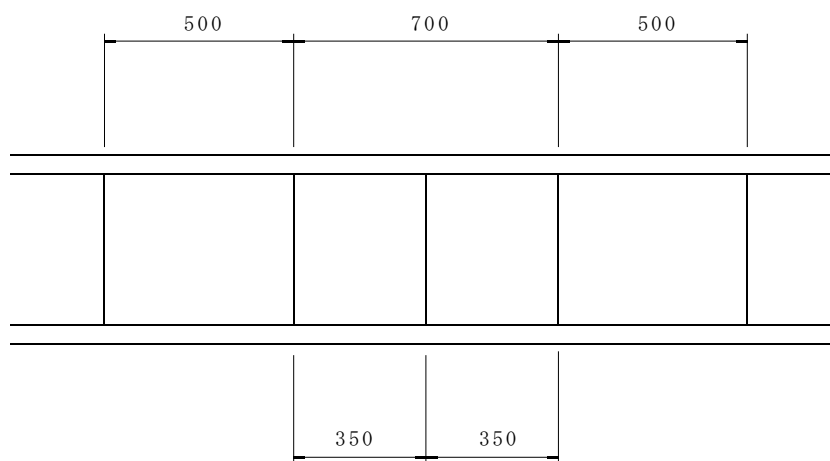
# 車止め



## 側溝 屈曲部の 蓋の 構造

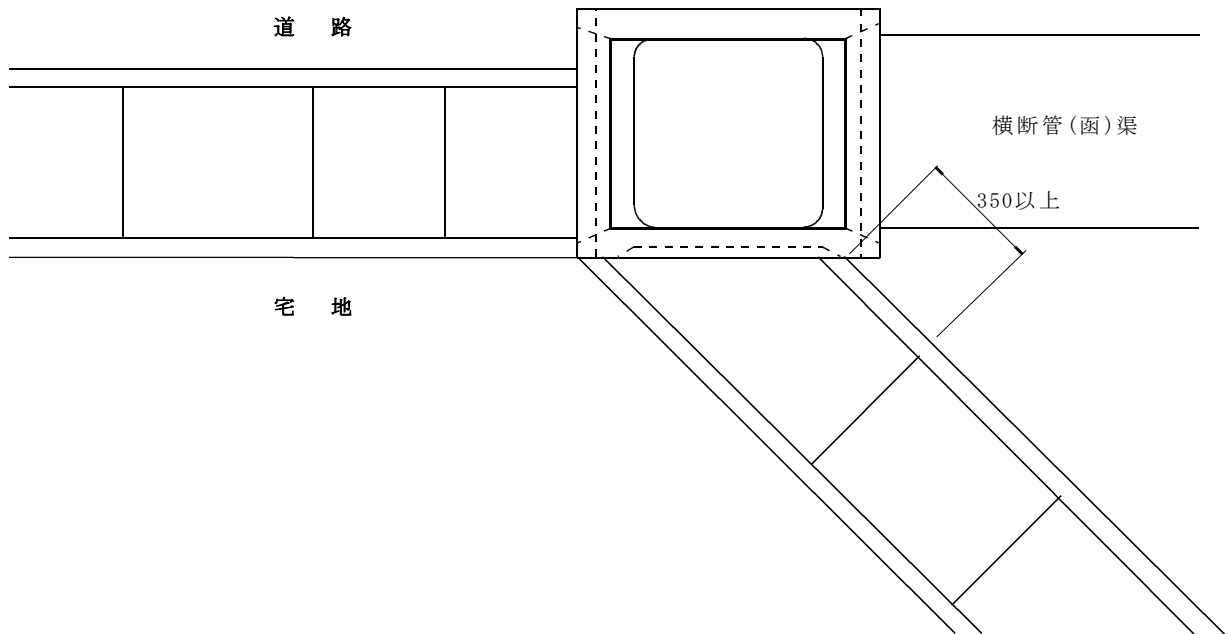


側溝の蓋の設置例（長さ50cmの蓋を設置して、20cmの半端が生じた場合は、35cmの蓋を2個使用する。）



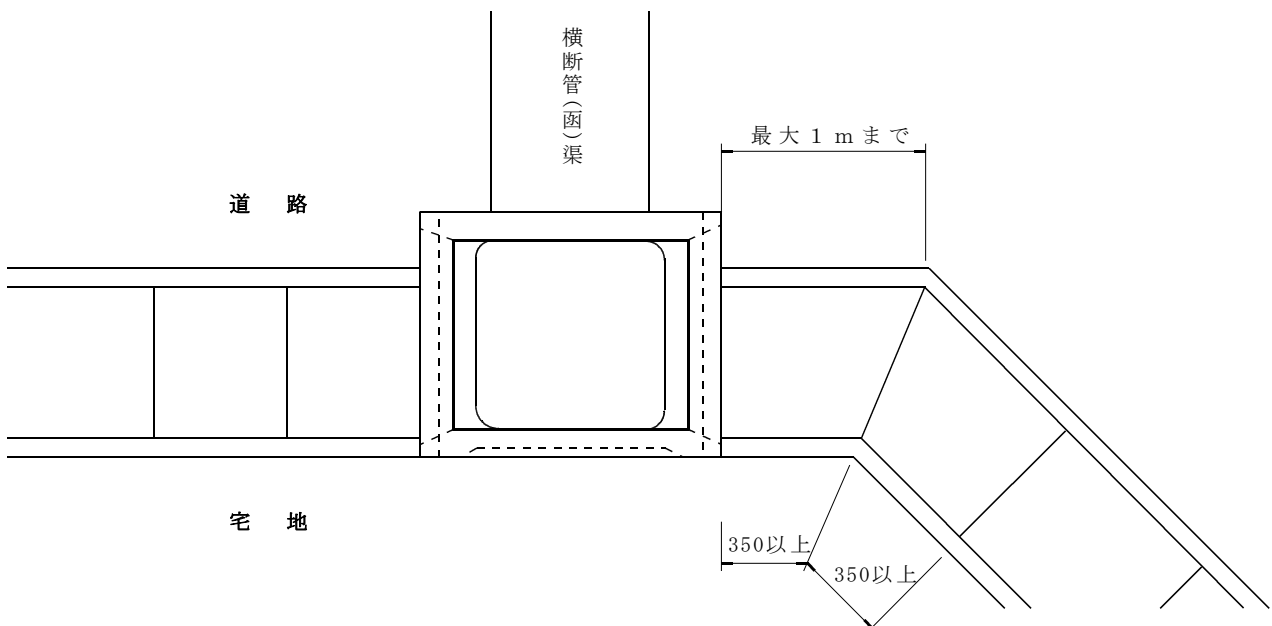
## 集水枘の接続例①

(蓋の短部の長さが35cm以上とすること。なお、特注の場合は50cm以上とする。)



## 集水枘の接続例②

(蓋の短部の長さが35cm以上とすること。)

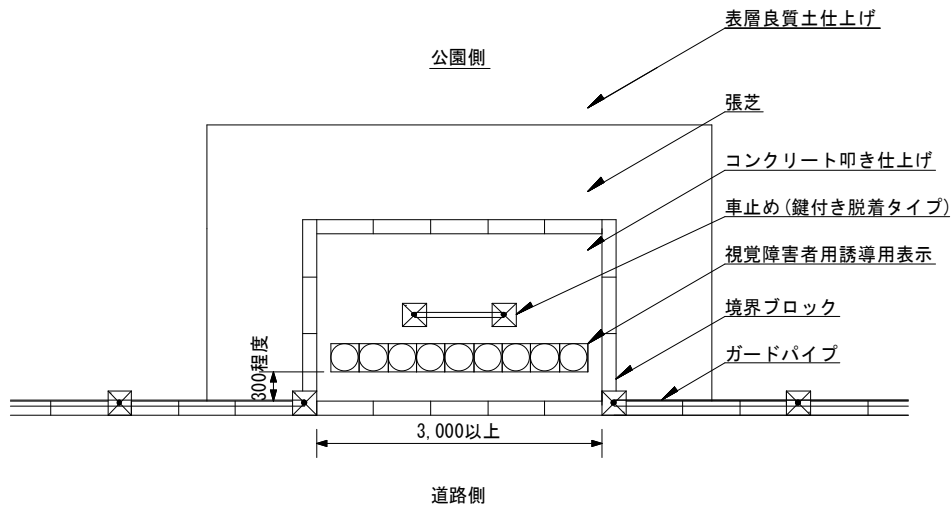


※蓋の据え付けについては、段差、がたつき等に十分注意し、製品の表面の見栄えの悪いもの、欠けているものについては、交換すること。

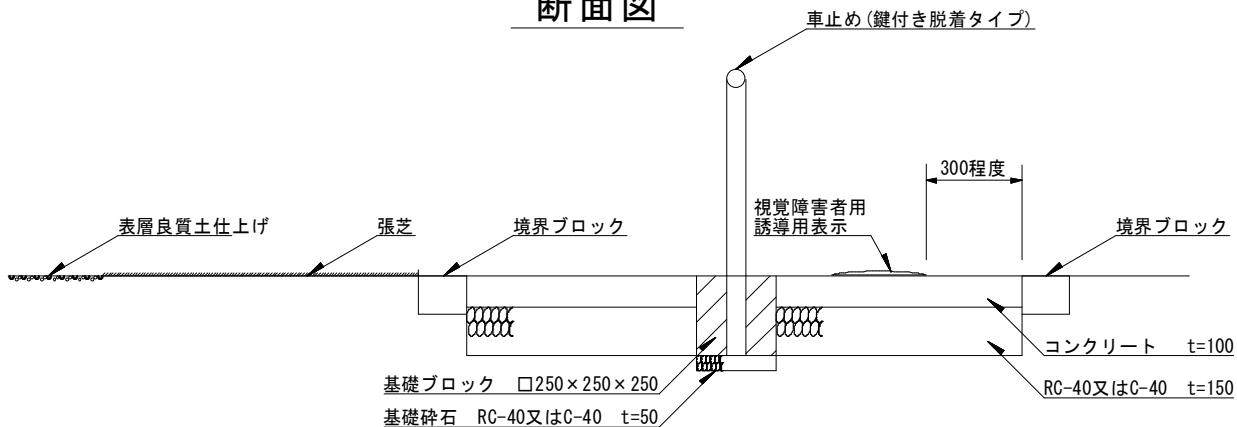


# 出入口標準図

## 平面図

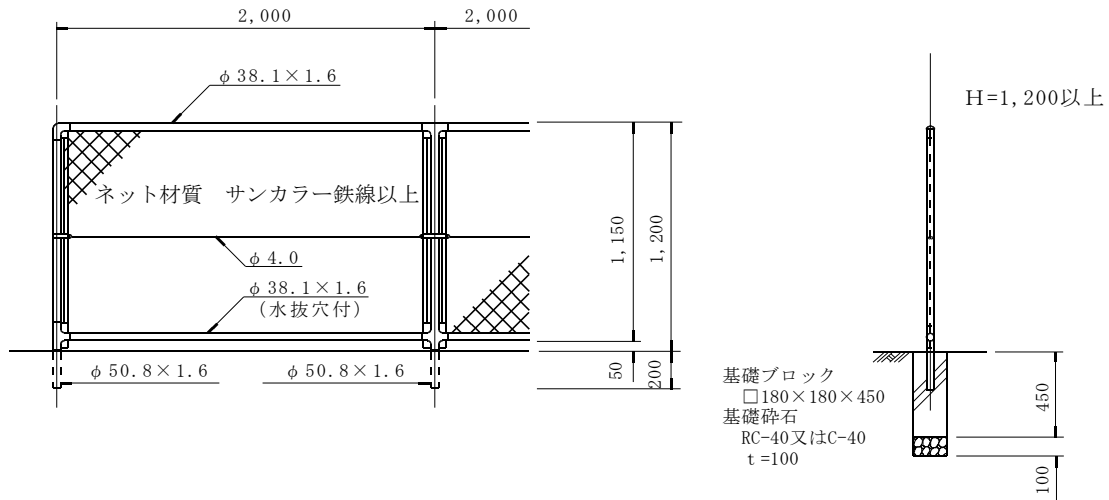


## 断面図

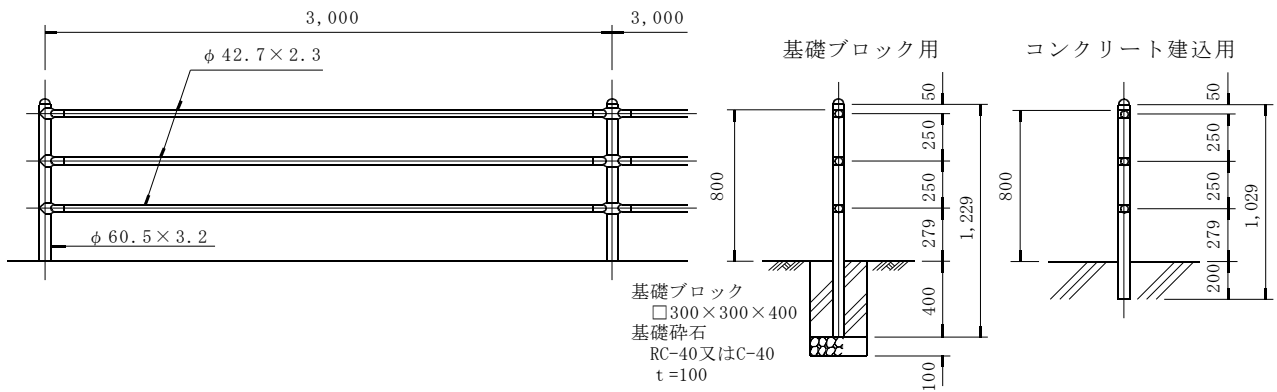


※各種施設の数値は参考値とする。

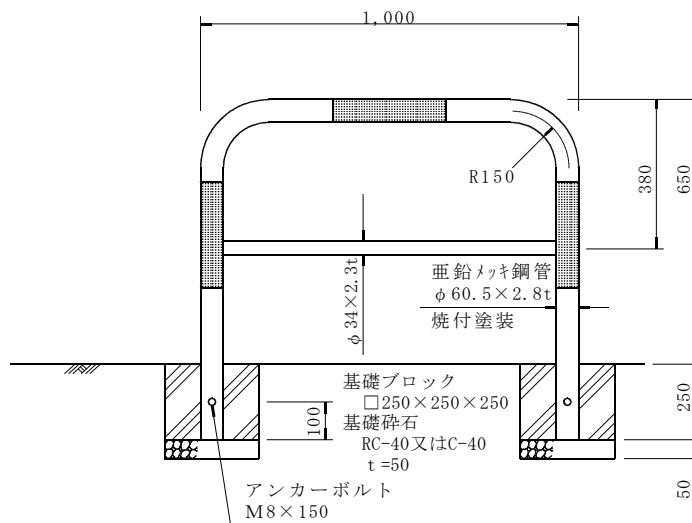
### 菱形金網設置例



### 横断・転落防止柵設置例 (H=800もしくはH=1,100)



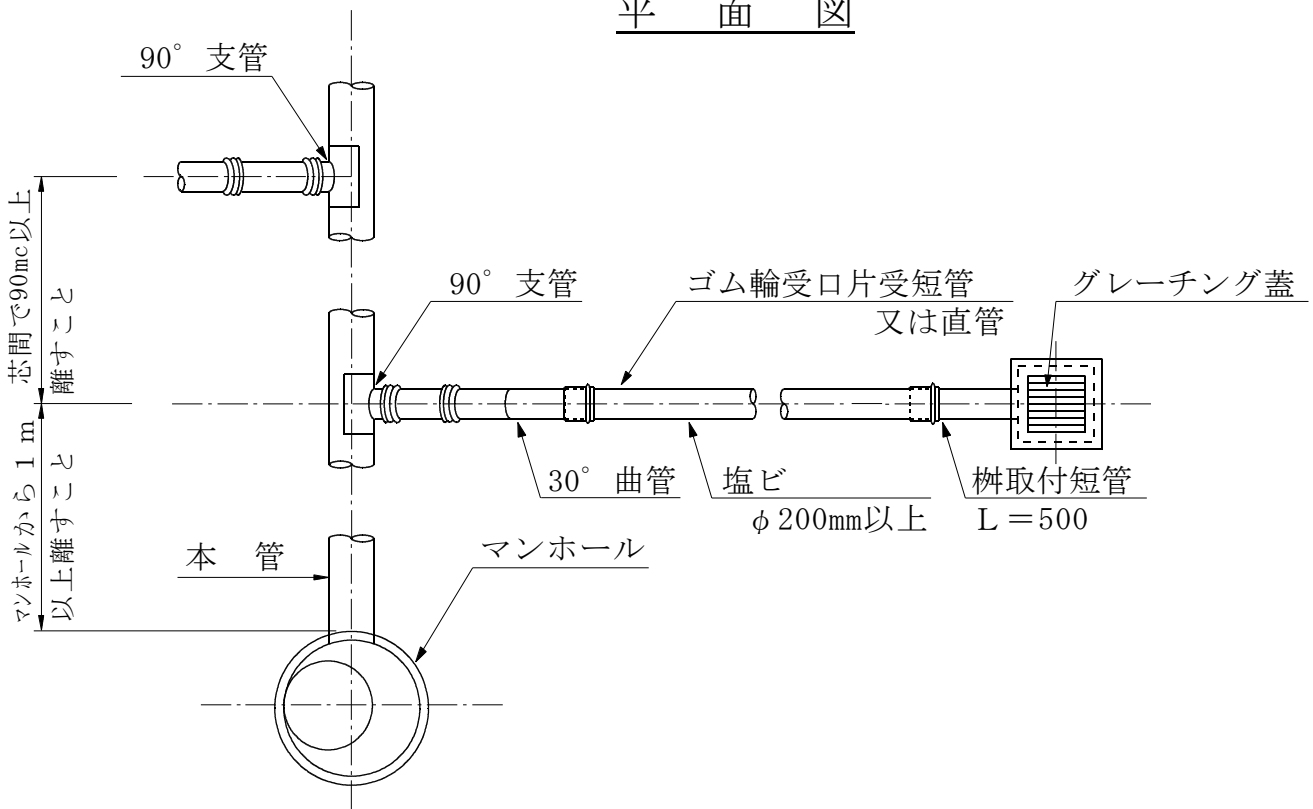
### 車止め設置例 (鍵付き脱着タイプ)



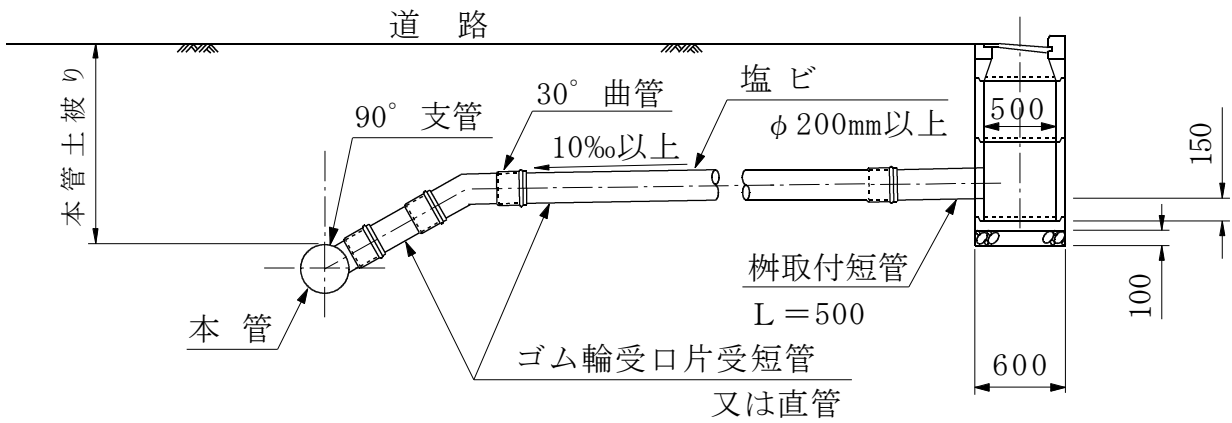
(3) 下水道

雨水枺および取付管標準図

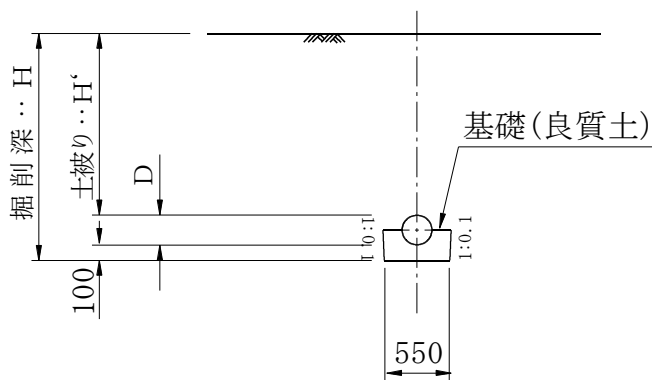
平面図



断面図

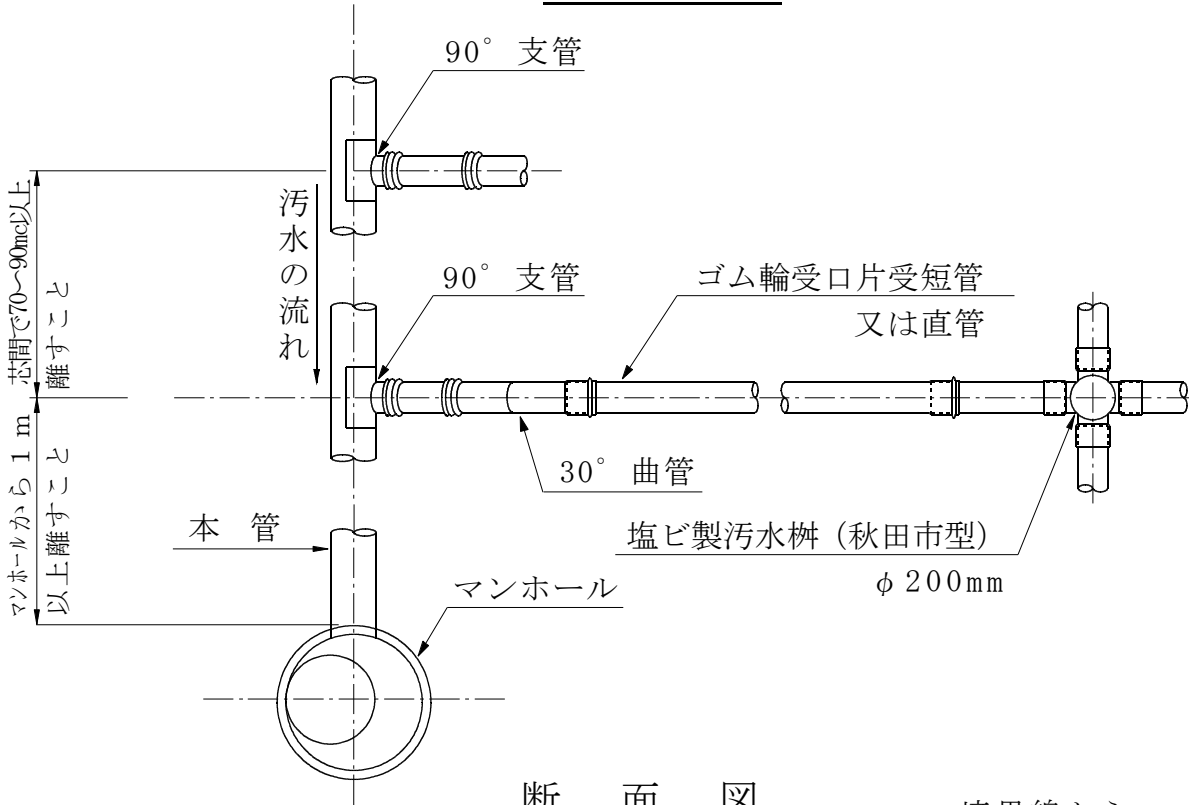


取付管基礎断面図

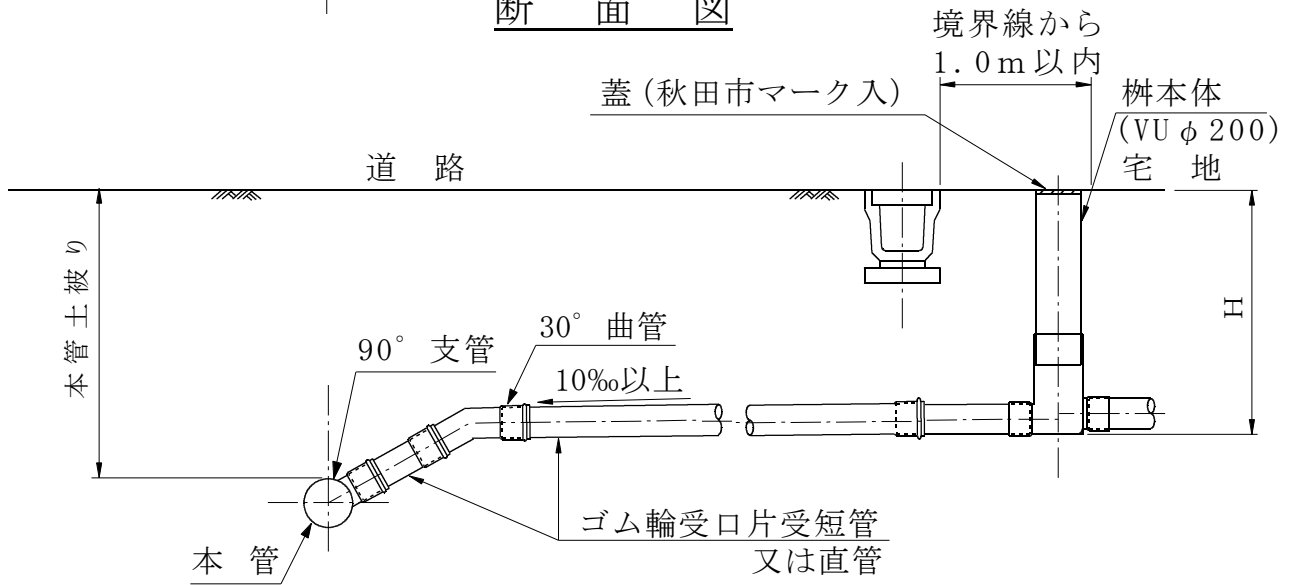


# 汚水柵および取付管標準図

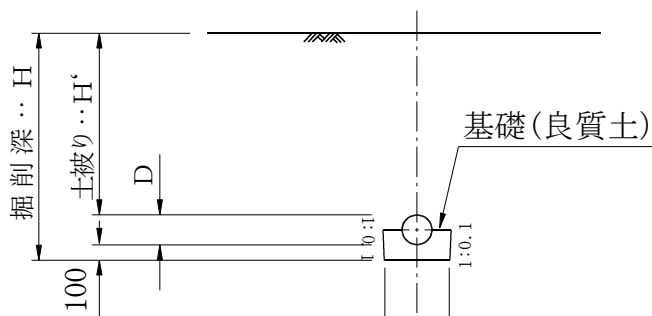
## 平面図



## 断面図

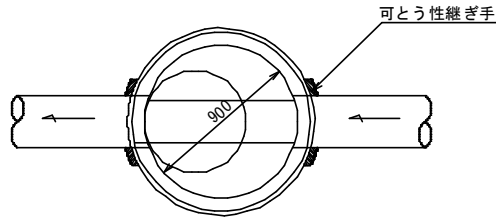


## 取付管基礎断面図

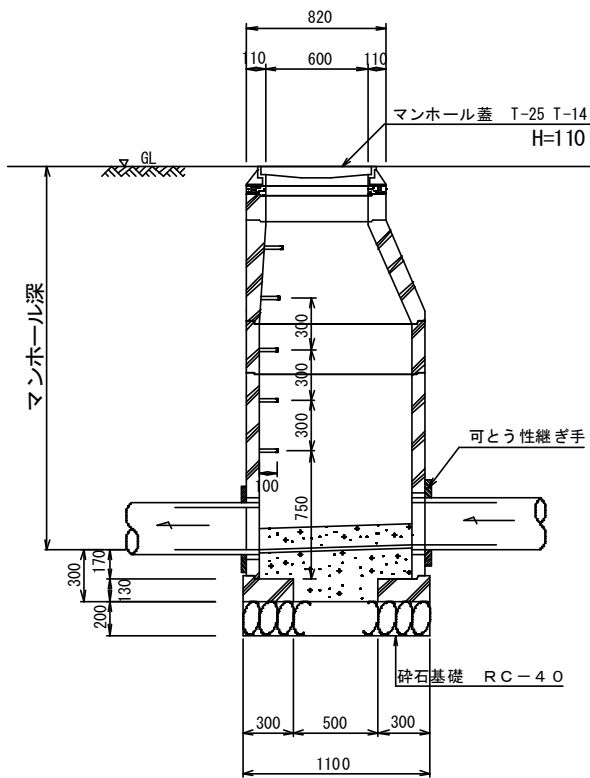


# 1号組立マンホール標準図

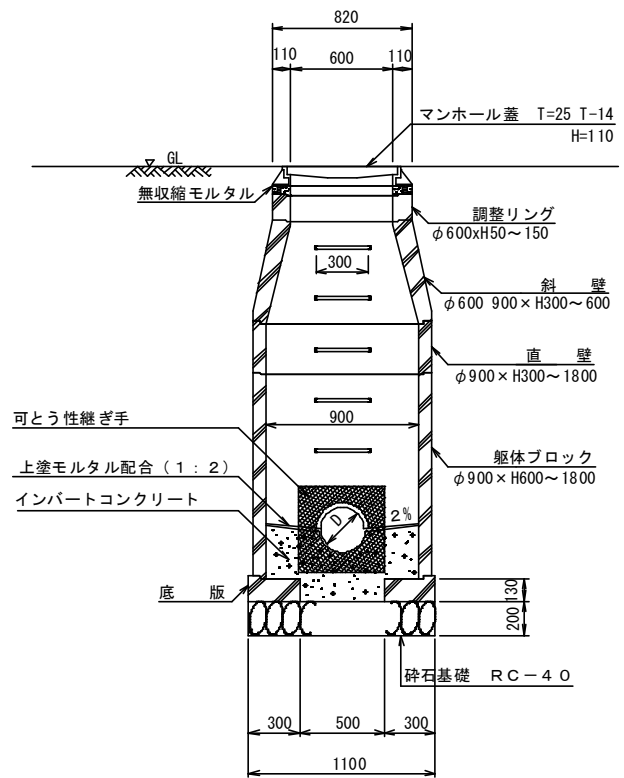
平面図



縦断面図

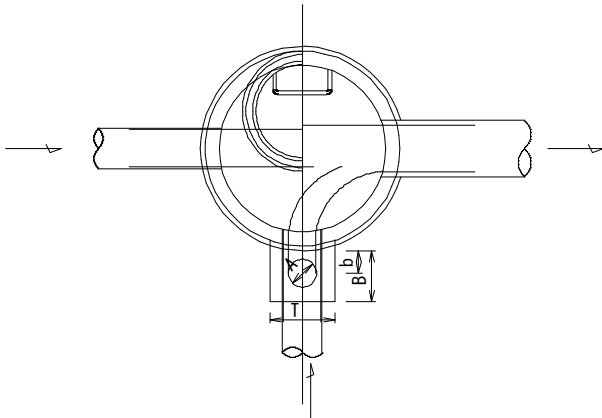


横断面図



# 外副管標準図

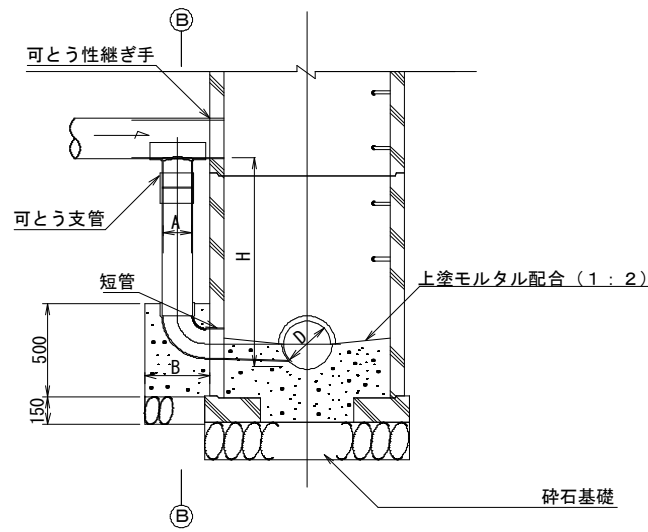
平面図



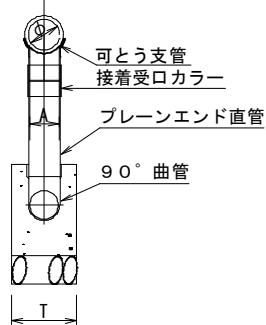
寸法表

本管径	副管径A	T	B	b	単位mm
φ 150	100	400	450	250	
φ 200	150	450	500	275	
φ 250~400	200	500	550	300	

断面図

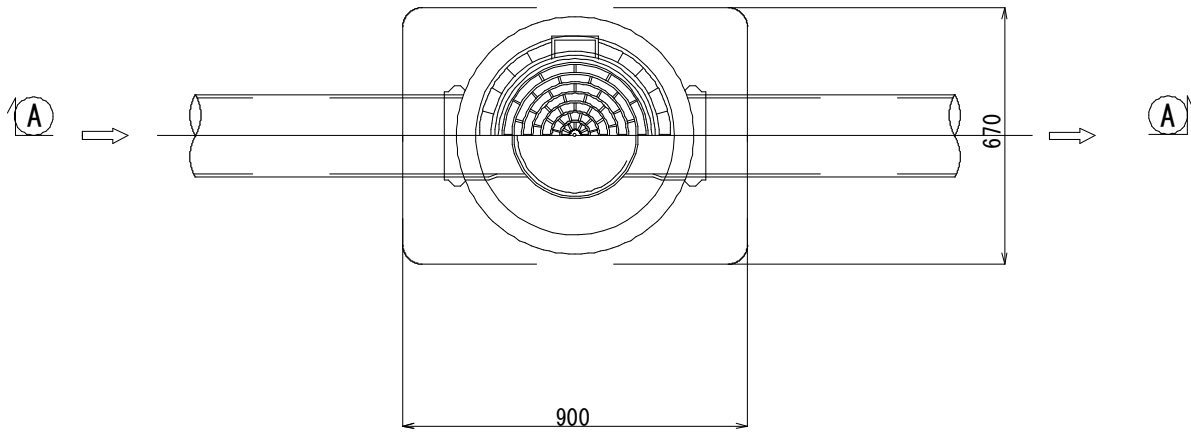


③-③断面図

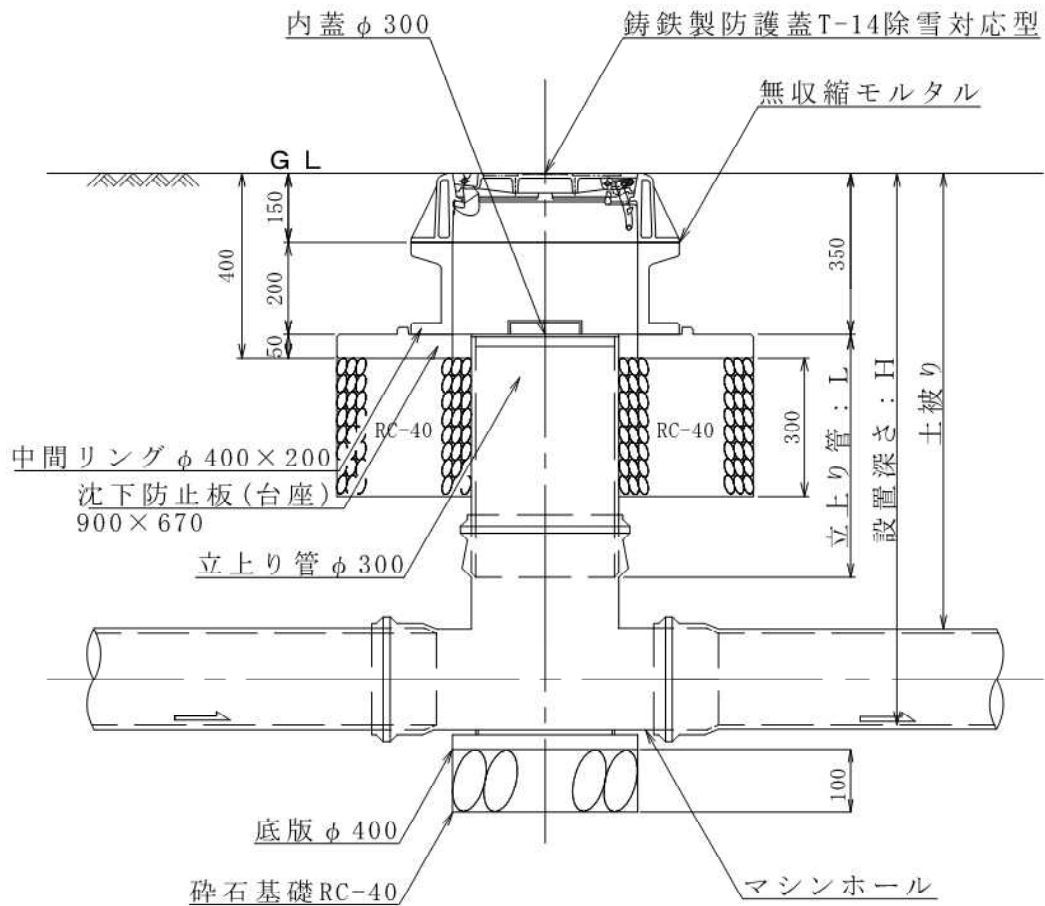


# マシンホール標準構造図

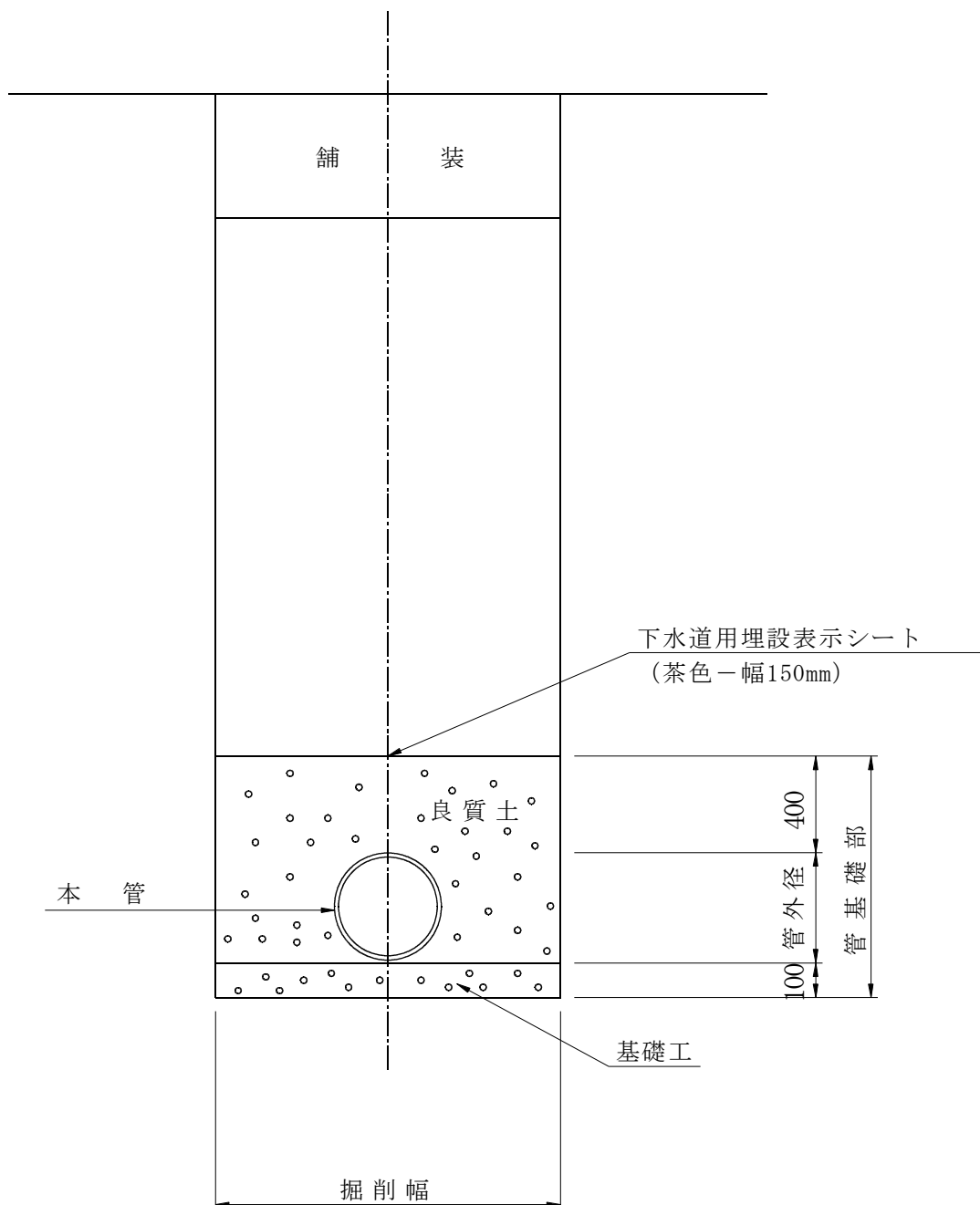
## 平面図



## A - A 断面



## 本管基礎断面図



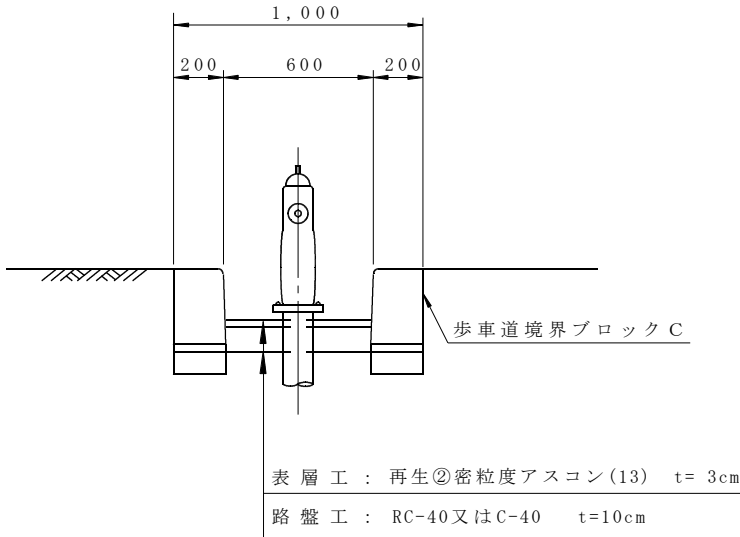
※埋設表示シートは、本管の管頂より40cm上の位置に設置すること



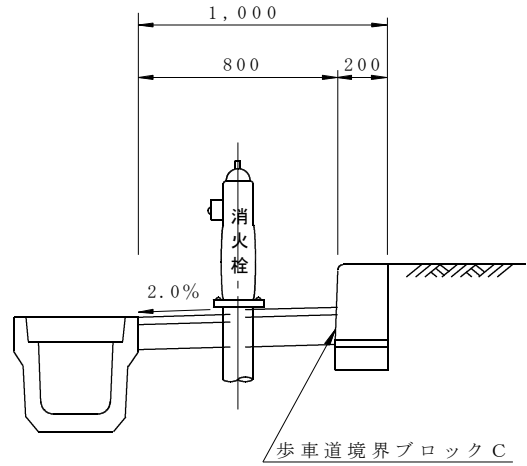
( 4 ) 消防水利

消火栓標準構造図

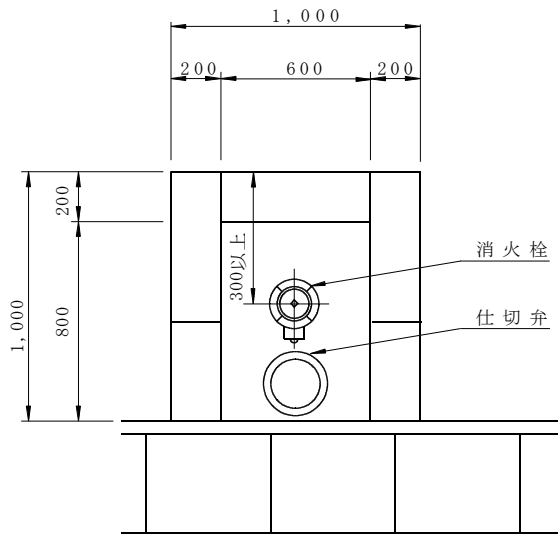
正面図



側面図

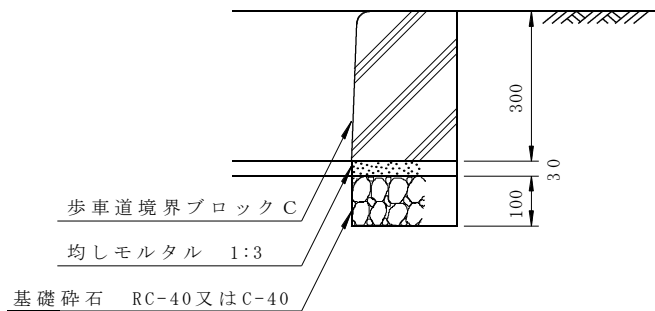


平面図



歩車道境界ブロック

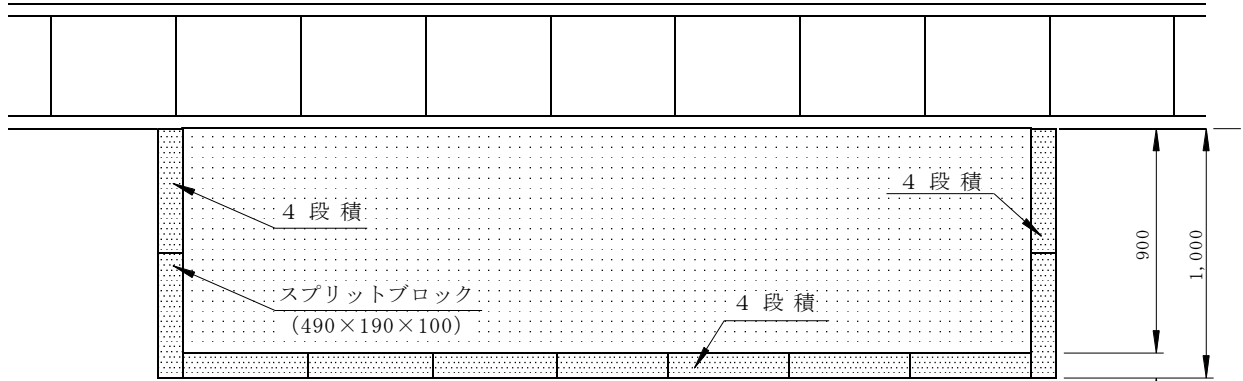
構造図



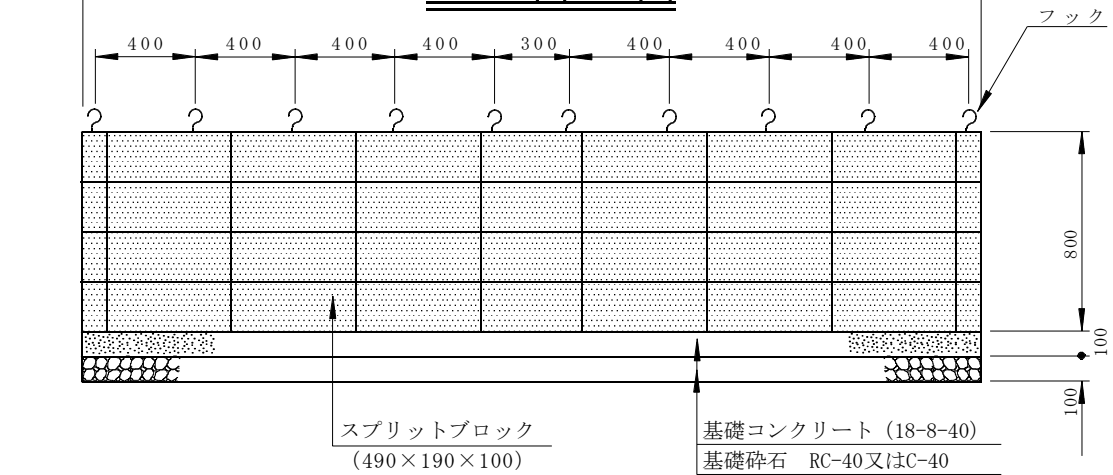
※ 消火栓は、ハンドル (L=300mm) が容易に回転できる位置とする。

(5) ゴミ収集場 (ごみ集積所)

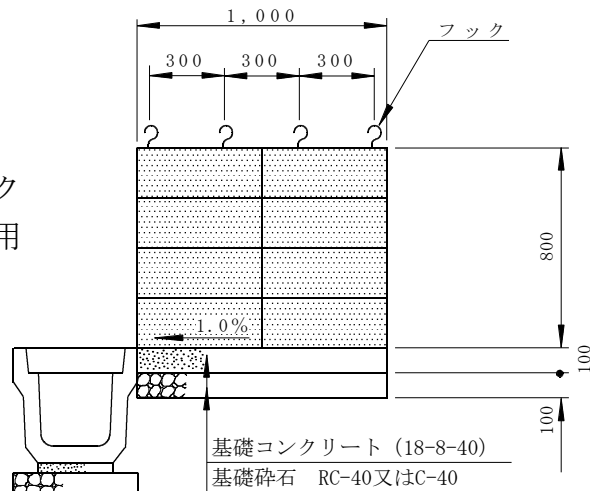
平 面 図



正 面 図



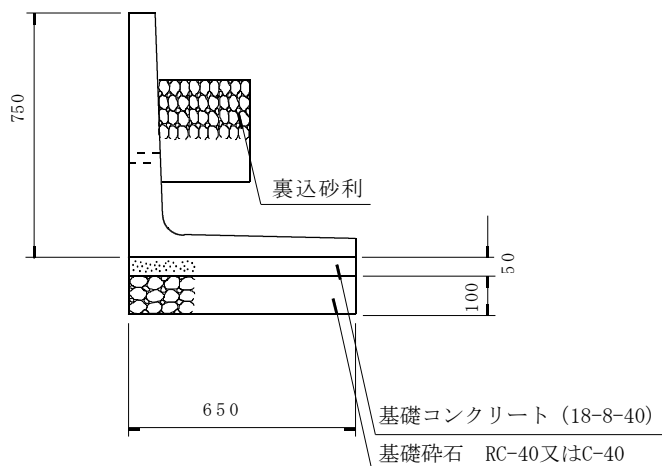
側 面 図



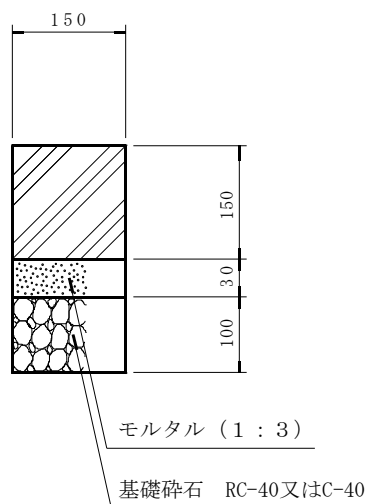
※ コンクリートブロック  
(390×190×100)の使用  
も可とする。

(6) その他

L 型 擁 壁



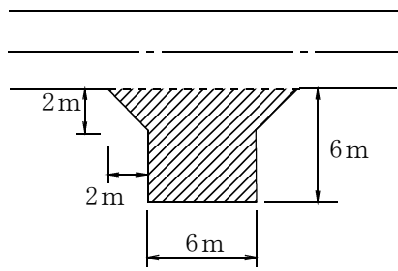
地先境界ブロック



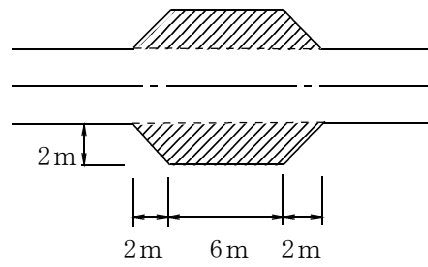
9 転回広場の形状および寸法

A 通路の中間に設ける場合

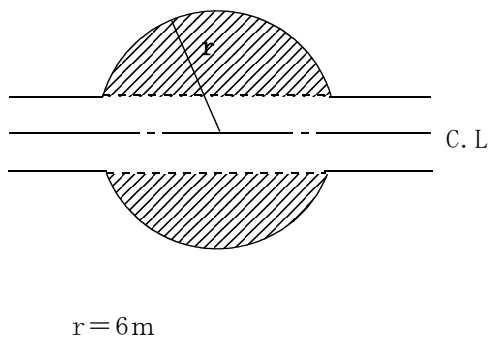
(A-イ)



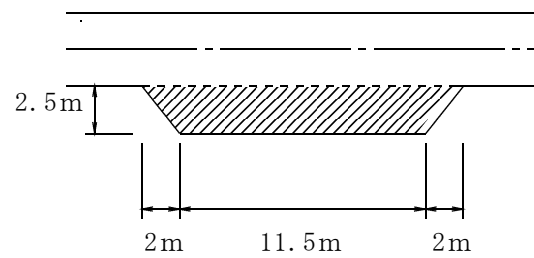
(A-ロ)

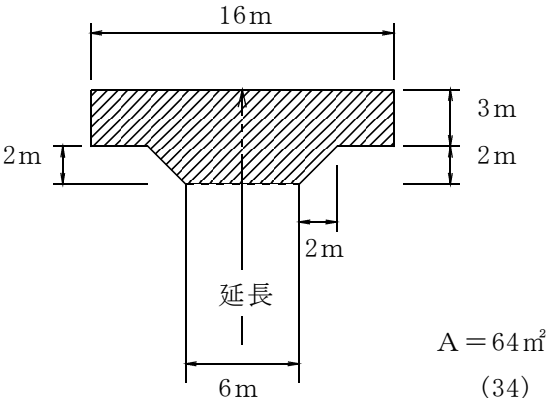
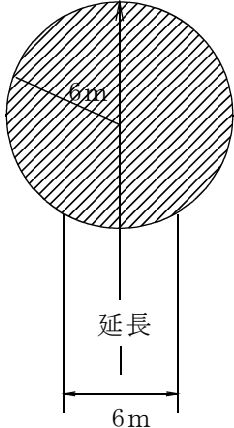
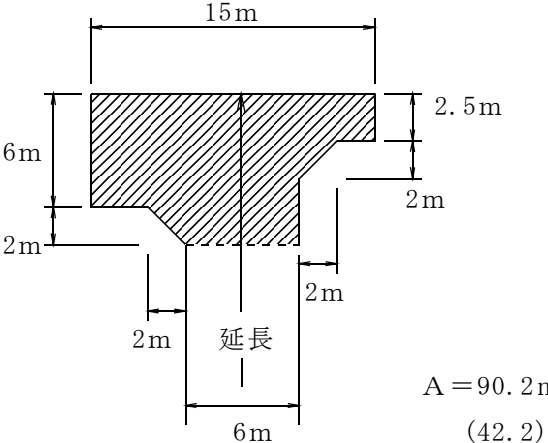
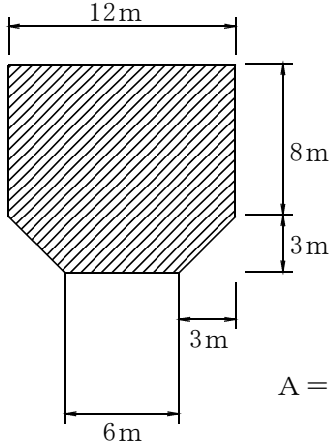
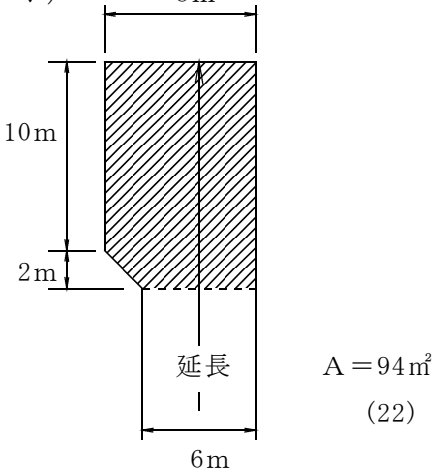


(A-ハ)



(A-ニ)



<p>B 通路の終端に設ける場合</p>	<p>※ ( ) 内は6 m幅員以外の面積</p>
<p>(B-イ)</p>  <p style="text-align: right;"><math>A = 64 \text{ m}^2</math> (34)</p>	<p>(B-ロ)</p>  <p style="text-align: right;"><math>A = 113 \text{ m}^2</math> (41)</p>
<p>(B-ハ)</p>  <p style="text-align: right;"><math>A = 90.2 \text{ m}^2</math> (42.2)</p>	<p>(B-ニ)</p>  <p style="text-align: right;"><math>A = 123 \text{ m}^2</math> (57)</p>
<p>(B-ホ)</p>  <p style="text-align: right;"><math>A = 94 \text{ m}^2</math> (22)</p>	<p>注) B-ホについて</p> <p>特にやむをえない場合で、将来にわたって隣接土地と一体的利用の可能性が低いと認められる開発行為に適用する。</p> <p>① 1,000～1,200<math>\text{m}^2</math>程度に分譲宅地の開発行為  ② 宅地を配置は、新設道路の片側に4つ程度  ③ 隣接地に同一所有権等がないこと  (念書対応の開発でない)  ④ 道路延長は、40m以上あること</p>

土地区画整理手法による宅地開発の場合は、下記の表の通り本技術指針を読み替えるものとする。

	開発行為の場合	区画整理の場合
全般	都市計画法で定める・・・ 開発行為 開発事業者 法32条協議 開発区域	カット 土地区画整理事業 施行者 事前協議 施行地区
P3	5ヘクタール以上の大規模な開発行為で・・・	カット
P7	条例第10条第2項 ----- 規則第7条	要綱第19条第5項 ----- 内容は適用される
P11	条例第10条第1項	カット
P20	2の(3)の表の備考欄	カット
P21	条例第11条第3項第1号 ----- 条例第11条第3項第2号	要綱第20条第3項第1号 ----- 要綱第20条第3項第2号
P23	条例第11条第1項	カット
P35	条例第12条	要綱第22条
P36	条例第13条第1項第1号	要綱第23条
P40	条例第14条	要綱第25条
P41	条例第13条第1項第2号	要綱第24条
P42	条例第13条第2項	要綱第30条
P43	条例第15条	要綱第31条
P53		カット
P54	条例第8条	要綱第30条

## 秋田県バリアフリー社会の形成に関する条例施行規則－抜粋－

平成14年11月29日公布  
秋田県規則第67号

（生活関連施設）

第2条 条例第2条第3号の規則で定める施設は、別表第1の生活関連施設の欄に掲げる施設とする。

（特定生活関連施設）

第3条 条例第2条第4号の規則で定める施設は、別表第1の生活関連施設の欄に掲げる施設のうち、同表の特定生活関連施設の欄に掲げるものとする。

別表第1

### 3 道路

区分	生活関連施設	特定生活関連施設
道路	一般交通の用に供する道路（自動車のみの交通の用に供するものを除く。）	歩道その他これに類するもの（以下「歩道等」という。）又は横断歩道橋若しくは地下横断歩道（以下「立体横断施設」という。）を有するもので、国等が設置するもの及び国等以外の者が土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第2条第4項に規定する施行地区（その面積が10,000㎡以上のものに限る。以下同じ。）又は都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第13項に規定する開発区域（その面積が10,000㎡以上のものに限る。以下同じ。）内に設置するもの

### 4 公園等

区分	生活関連施設	特定生活関連施設
公園等	公園、緑地、遊園地、動物園、植物園その他これらに類するもの（当該施設内にある建築物である施設を除く。）	国等が設置するもの及び国等以外の者が土地区画整理法第2条第4項に規定する施行地区又は都市計画法第4条第13項に規定する開発区域内に設置するもの

# 秋田県バリアフリー社会の形成に関する条例施行規則整備基準－抜粋－

別表第2

## 3 道路

整備項目	整備基準
1 歩道等	イ 歩道等は、車道、路肩及び停車帯（以下「車道等」という。）と適切な方法により分離すること。
	ロ 有効幅員は、200cm以上とすること。
	ハ 横断こう配は、2パーセント以下とすること。
	ニ 縦断こう配は、5パーセント（地形の状況その他特別な理由によりやむを得ない場合は、8パーセント）以下とすること。
	ホ 交差点における歩行者の横断の用に供する部分又は横断歩道に接する歩道等と車道等の段差は、2cm以下とすること。
	へ ホの段差に接する歩道等の部分には、車いす使用者が静止し、又は円滑に転回することができる水平な部分を設けること。
	ト 路面は、平坦で滑りにくい仕上げとすること。
	チ 排水溝を設ける場合においては、つえ、車いすの車輪等が落ち込まない構造の溝ぶたを設けること。
	リ 視覚障害者誘導用ブロックを敷設する場合においては、当該視覚障害者誘導用ブロックは、黄色その他周囲の路面との輝度比が大きいことにより容易に識別できる色とすること。
2 立体横断施設	立体横断施設を設ける場合においては、当該立体横断施設は、次に定める構造とすること。
	イ 階段、傾斜路及びその踊場の両側には、手すりを設けること。
	ロ 階段には、回り段を設けないこと。
	ハ 路面は、滑りにくい仕上げとすること。
	ニ 段は、識別しやすいものとし、かつ、つまずきにくい構造とすること。
	ホ エレベーターを設ける場合においては、当該エレベーターは、第2号の表1の項ホに定める構造とすること。
	へ 階段及び傾斜路の上端及び下端並びにエレベーターの昇降口に近接する歩道及び通路並びに踊場の部分には、1の項リに定める構造の視覚障害者誘導用ブロックを敷設すること。



4 公園等

整備項目	整備基準
1 出入口	出入口のうち、1以上の出入口は、次に定める構造とすること。
	イ 幅は、120cm以上とすること。
	ロ 車止めのさく等を設ける場合においては、さく等とさく等の間隔は、90cm以上とすること。
	ハ 車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。
	ニ 路面は、滑りにくい仕上げとすること。
	ホ 出入口が車道等に接する場合においては、視覚障害者誘導用ブロックを敷設し、舗装材を変化させる等により車道等と識別しやすいものとする事。
2 園路	イ 園路のうち、1以上の園路は、1の項に定める構造の出入口に接するものとし、かつ、次に定める構造とすること。
	(1) 幅員は、120cm以上とすること。
	(2) 縦断こう配は、5パーセント（地形の状況その他特別な理由によりやむを得ない場合は、8パーセント）以下とすること。
	(3) こう配が3パーセント以上で延長が30m以上の園路には、延長30m以内ごとに長さ150cm以上の水平な部分を設けること。
	(4) 車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。ただし、構造上やむを得ない場合で、ハに定める構造の傾斜路を併設するときには、この限りでない。
	(5) 路面は、滑りにくい仕上げとすること。
	(6) 排水溝を設ける場合においては、つえ、車いすの車輪等が落ち込まない構造の溝ぶたを設けること。
	ロ 園路に設けられる階段は、次に定める構造とすること。
	(1) 幅員は、120cm以上とすること。
	(2) 手すりを設けること。
	(3) 回り段を設けないこと。
	(4) 踏面は、滑りにくい仕上げとすること。
	(5) 高さが3mを超える階段には、高さ3m以内ごとに踏幅120cm以上の踊場を設けること。
	(6) 階段の上端及び下端に接する園路には、長さ120cm以上の水平な

	<p>部分を設けること。</p> <p>(7) 階段の上端及び下端に近接する園路並びに踊場の部分には、視覚障害者誘導用ブロックを敷設すること。</p> <p>ハ 園路に設けられる傾斜路及びその踊場（ロに定める構造の階段に併設するものに限る。）は、次に定める構造とすること。</p> <p>(1) 幅員は、90 cm以上とすること。</p> <p>(2) こう配は、5パーセント（傾斜路の高さが16 cm以下の場合は12パーセント、75 cm以下の場合は8パーセント）以下とすること。</p> <p>(3) 高さが75 cmを超える傾斜路には、高さ75 cm以内ごとに踏幅150 cm以上の踊場を設けること。</p> <p>(4) 手すりを設けること。</p> <p>(5) 両側には、転落を防止する措置を講ずること。</p> <p>(6) 路面は、滑りにくい仕上げとすること。</p> <p>(7) 傾斜路の上端及び下端に近接する園路並びに踊場の部分には、視覚障害者誘導用ブロックを敷設すること。</p>
3 便所	<p>イ 便所を設ける場合においては、第1号の表五の項イに定める構造の便所を1以上設けること。</p> <p>ロ イに定める構造の便所以外に便所を設ける場合においては、腰掛便座及び手すりが配置されている便房を1以上（当該便所に男子用及び女子用の区分がある場合は、それぞれの区分ごとに1以上）設けること。</p> <p>ハ 男子用小便器のある便所を設ける場合においては、床置式で両側に手すりが配置されている小便器のある便所を1以上設けること。</p> <p>ニ 出入口は、2の項イに定める構造の園路に接すること。</p>
4 案内板等	<p>案内板等を設ける場合においては、当該案内板等は、第1号の表12の項イに定める構造とすること。</p>
5 駐車場	<p>イ 駐車場（自動車の駐車のために供する部分の面積が500㎡以上のものに限る。）を設ける場合においては、次に定める構造の車いす使用者用駐車施設を1以上設けること。</p> <p>(1) 幅は、350 cm以上とすること。</p> <p>(2) 車いす使用者用駐車施設である旨を見やすい方法で表示すること。</p> <p>(3) 車いす使用者用駐車施設の位置及び自動車の利用に供する出入口から当該車いす使用者用駐車施設に至る経路を表示すること。</p> <p>ロ 車いす使用者用駐車施設と2の項に定める構造の園路との間の経路には、移動円滑化経路を1以上設けること。</p>

秋田市都市整備部  
都市計画課開発指導担当

直 通 018-888-5764

F A X 018-888-5763

E-mail [ro-urim@city.akita.lg.jp](mailto:ro-urim@city.akita.lg.jp)